

第3期品川区地域福祉計画のパブリックコメント実施結果について

1. これまでの経過

(1) 各種アンケート

- ・区民アンケート調査 平成29年11月
- ・専門職アンケート調査 平成30年2～3月

(2) 品川区地域福祉計画策定委員会

- | | |
|----------------|-----------------|
| 第1回 平成30年6月8日 | 第2回 平成30年8月8日 |
| 第3回 平成30年10月4日 | 第4回 平成30年12月18日 |

(3) 品川区地域福祉計画策定庁内検討会

- | | |
|-----------------|----------------|
| 第1回 平成30年1月9日 | 第2回 平成30年5月25日 |
| 第3回 平成30年7月23日 | 第4回 平成30年9月27日 |
| 第5回 平成30年11月28日 | 第6回 平成31年2月18日 |

2. 計画素案（本編および概要版）について

資料1および資料2（平成31年2月18日時点）のとおり

※ なお、パブリックコメントのご意見を受けた修正は行っておりません。

3. パブリックコメント実施結果

(1) 実施期間 平成31年1月11日から2月10日まで

閲覧場所：福祉計画課、区政資料コーナー、地域センター、保健センター、図書館

(2) 提出人数 8人（FAX1人、ホームページ7人）

(3) 意見件数 65件

(4) 内容および回答

資料3「第3期品川区地域福祉計画（素案）に対する区民意見公募（パブリックコメント）の実施結果と区の考え方について」のとおり

4. 地区懇談会実施結果

(1) 実施期間 前期：平成30年3～6月／後期：平成30年11月～平成31年3月

(2) 内容および回答

資料4「地区懇談会でいただいたご意見と区の考え方について」のとおり（後期平成31年2月4日開催分まで）

※ 前期にいただいたご意見は素案策定時に活用、反映済。

5. 計画公表

第5回地域福祉計画策定委員会の結果を踏まえ、平成31年5月に区ホームページにて公表（広報しながらにて公表記事掲載）

【資料1】
2019(平成31)年
2月18日時点

やさしさと 支え合いのまち しながわ



2019(平成31)年4月

やさしさと支え合いのまちをめざして

人生 100 年といわれる時代となり、生まれてから亡くなるまでの一生涯、誰もが豊かな人間関係の中で、いきいきと元気に生活を送ることが望まれています。一方、少子高齢化が進んだことや地域のつながりが希薄化していることにより、これまでの福祉サービスでは解決できない複合的な問題や社会的孤立が深刻化しています。



また、国においては、ニッポン一億総活躍プラン（2016（平成 28）年 6 月 2 日閣議決定）が進められる中、福祉分野においては、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。

区は、これまで「第 2 期品川区地域福祉計画」をはじめ、関連計画などに基づき、高齢者や子育てなど各相談窓口の整備を進めるとともに、できるだけ多くの人々が利用できるようにユニバーサル社会の実現に向けてハードとソフト両面からバリアフリー化に取り組んできました。また、地域においては、昔ながらの人と人とのあたたかいつながりによる声かけや見守り活動が行われています。

今後、ますます加速する少子高齢化や地域のつながりの希薄化により生じる問題や課題に対応するため、区民、関係機関、専門職、行政がそれぞれの役割を果たしながら、横断的な取り組みを進めていくことが必要です。そのため、区では、「第 2 期品川区地域福祉計画」と「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を統合した「第 3 期品川区地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現をめざしてまいります。

ぜひ、本計画を読むことで、品川区の地域福祉について関心を持っていただき、できることから具体的に実践し、様々な活動に参加していただきたいと思います。誰もが暮らしやすいまちを、ともに作りあげていけるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、地区懇談会やパブリックコメントなどにより貴重なご意見をいただいた区民ならびに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2019（平成 31）年 4 月

品川区長 濱野 健

目次

第1章 計画策定の考え方	1
1. 計画の基本事項.....	2
(1) 地域福祉とは.....	2
(2) 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現.....	2
(3) 国がめざす地域包括ケアシステム.....	3
(4) 品川区がめざす地域共生社会.....	4
(5) 地域福祉の圏域.....	4
(6) 計画策定の趣旨.....	5
(7) 計画期間.....	5
(8) 計画の位置付け.....	5
2. 地域福祉におけるユニバーサルデザインとバリアフリーの考え方.....	6
(1) バリアフリーからユニバーサルデザインへ.....	6
(2) 国と都の動き.....	6
(3) 区での取り組み.....	7
3. 基本理念、基本目標.....	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1. 品川区の統計からみえる現状.....	10
(1) 人口の推移.....	10
(2) 世帯数の推移.....	11
(3) 高齢者のいる世帯数の推移.....	11
(4) 高齢者人口等の状況.....	12
(5) 障害者数の推移.....	13
(6) 出生率の推移.....	13
(7) 被保護世帯等の推移.....	14
(8) 生活困窮者自立支援事業の相談件数の推移.....	14
2. アンケート調査等からみえる現状.....	15
(1) 品川区の地域福祉に関するアンケート調査.....	15
(2) 区民・関係者からの主なご意見.....	21
3. 前期計画の成果・実績.....	22
(1) 「第2期品川区地域福祉計画」の主な成果・実績.....	22
(2) 「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」の主な成果・実績.....	23
4. 地域福祉で取り組むべき今後の重点課題.....	24

第3章 第3期に推進する施策.....25

施策の体系.....26

1. 気づく心とつなげる気持ちをはぐくむ.....28

(1) 相互理解の促進.....30

(2) 生活の中での気づきの促進.....32

(3) 地域による見守り体制の充実.....34

2. 地域でいきいきと暮らせるまちをつくる.....38

(1) 地域活動等の活性化.....40

(2) 多世代による支え合いの地域づくり.....43

(3) 社会参加を通じた生活の質の向上.....46

(4) 様々な生きづらさを持つ子ども・若者への支援.....48

(5) 外出しやすいまちづくり.....49

3. 適切な支援につながるしくみをつくる.....52

(1) 包括的な相談支援体制の充実.....54

(2) 虐待防止と権利擁護の推進.....58

(3) 安心して住むための支援の充実.....60

(4) 自立のための環境づくり.....62

(5) 生活支援等福祉サービスの充実.....64

第4章 計画の推進体制と進行管理.....67

1. 計画の推進体制.....68

(1) 計画内容の周知.....68

(2) 区民等との協力による地域福祉の推進.....68

(3) 庁内の推進体制.....68

2. 計画の進行管理.....69

資料編.....71

1. 計画策定の経過.....72

(1) 計画策定の検討経過.....72

(2) 地区懇談会の開催状況.....73

(3) 各種アンケートの実施概要と結果.....74

2. 品川区地域福祉計画策定委員会 委員名簿.....75

3. 品川区地域福祉計画策定庁内検討会 委員名簿.....76

4. 地域福祉およびやさしいまちづくりに関連する法令等.....77

第1章 計画策定の考え方

1. 計画の基本事項

(1) 地域福祉とは

福祉は、高齢者や障害者、子どもといった対象者ごとに必要なサービスの提供を目的としたものです。一方、地域福祉は、自分たちが住んでいる「地域」に着目し、支援を必要としている人やその家族に対して必要なサービスを総合的に提供し、地域社会を構成する一員として自立した生活を送ることができるようにすることです。

近年、急速な少子高齢化や核家族化等が進み、ひとり暮らし高齢者や障害者、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、手助けを必要としている人たちが増えています。また、地域住民の生活スタイルや価値観が多様化する一方で、地域のつながりは希薄化しており、社会的に孤立している人もいます。

地域福祉には、こうした手助けや支援を必要とする人たちが抱える生活上の様々な課題に対し、高齢者や障害者、子どもといった対象者ごとでなく、自分たちが住んでいる地域で、一人ひとりがその人らしい生活を送れるように地域住民や事業者、行政が協力し、支え合う取り組みが求められています。

(2) 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

区はこれまで、高齢者がたとえ心身の状態が悪化した場合でも、できる限り住み慣れた自宅での生活を継続するため、「地域包括ケアシステム（地域における医療や介護、介護予防、住まいおよび生活支援を包括的に提供するしくみ）」の構築を進めてきました。

今後は、高齢者だけでなく、子どもや障害者などすべての区民一人ひとりが地域で生きがいを持って暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けて、区民・関係機関・区との連携強化などにより、「地域包括ケアシステム」の構築をさらに進めていきます。

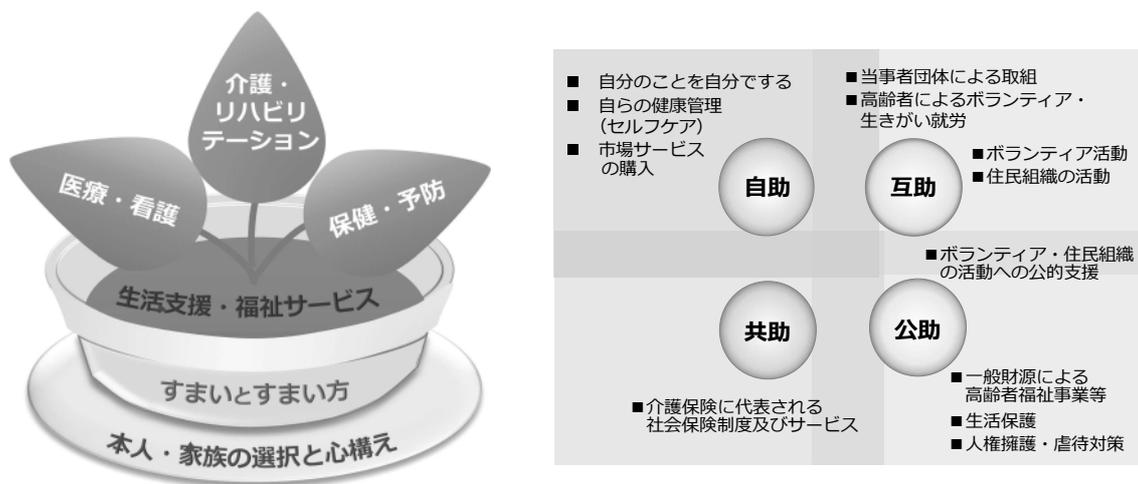
(3) 国がめざす地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「生活支援・福祉サービス」「すまいとすまい方」により包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざすものです。

これを実現するためには、介護保険や公的福祉サービスといった「共助」や「公助」とあわせて、自分のことを自分とする「自助」や地域の支え合いである「互助」を効果的に組み合わせていくことが重要です。

地域包括ケアシステムは、元来、高齢者に限定されるものではなく、障害者や子どもを含む、地域のすべての住民のためのしくみであり、本人や家族、町会等の住民組織、専門職、地域の事業者、行政など様々な地域の主体の関わりが重要になります。各自治体には、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを作り上げていくことが求められています。

図 地域包括ケアシステムの概念図

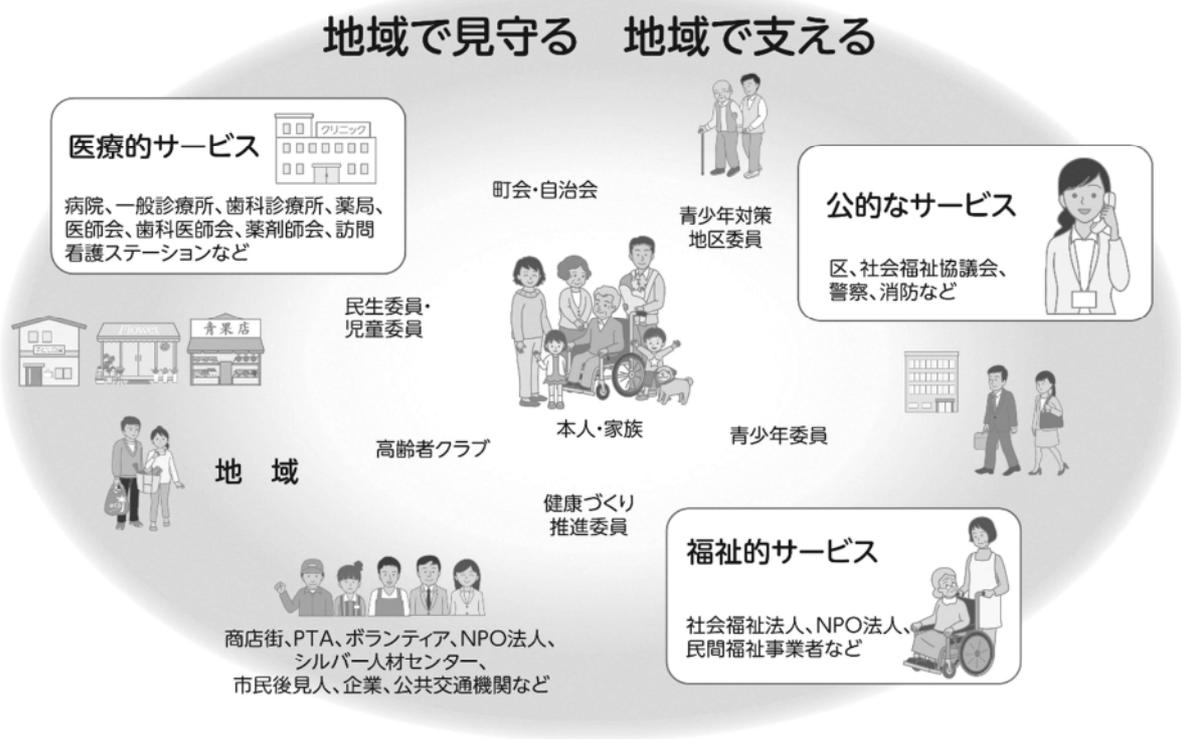


出典：厚生労働省 2013（平成25）年3月 地域包括ケア研究会報告書

(4) 品川区がめざす地域共生社会

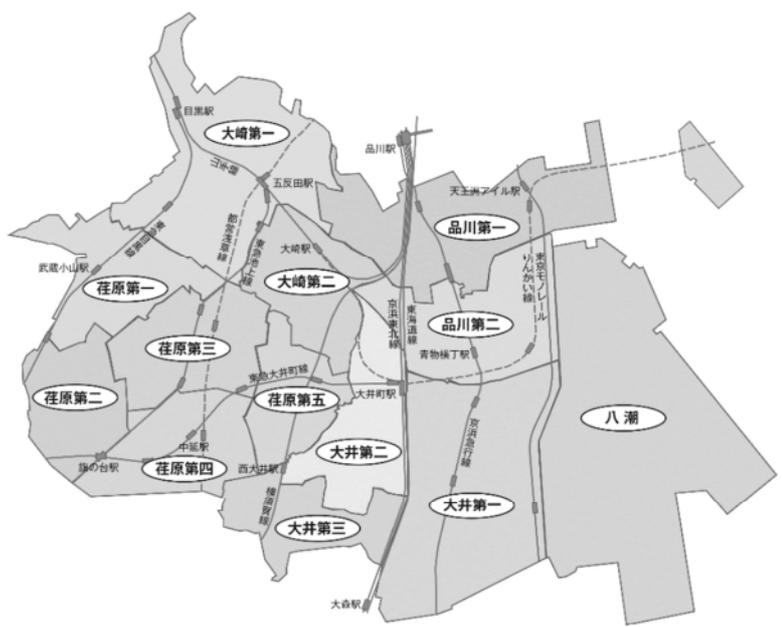
身近な地域において、子どもから高齢者、障害者などすべての人がお互いに支え合い、公的なサービスだけでなく、福祉的・医療的サービスの事業者や地域団体などにより構成される区民全体が連携し、協力し合う社会をめざします。

図 地域共生社会のイメージ



(5) 地域福祉の圏域

区は、地域センター区域と同じ 13 地区を、様々な主体による地域福祉活動の範囲である「日常生活圏域」として設定し、地域コミュニティによる支え合いを推進していきます。



(6) 計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法*第107条に基づき、区市町村が策定しています。本計画は、地域住民、関係機関・団体、福祉や医療サービスの事業者、区等のすべての区民が、地域福祉に関わる活動や取り組みを行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことをめざす計画です。

※本計画は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（2014（平成26）年3月26日厚生労働省通知）」に基づき「生活困窮者自立支援方策」を盛り込んでいます。

【社会福祉法(抜粋)】
 (地域福祉の推進)
 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。
 (市町村地域福祉計画)
 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(7) 計画期間

2019（平成31）年度から2023年度の5年間

(8) 計画の位置付け

本計画は、福祉の推進の方向性を示す総合的な計画とするため、区の上位計画である「品川区基本構想・長期基本計画」のもとに、高齢、障害、子ども・子育ての各分野の個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要になる基本的な考え方を示すものです。

さらに、その他の関連計画や、地域福祉の推進を図ることを目的とした「品川区地域福祉活動計画」とも緊密な連携を図っていきます。

さらに、その他の関連計画や、地域福祉の推進を図ることを目的とした「品川区地域福祉活動計画」とも緊密な連携を図っていきます。

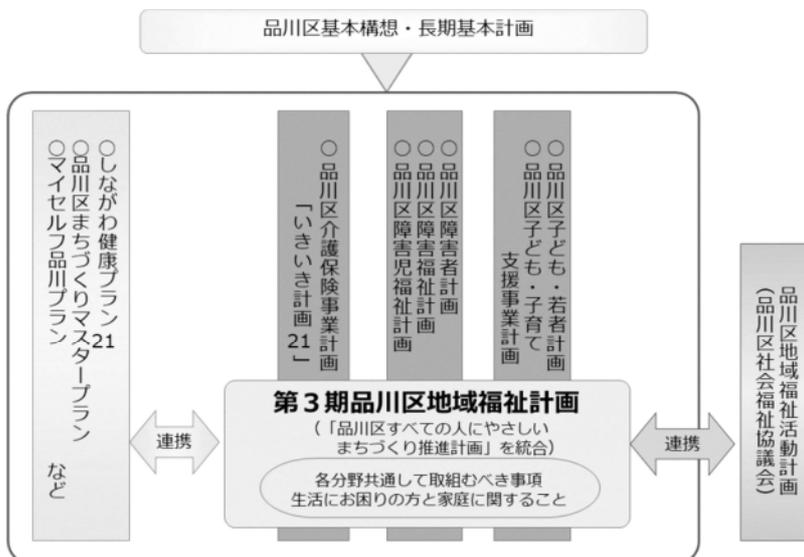


図 計画の位置付け

2. 地域福祉におけるユニバーサルデザインとバリアフリーの考え方

(1) バリアフリーからユニバーサルデザインへ

バリアフリーは、高齢者や障害者などに対する日常生活や社会生活の中でバリア（障壁）を取り除いていこうという考え方です。

それに対し、ユニバーサルデザインとは、「年齢、性別、人種、個人の能力等にかかわらず、はじめからすべての人ができる限り利用可能なように製品や建物、環境をデザインする」という考え方です。バリアフリーとして展開してきたものをさらに広く捉えています。誰もが暮らしやすい社会をつくるという点では、同様の意味で用いられることも多くあります。



(2) 国と都の動き

国は、2017（平成 29）年 2 月に東京 2020 大会（※）を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を取りまとめ、心のバリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取り組みを展開することとしています。また、2016（平成 28）年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」）等の改正を受け、大会後の超高齢社会につながるよう、あらゆる人にやさしいユニバーサル社会の進展をめざしています。

また、都においても「東京都福祉のまちづくり条例」に基づいてまちづくりを進めるとともに、2019（平成 31）年 4 月に「東京都福祉のまちづくり推進計画」を改定し、2020 年とその先を見据えた取り組みを行うこととしています。

※正式名称：第 32 回オリンピック競技大会、東京 2020 パラリンピック競技大会

(3) 区の取り組み

区では、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、公共施設等のバリアフリー化などのハード面の環境整備とともに、区民等に対する意識啓発や情報提供の充実などソフト面の取り組みを総合的に進めることで、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりをめざしています。

1) 心のバリアフリーの推進

社会には多様な人が存在し、その中には様々なバリアにより社会参加が困難な人がいます。バリアを取り除くために、何らかの対応を必要としている人に対して、適切な配慮を行うことにより、平等に社会参加できる機会が確保されます。

そうしたことを一人ひとりが理解し、困っている人を見かけたときに皆が協力して手助けできるとともに、困っている人からも手助けを求めやすい社会をめざします。

また、「障害者差別解消法」の普及啓発にも取り組んでいきます。

2) 面的なバリアフリー化の推進

生活の中で利用する建物のバリアフリー化が進むことで、移動や利用をしやすくなりますが、生活上のすべてのバリアがなくなったとは言い切れません。区では、国や都の動向を注視しながら、「品川区長期基本計画」に基づき、施設の整備やその移動手手段の改善を組み合わせ、点や線の整備から面的・重点的な広がりを持ったバリアフリー化を進めていきます。

また、地域特性に合わせて、バリアフリーのまちづくり計画を策定しており、これまでに策定した「品川区大井町駅周辺地区バリアフリー計画」と「品川区旗の台駅周辺地区バリアフリー計画」に基づき、歩道勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備などを行っています。

3) 情報のバリアフリーの推進

平等な社会参加を可能にするためには、すべての人が必要なときに必要な情報を入手できることが重要です。高齢者や障害者、外国人など情報が届きづらいすべての人が品川区で安心して生活・活動することができるよう、誰もが情報を容易に入手できる環境整備に取り組んでいきます。

3. 基本理念、基本目標

本計画がめざす理想の地域の姿を「基本理念」とし、その理念を達成するために必要な要素を「基本目標」として定めます。

【基本理念】

**誰もが 自分らしく
やさしさを持って 暮らせるまち**

【基本目標】

多様性を認め合う意識を醸成する

区民一人ひとりがお互いの違いを認め合う気持ちをはぐくみ、思いやりのまちをめざします。

地域のつながりを再構築する

地域の支え合いや関係機関等の連携などにより、孤立や孤独のないまちをめざします。

誰もが役割を持ち、参画できる地域社会をつくる

区民一人ひとりが日常的な交流や社会参加を通じ役割を持つことで、いきいきと暮らし、活躍できるまちをめざします。

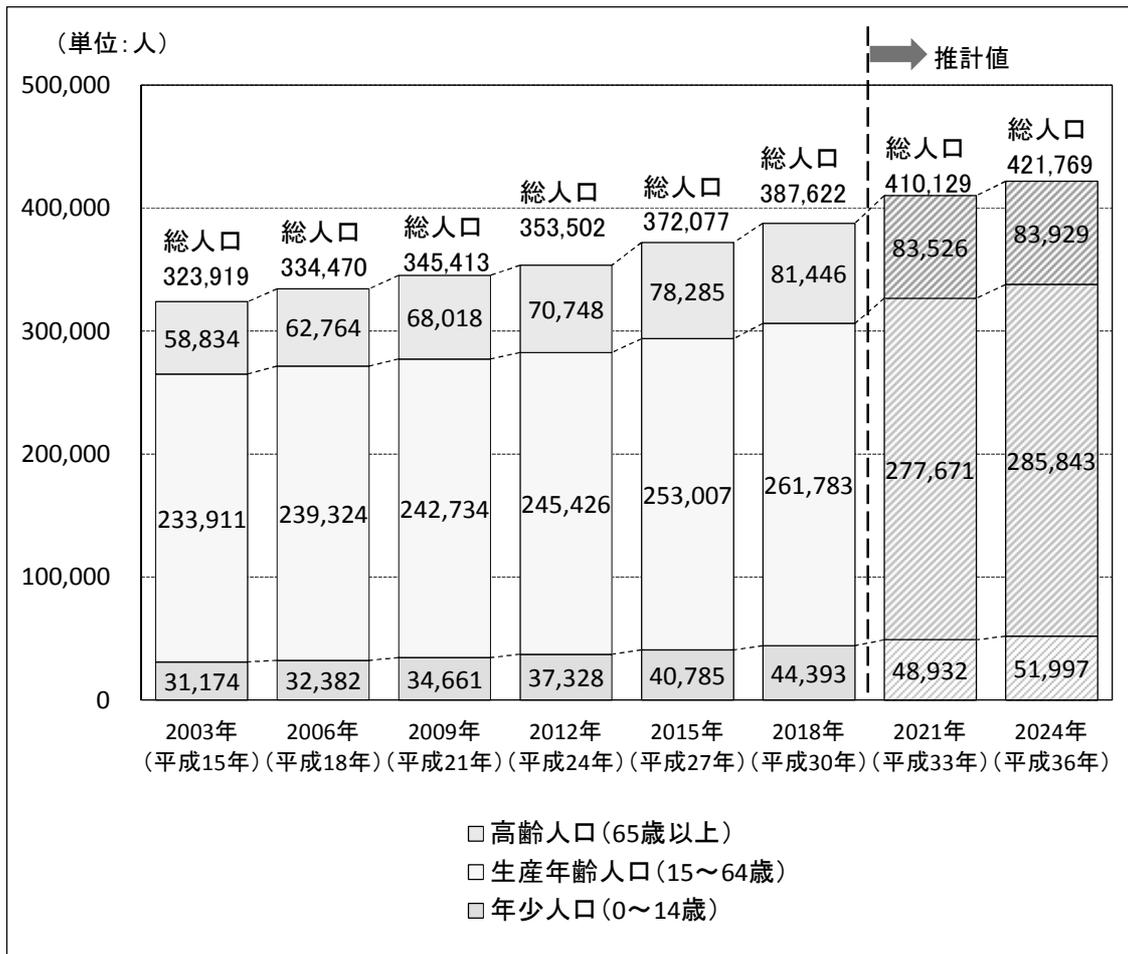
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 品川区の統計からみえる現状

(1) 人口の推移

近年、品川区は区外からの転入により、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、高齢人口（65歳以上）のいずれも増加しています。現在、区民の約5人に1人が高齢者となっています。

■総人口、年少人口、生産年齢人口、高齢人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

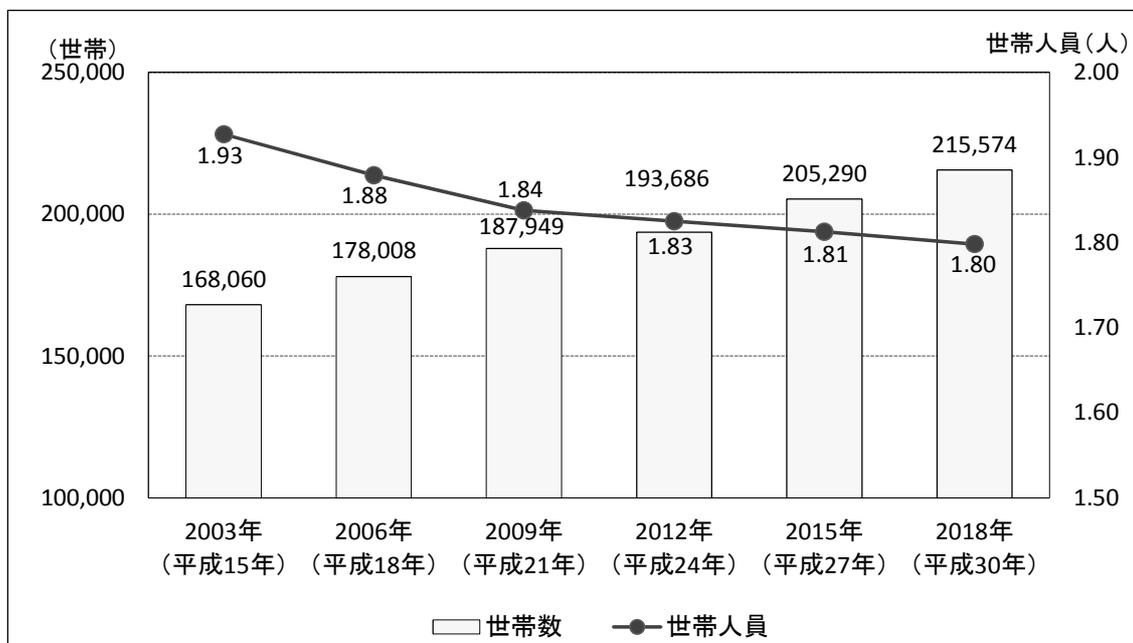
※（1）、（2）の統計については、住民基本台帳法の一部改正（2012（平成24）年7月施行）にともない、2015（平成27）年から日本人および外国人の総数を表記しています（2012（平成24）年までの数に外国人登録者数は含まれていません）。

※推計値は、品川区長期基本計画策定委員会資料「品川区の将来人口推計」中位推計による。

(2) 世帯数の推移

近年、区の世界帯数の増加が続き、1世帯当たりの世帯人員数はゆるやかに減少傾向にあります。

■ 世帯数・世帯人員の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯のうちの単身世帯の割合が増える傾向にあり、夫婦のみ世帯の割合は横ばいで、同居世帯の割合は減る傾向にあります。

■ 高齢者のいる世帯数の推移

(単位：世帯)

	全世帯数	高齢者のいる世帯			
		単身世帯割合	夫婦のみ世帯割合	同居世帯割合	
1990(平成2)年	151,756	30,104	23.8%	25.3%	50.9%
1995(平成7)年	149,466	34,921	27.6%	23.6%	48.9%
2000(平成12)年	157,986	41,329	33.5%	25.9%	40.6%
2005(平成17)年	178,825	45,604	34.4%	25.8%	39.8%
2010(平成22)年	196,132	50,924	38.1%	25.2%	36.7%
2015(平成27)年	212,374	56,514	39.9%	25.2%	34.9%

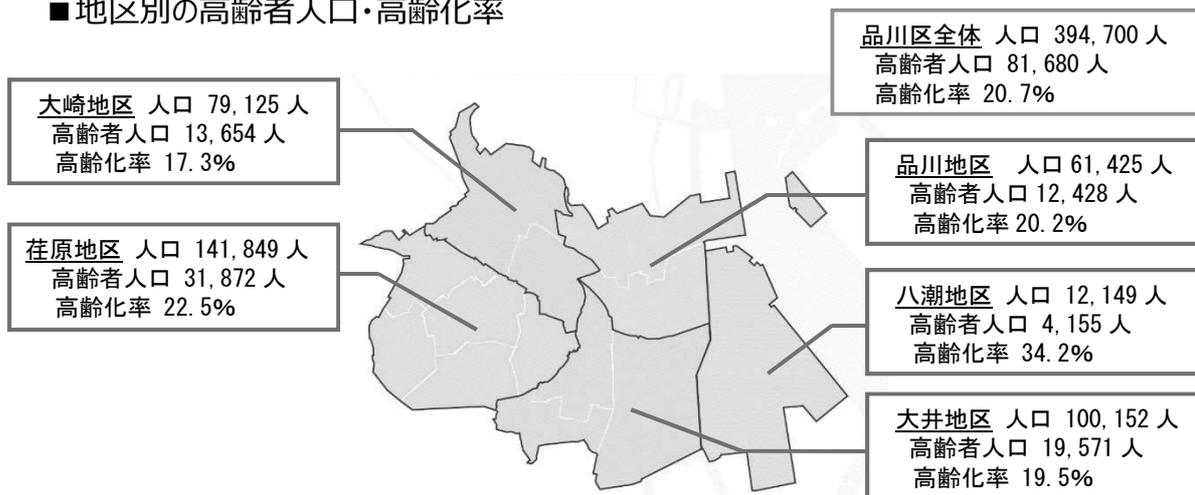
資料：総務省「国勢調査」

(4) 高齢者人口等の状況

区は人口増加により、高齢化率の上昇には歯止めがかかっていますが、八潮地区や荏原地区ではその他の地区よりも高齢化が進んでいます。

また、高齢者人口に対して18%程度の方が要介護や要支援認定を受けて、介護サービスを利用しています。

■ 地区別の高齢者人口・高齢化率



資料：住民基本台帳（2019（平成31）年1月1日現在）
 ※地区別の人口は、日常生活圏域である地域センター別人口の積算です。

■ 要介護度別認定者数

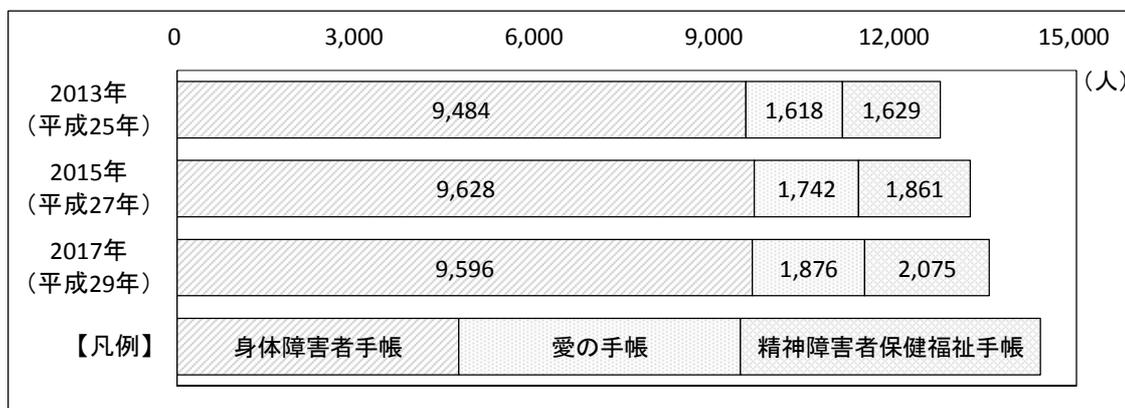
	0	3,000	6,000	9,000	12,000	15,000	(人)	
2013年度 (平成25年度)	2,816	1,755	2,654	1,664	1,672	1,390	1,053	13,004
2014年度 (平成26年度)	2,874	1,887	2,928	1,726	1,635	1,466	1,104	13,620
2015年度 (平成27年度)	2,464	1,870	3,112	1,847	1,648	1,564	1,149	13,654
2016年度 (平成28年度)	2,704	1,998	3,259	1,847	1,675	1,585	1,124	14,192
2017年度 (平成29年度)	2,755	2,193	3,211	1,964	1,739	1,654	1,146	14,662
【凡例】	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計

資料：品川区介護保険制度の運営状況（各年度3月31日現在）

(5) 障害者数の推移

直近の2017（平成29）年と2015（平成27）年を比較すると、身体障害者数は若干減少し、知的障害者数および精神障害者数は増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



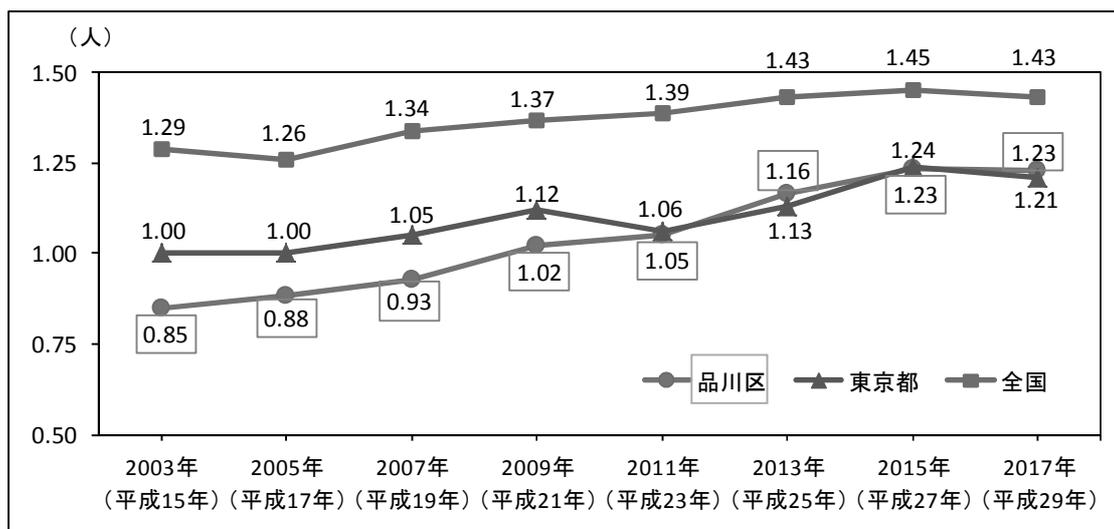
資料：第5期品川区障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（各年4月1日現在）

※愛の手帳は、知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けており、知能測定値・社会性・基本的生活作業力等を年齢に応じて総合的に判断しています。

(6) 出生率の推移

区合計特殊出生率は上昇傾向にあり、2009（平成21）年には1.0人を超えました。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：東京都人口動態統計年報

(7) 被保護世帯等の推移

区の被保護世帯および人員は、2009（平成 21）年度から 2013（平成 25）年度までは急激に増加したものの、その後は、ほぼ横ばいの状態が続いています。区の保護率は都保護率よりも 5 ポイント以上低い水準であり、全国保護率と比べても低い水準となっています。

■ 被保護世帯・被保護人員の推移

※%（パーミル）：1000 分の 1 を表す単位

	区			都	全国
	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率※	保護率	保護率
2009(平成21)年度	3,635	4,347	12.5‰	17.8‰	13.8‰
2011(平成23)年度	4,370	5,248	14.9‰	20.9‰	16.2‰
2013(平成25)年度	4,695	5,607	15.7‰	22.1‰	17.0‰
2015(平成27)年度	4,803	5,684	15.6‰	21.8‰	17.0‰
2017(平成29)年度	4,813	5,662	15.1‰	21.2‰	16.7‰

資料：区…品川区の福祉、都…東京都福祉保健局年報、全国…厚生労働省被保護者調査

(8) 生活困窮者自立支援事業の相談件数の推移

2015（平成 27）年 4 月に開設した「品川区暮らし・しごと応援センター」では、生活困窮者自立支援事業における相談に以下のとおり対応しました。

■ 生活困窮者自立支援事業の相談件数の推移

(単位：件)

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
総相談件数	2,422	2,910	2,234
来所件数	1,225	1,127	981
電話件数	1,048	1,587	1,096
巡回件数	149	196	157

資料：品川区の福祉

※巡回件数については、都区共同による巡回延べ件数と区単独による巡回延べ件数の合算である。

2. アンケート調査等からみえる現状

(1) 品川区の地域福祉に関するアンケート調査

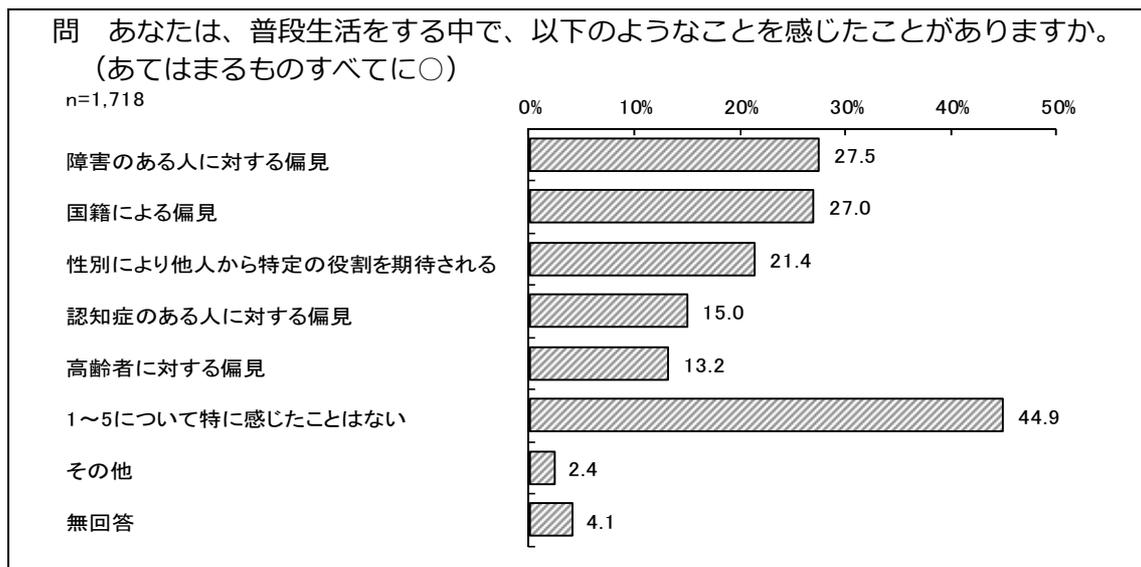
1) 調査概要と結果のまとめ

- 2017（平成 29）年度に 20 歳以上の区民 5,000 人を対象に、区民の生活や地域福祉への意向を把握するため、品川区の地域福祉に関するアンケート調査を実施しました（有効回答数 1,718 人、回答率 34.4%）。
- 近所で手助けを必要とする人を見かけたり、事故や虐待のニュースなどを見たときに、地域における支え合いの意義や必要性を感じるという人が多くいました。
- 地域における支え合いの必要性は感じているものの、現在は仕事や家事・子育てなどで多忙である、健康に自信がないなどの理由から、地域の活動に参加していない人が多くいました。しかし、情報や機会があれば活動してみたいと思っている人も一定割合いました。

2) 回答結果（抜粋）

① 普段の生活で感じる偏見

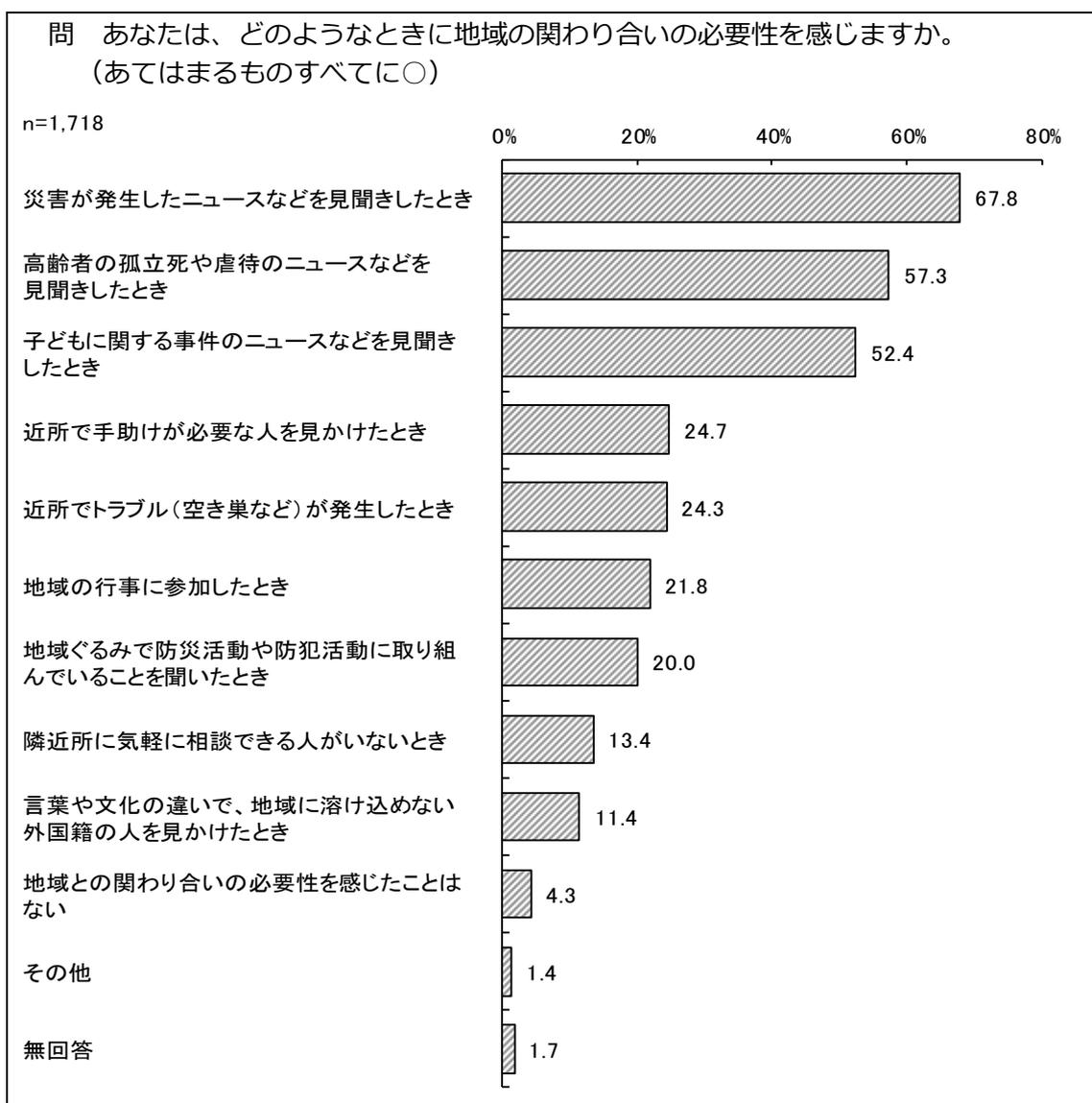
普段生活をする中で「偏見などを感じたことはない」が 44.9%となっています。一方、「障害のある人に対する偏見」が 27.5%、「認知症のある人に対する偏見」が 15.0%、「高齢者に対する偏見」が 13.2%などとなっていて、誰もが生活しやすい社会の実現のため、多様性を認め合う、偏見のない社会が求められています。



② 地域の関わり合いの必要性

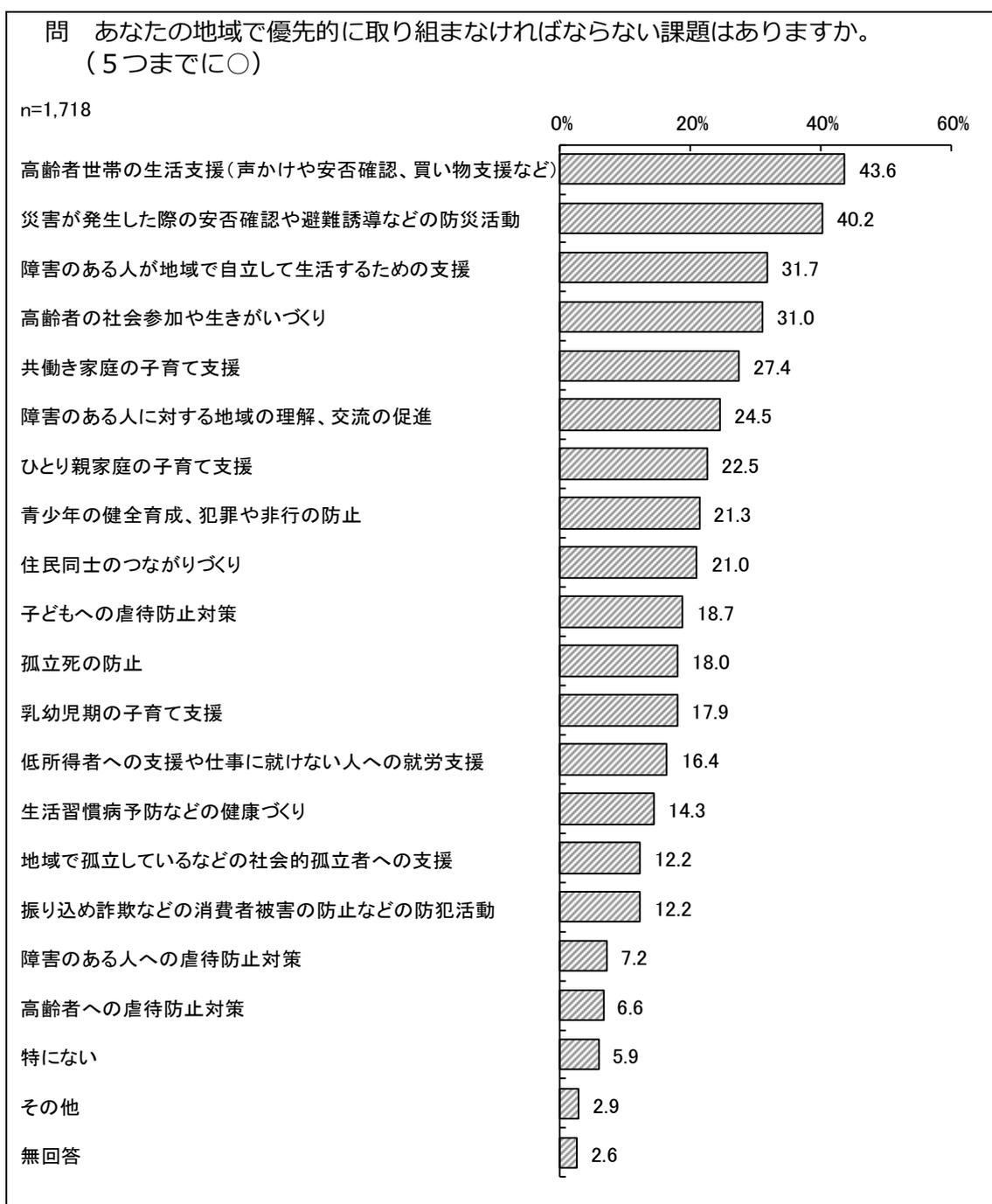
地域の関わり合いの必要性を感じる時は「災害が発生したニュースなどを見聞きしたとき」が67.8%と最も高く、次いで「高齢者の孤立死や虐待のニュースなどを見聞きしたとき」が57.3%となっており、区民は安全や人命に関わることに地域の関わり合いの必要性を強く感じています。

「近所で手助けが必要な人を見かけたとき」、「地域ぐるみで防災活動や防犯活動に取り組んでいることを聞いたとき」、「隣近所に気軽に相談できる人がいないとき」など日常生活における困りごとや悩みについても、日常的な地域の関わり合いが求められています。



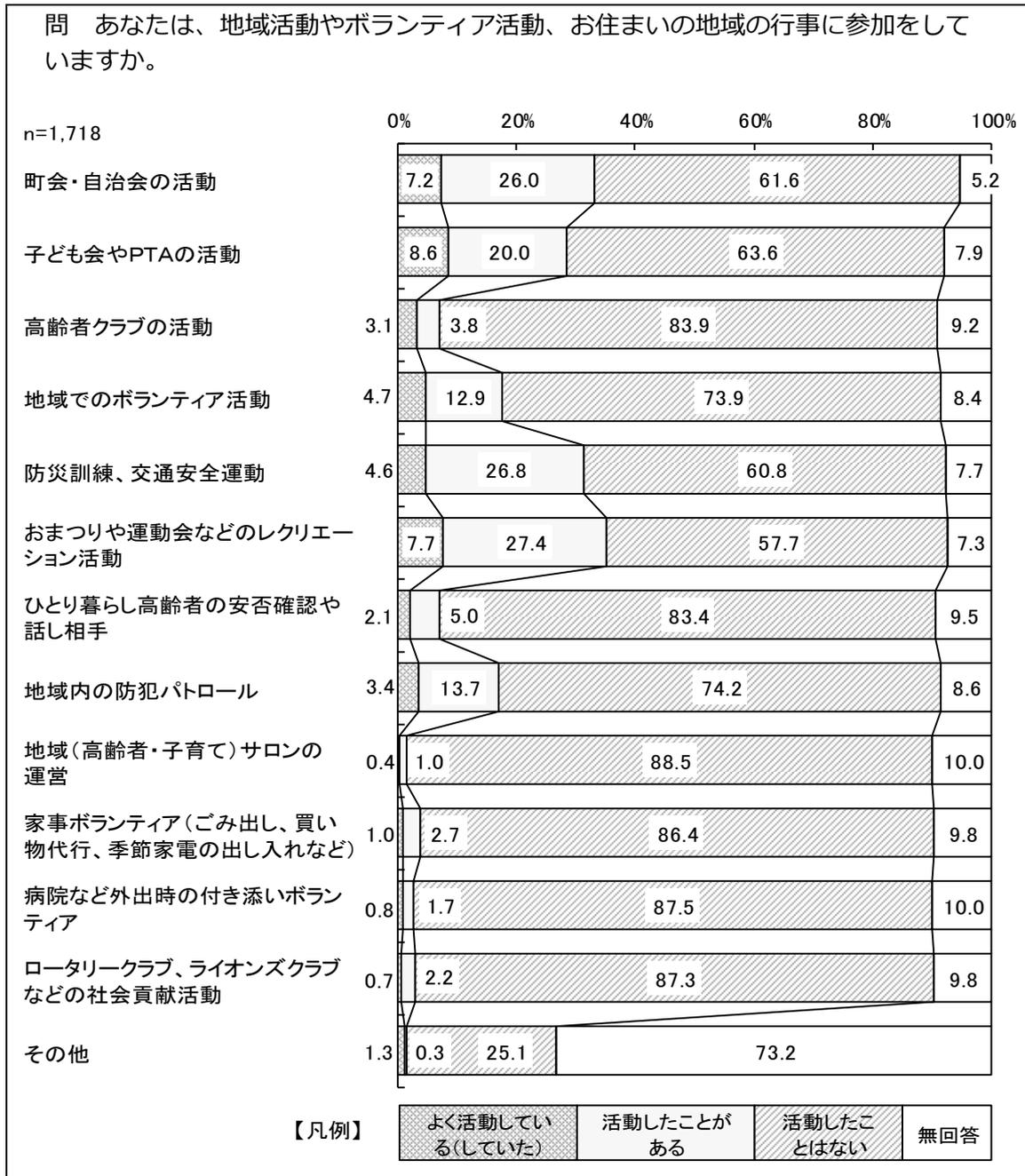
③ 地域における優先課題

地域で優先的に取り組まなければならない課題については、「高齢者世帯の生活支援」が43.6%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が40.2%となり、そのほか、障害のある人への支援や子育て支援に関連する項目が上位となっています。



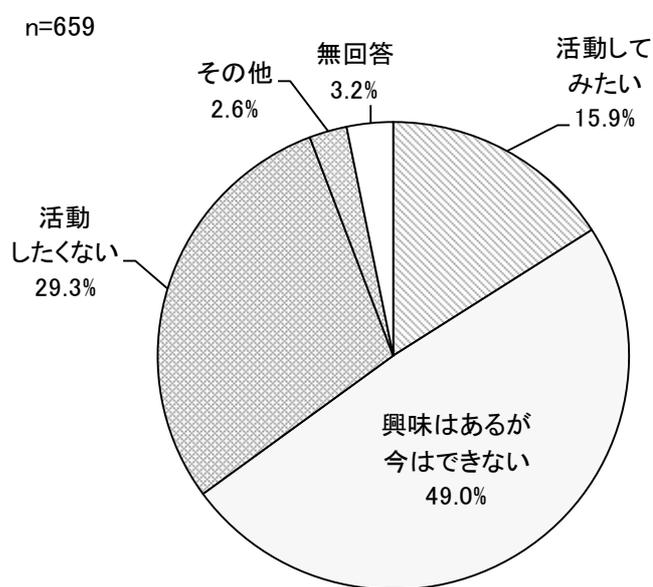
④ 地域活動やボランティア活動

地域活動やボランティア活動、居住地域の行事への参加については、町会・自治会の活動は「よく活動している（していた）」が7.2%、「活動したことがある」が26.0%、合わせた「活動している（したことがある）」は33.2%となっています。その他の活動においても、活動している人が多いとは言えず、参加者や担い手の増加が課題と考えられます。



前ページの問で、すべての活動に「活動したことはない」と回答した人のうち、今後の参加の意向については、「活動してみたい」(15.9%)と、「興味はあるが今はできない」(49.0%)を合わせて64.9%となっています。これまで地域活動などに参加をしたことがない人の大半が活動自体には興味や関心を持っていることがわかりました。

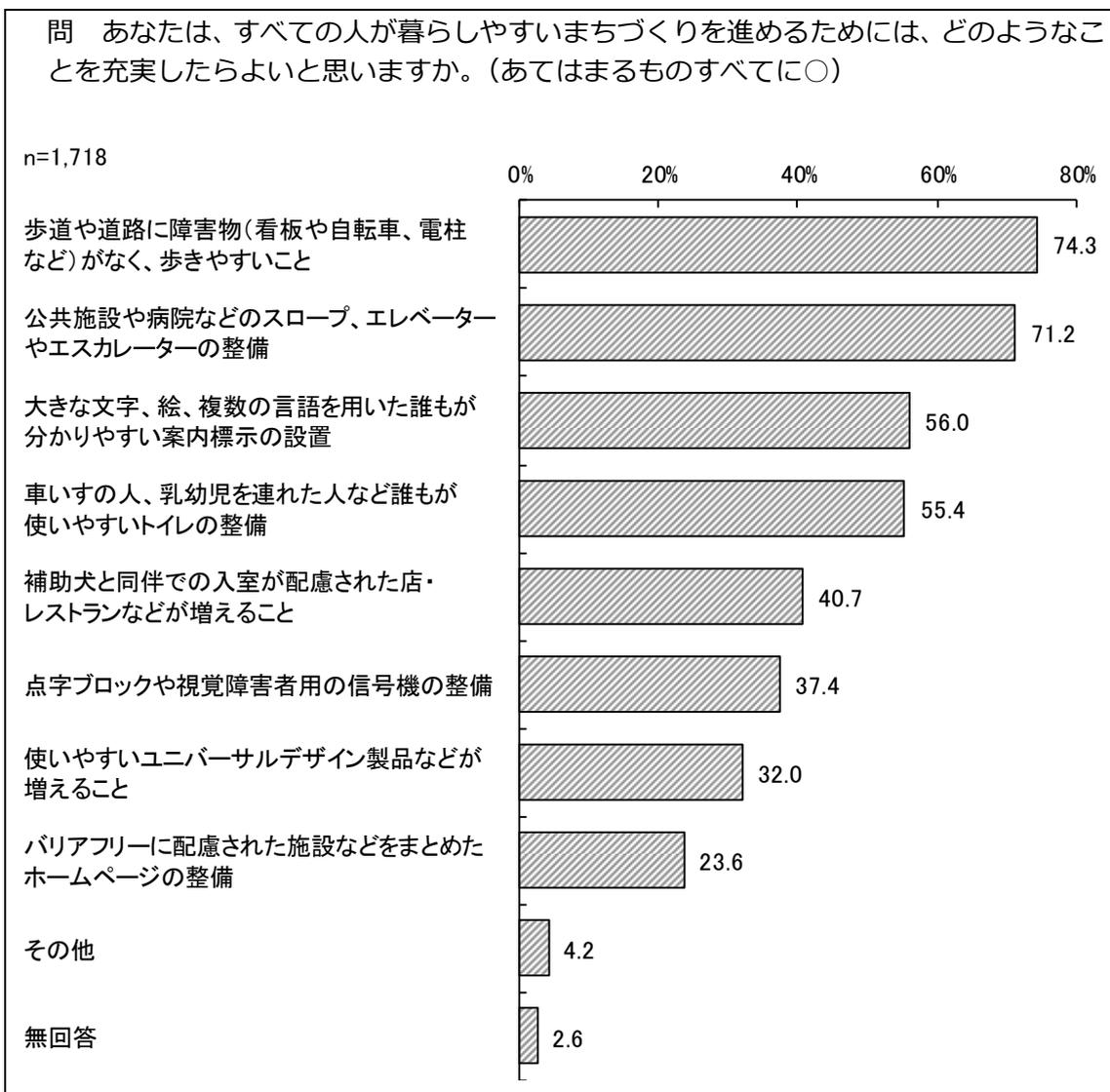
問 すべての活動に「活動したことはない」と答えた方におたずねします。
あなたは、今後、活動してみたいと思いますか。



⑤ ユニバーサルデザインやバリアフリー

すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるために充実したらよいと思うことについては、「歩道や道路に障害物がなく、歩きやすいこと」が74.3%と最も高く、次いで「公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーターの整備」が71.2%、「大きな文字、絵、複数の言語を用いた誰もが分かりやすい案内標示の設置」が56.0%、「車いすの人、乳幼児を連れた人など誰もが使いやすいトイレの整備」が55.4%などとなっています。

社会参加をする上で、外出しやすい環境整備は重要なため、今後もユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。



(2) 区民・関係者からの主なご意見

本計画策定にあたり、区民アンケート調査をはじめ、専門職アンケート調査や策定委員会、地区懇談会を実施し、様々な意見をいただきました。ここでは、地域福祉に関連の高い意見を一部紹介します。

- 「近所で見守りや生活支援が必要と思われる方がいる」、「新たな転入者が地域に溶け込みにくい」、「向こう三軒両隣のつきあいが見られなくなってきている」
⇒地域とのつながりの希薄化
- 「日頃の近所づきあいは難しくても、防災訓練に参加することで自分の住む地域を知ってもらいたい」、「地震や火災等を意識した炊き出し体験など、楽しみながら参加できる防災訓練に参加したい」
⇒災害時のための日常的なつながり
- 「参加者、運営者が固定化している」、「新たな担い手の発掘や情報発信の工夫が必要」
⇒自主的活動の継続への不安
- 「みんなが正しく理解し、過ごしやすいまちになるとよい」、「喫煙スペースを守らない、狭い道路を広がって歩くなどのことがなくなるように、マナーの講習会等を開催してほしい」
⇒ルールやマナー意識の啓発
- 「高齢者や障害者などその人自身でできることを取り上げないように、確認しながら、必要な手助けをすることが大切」、「偏見は無知や恐れからくる。外国人との交流の場を設け、文化の違いなど、尊重できるような活動ができたらよい」
⇒様々な偏見や差別の解消
- 「孤立している人がいないように、個人、家庭に外部の誰かがつながっている状態になるとよい」、「介護サービスや地域との交流や関わりを持っていない人への支援について、行政や専門職だけではカバーしきれていないと感じる」、「家族それぞれに問題がある場合、支援において関係機関の連携が必要」
⇒多機関・多職種連携

3. 前期計画の成果・実績

(1) 「第2期品川区地域福祉計画」の主な成果・実績

1) 相談から支援につなげるしくみづくり

身近な地域での福祉相談・コーディネート機能の充実を図るため、区内全地域センター内に「支え愛・ほっとステーション」を開設し、各種サービス提供の調整や、高齢者の安否確認等の支援を拡充しました。

支え愛・ほっとステーションでは、相談内容に応じて、在宅介護支援センター等と連携し、相談から専門的サービスにつなげるしくみづくりを進めました。

2) 安心して暮らせるための具体的支援メニューの充実

区民主体の身近な地域での支え合いの活動を支援するため、地域住民や地域団体の代表者間で情報交換や意見交換を行う各地区の「支え愛活動会議（旧称：ふれあいサポート活動会議）」により、地域における支え合いの活動の充実を図りました。

また、区民の参加を得て区や区社会福祉協議会等が実施する「さわやかサービス」、「ファミリーサポート事業」の充実を図り、高齢者や子育て世代のニーズに対応した生活支援を拡充しました。

3) 地域の支え合いに必要な情報の活用と保護

地域での見守りや支え合いの活動において活用される個人情報について、情報の保護に配慮したうえで、支援を必要とする人の情報の適正な活用と共有化を図るため、「個人情報取扱いガイドブック」等による情報提供の充実を図りました。

また、情報取得が困難な人に対しては、広報しながわの個別配送や声の広報の提供、文字の拡大表示や多言語自動翻訳等に対応の電子書籍を配信しています。

4) 担い手の育成、拠点整備等活動しやすい環境づくり

区民が気軽に地域の支え合い活動に関われる環境づくりとして、活動のきっかけとなる機会やしぐみを充実させるため、つどいの場などのサロン活動の運営支援や拠点の拡充を図ってきました。

また、地域ではつらつとボランティア活動を行う高齢者の支援として、指定の活動を行った人にポイントを付与する「地域貢献ポイント」の拡充を図りました。

(2)「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」の主な成果・実績

1) ユニバーサルデザインの普及啓発

「困ったときはおたがいさま」という意識啓発の活動として進める「おたがいさま運動」とおして、ユニバーサルデザインの知識やまちなかで困っている人への声のかけ方などについて、区職員、区民、児童が学ぶ場の充実を図りました。

また、身近な地域で認知症の人や家族を支える支援の輪を広げるため、認知症サポーター養成講座も拡充しました。養成の対象は、金融機関やスーパーマーケット等の企業、町会・自治会、高齢者クラブ、区立学校など、職種や世代が広がります。あわせて、認知症カフェなどにより、認知症への理解を促進しています。

2) 誰もが安心して外出できるしくみづくり

誰もが安全・快適に外出できるよう、移動のための案内・誘導として、多言語対応するなど、区設置の駅前の案内サイン等を更新しています。

また、交通マナーの啓発や交通安全教育の充実として、区内各警察署等と連携し、交通安全講習会の開催や刊行物の配布等により交通安全対策を実施しています。

3) 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進

「品川区まちづくりマスタープラン」において都市活性化拠点に位置付けられている「大井町駅周辺」と地域生活拠点に位置付けられている「旗の台駅周辺」を重点整備地区とし、基礎調査や庁内会議、協議会設置、まち歩き点検などによる検討を経て、それぞれの計画を策定しました。

また、無電柱化などによる快適な道路空間の創出や、段差解消などによる誰もが安心して利用できる安全な公園づくりなどの取り組みを進めています。

4) 事業者に対するユニバーサルデザイン推進の支援

地域住民・地域活動団体・障害者団体の代表者や鉄道・バス事業者等により構成する「やさしいまちづくり推進協議会」を開催しました。協議会では、区・事業者からの最新の関連事業の報告やハード・ソフト両面の施策についての情報交換、日常生活で感じている不便な点等についての意見交換により、多様なユニバーサルデザインの取り組みの推進を支援しました。

4. 地域福祉で取り組むべき今後の重点課題

アンケート調査や地区懇談会、策定委員会によるご意見等からみえてきた課題を次のようにまとめました。

■ 偏見や差別のない地域づくり

偏見や差別をなくしていくためには、偏見や差別を許さない意識づくりや地域づくりが重要です。そのためには、様々な機会をとらえて、人権や思いやりなどについて考える場を拡充するとともに、困難な問題を抱える人たちに対する理解を深めていくことが求められます。

また、区民アンケートでは、「隣近所の人のこと知らない」、「新たな転入者と昔から居住している住民との交流が難しい」などの意見もありました。地域のつながりが希薄化する中、近隣住民同士の日頃のあいさつなどによる顔の見える関係の地域づくりが求められています。

■ 地域活動の担い手の発掘・育成

地域活動やボランティア活動においては、地域の様々な人が積極的に関わっていくことが必要となっています。現在、地域活動の運営者や参加者においては、固定化や高齢化が課題となっており、新たに参加する人を求めています。

一方、地域とつながりを持つことなく過ごしている人の中には、地域福祉やボランティアの活動に興味や関心を持っている人もいます。そうした人が、楽しみややりがいを感じながら地域の活動に参加し、担い手の輪が広がるようなきっかけづくりが求められています。

■ 包括的な相談支援体制の充実

住民が抱える生活課題は多様で複合的になっており、そうした課題はほかの人からは見えにくいものです。地域における孤立や孤独をなくし、孤立死や虐待を未然に防ぐためには、日頃から声をかけ合い、何かあったときに相談し合う関係を築くことが大切です。また、地域住民による支え合いだけでなく、区や専門機関の横断的な連携を推進し、包括的な相談支援体制を強化することが求められています。

第3章 第3期に推進する施策

施策の体系

【施策の柱】

【施策の方向性】

【施策】

※太字は重点



【具体策】

—	ダイバーシティとインクルージョンの推進
—	障害者差別解消法の普及啓発、ユニバーサルデザインやおたがいさま運動の普及啓発
—	83（ハチサン）運動の実施
—	認知症サポーター養成事業の実施
—	民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
—	高齢者等地域見守りネットワーク事業の充実、品川くるみ高齢者見守りネットワークの充実
—	品川区要配慮者支援体制の充実
—	地域福祉活動における個人情報の取り扱いの周知
—	支え愛活動会議等の充実
—	共同募金・地域振興基金の有効活用
—	ほっと・サロンの運営支援・拡充、認知症カフェ等の拡充、親子サロンの実施、子育て交流サロンの実施
—	子ども食堂の開設支援、しながわ子ども食堂ネットワークの充実
—	ボランティア情報の収集・発信、ボランティア団体・企業等の活動の支援
—	高齢者多世代交流支援施設等の有効活用、高齢者社会参加促進支援事業の実施、地域貢献ポイント事業の拡充、高齢者の就業支援、障害者地域生活支援事業の実施
—	子ども若者応援フリースペースの開設
—	生活困窮者等世帯への学習等支援、子どもの未来応援プロジェクト
—	支援を必要とする人への情報提供体制の充実、まちなかの案内の充実、バリアフリーマップの充実
—	バリアフリー計画に基づく面的バリアフリーの推進、歩道のバリアフリー化の推進
—	放置自転車防止の啓発活動、交通安全講習会等の開催
—	移動支援サービスの充実、手話通訳者等コミュニケーション手段の充実
—	しながわネウボラネットワークの充実
—	在宅介護支援センターの充実、支え愛・ほっとステーションの充実
—	相談拠点の整備、精神障害者の地域生活支援、療育支援体制の強化、発達障害・思春期サポート事業の実施、地域生活支援拠点の整備
—	こころの健康相談、精神専門医相談、精神保健講演会の実施、ゲートキーパー養成研修の実施
—	成年後見サービスの拡充、市民後見人養成事業の充実
—	区立児童相談所設置に向けた検討、しながわ見守りほっとラインの実施、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催、要保護児童対策地域協議会の開催
—	認知症初期集中支援事業の実施、地域生活安定化支援事業の実施
—	高齢者住宅生活支援サービス、居住に関する支援のしくみの検討
—	障害者就労支援センターの充実
—	生活困窮者自立支援事業の実施
—	制度の対象とならない人への対応、すけっと品川養成講座の実施
—	地域特性等の把握

施策の柱1. 気づく心とつなげる気持ちをはぐくむ

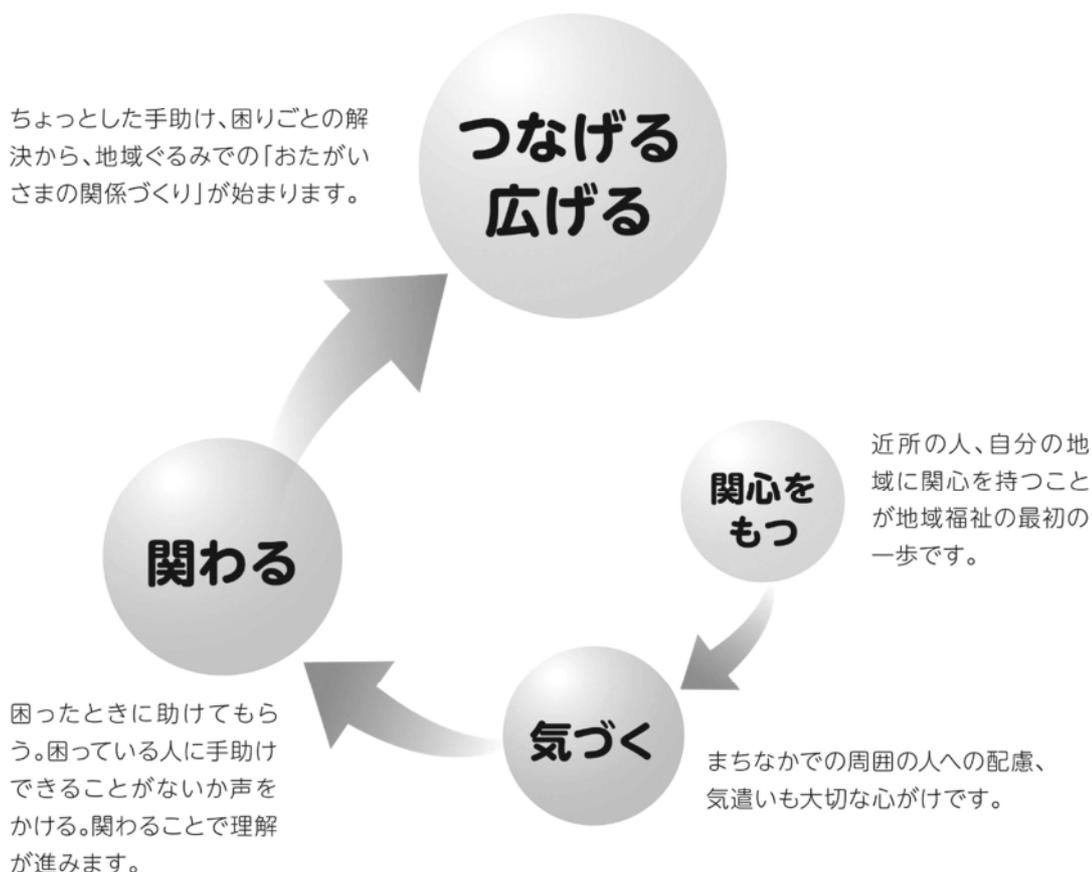
■ 背景とねらい

地域で暮らす人には、年齢、性別、出身地、国籍、人種、文化など、様々な違いがあります。そういった違いから、とまどいや不安を感じる人がいます。

品川区は、近年、生活のしやすさ、子育てのしやすさなどから、子育て世代の転入も多く、また、国際化の進展により、外国人居住者も増加しており、区全体の人口も増加しています。

一人ひとりが、周りの人や地域に関心を持ち、お互いに理解を深めることが地域福祉の最初の一步となります。そこから、地域のつながりが生まれ、自分のできる範囲で周りの人の困りごとを「我が事」と感じて、関わっていくことで地域が活性化していきます。

図 気づきのイメージ



■ 区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいた
ご意見から一部抜粋させていただきました。



新しく転居されてきた
近隣の方と関係を築くのが
難しいです。



人と関わるのが
苦手な人がいることも
わかってほしいです。



近所の高齢者の方が
登下校中の子どもたちにいつも
あいさつをしてくれて安心して
暮らせています。



まちなかで「何か
手伝えることはありますか？」
と声をかけてもらえると
うれしいです。



■ 地域の課題

- ・ 様々な偏見や差別の解消のための相互理解の機会を充実させる。
- ・ 日常の近隣のつながりにより、地域において孤立している人・家庭を少なくする。
- ・ まちなかで、あいさつや困っている人への声かけがあたりまえになる地域をつくる。



■ 計画期間中の区の目標

- ・ 区民や事業者が地域福祉を学べる機会を提供します。
- ・ ゆるやかに見守り合う地域となるよう支援します。

■ 施策の方向性と展開

方向性（1） 相互理解の促進

地域福祉を推進していく上で、まずは、地域に目を向け、周りの人に関心を持つことが大切です。相手の立場や状況を理解し、お互いの個性を認め合い、偏見や差別がなくなるよう、取り組みを進めていきます。

<施策の展開>

1) 多様性を認め合う意識づくり

様々な人が暮らす地域において、自分の価値観で思い込んだり、気持ちを押し付けることなく、一人ひとりがそれぞれの個性を認め合うことは、偏見や差別をなくすことへの重要なポイントです。高齢者や障害者、性的（セクシュアル）マイノリティ*等を特別視することなく、多様な人たちが社会の中で普通の生活が送れるように、互いに支え合って生きる社会をめざし、区は様々な形で意識の普及啓発を行います。

*性的マイノリティとは …「身体の性と性自認（性の自己認識、心の性）が一致し、性的指向（好きになる相手の性別）が異性」というパターンにあてはまらない人のこと。

【具体策】

■ ダイバーシティとインクルージョンの推進

誰もが互いに認め合う社会を具体化するためには、多くの人々がダイバーシティ*とインクルージョン*の意識を持つことが必要です。ダイバーシティとインクルージョンの実現は、あらゆる人を地域社会に迎え入れ、その能力と個性が発揮され、やりがいを感じられることにつながります。

区では、こうした考え方に対する理解を促進するため、講座や講演会を開催するほか、広報紙やホームページ、パンフレットなど様々な媒体を活用して、広く区民へ周知を図っていきます。

*ダイバーシティとは …「多様性」や「一人ひとりの違い」という意味で、年齢、人種や国籍、心身機能、性別、性的指向、性自認、宗教・信条や価値観だけでなく、キャリアや経験、働き方、企業文化、ライフスタイルなど多岐にわたります。

*インクルージョンとは …「包括・包含」や「受け入れる・活かす」という意味を持ち、自分と違うこと（属性、意見、価値観など）を理由に排除するのではなく、共存、受け入れることと言えます。

2) 障害者等への配慮の深化 **重点**

区民アンケート調査の結果から、現状では、「障害のある人に対する差別がある」と感じる区民が少なくないことが明らかとなっています。すべての人が人権や尊厳を尊重し合えるよう、障害者をはじめ、高齢者や外国人等への理解を促進し、偏見や差別のない社会をめざしていきます。

相手を思いやり、支え合うという気持ちは、様々な体験をとおして培われるため、子どもの頃から人権や福祉について学ぶ機会を充実させていきます。

【具体策】

■ 障害者差別解消法の普及啓発

障害者差別解消法では、国や地方自治体、会社やお店などの事業者に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることにより、障害のある人もない人も、共に暮らせる社会の実現をめざしています。また、国民に対しても、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与することが求められています。

区では、区民一人ひとりが、障害および障害者への理解を深め、障害者への配慮や気配りができるように、品川区障害者差別解消法ハンドブックを作成し、国や都の刊行物とあわせて効果的に普及啓発を図っています。



品川区障害者差別解消法ハンドブック

■ ユニバーサルデザインやおたがいさま運動の普及啓発

区では、ユニバーサルデザインの考え方などを基にした「おたがいさま運動」を推進しています。この運動は、困っている人がいたら助ける、困ったときには「助けて」と言える、支え合いのまちづくりを進めるものです。ユニバーサルデザインやおたがいさま運動を周知し、理解促進を図るために、区民、区立学校児童などを対象にした研修を実施していきます。



おたがいさま運動学習会の様子

方向性（２） 生活の中での気づきの促進

日常生活において、周囲の人に関心を持つことで、ほかの人のちょっとした困りごとに気づくことがあります。たとえば、いつも参加する趣味の活動の中で、参加者の様子に違ったところがないかさりげなく見守る、まちなかで登下校時の子どもを見守るということも気づきにつながります。一人ひとりが無理のない範囲で、日常生活の中で気づく意識を広げていけるように周知していきます。

<施策の展開>

1) P T A等による地域の子どもの見守り活動

子どもの見守り活動として、登下校時のパトロールなど、家庭・学校・地域が一体となった活動を推進します。

【具体策】

■ 83（ハチサン）運動の実施

小学生の登下校時間である午前8時と午後3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守る「83 運動」をP T Aと推進委員会が主体となり進めています。本運動の普及のため、ポスターやパンフレット、啓発グッズの作成や広報紙への掲載などにより周知しています。

2) 認知症サポーター養成の充実

認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気ですが、高齢化の進展にともない今後も増加が見込まれます。区民の認知症に対する正しい理解を促進し、偏見の解消に取り組むとともに、地域ぐるみで認知症のある人やその家族を支えています。

【具体策】

■ 認知症サポーター養成事業の実施

地域の人たちが認知症について正しく理解し、認知症の人や家族が困ったときに手助けをしてくれると、認知症になっても安心して住み続けることができます。金融機関、スーパーマーケットなどの企業、町会・自治会、高齢者クラブ、区立学校などと連携し、幅広い職種や世代の認知症サポーター養成を進めています。

コラム 自分のできる手助けから始めてみましょう

誰かを支えるということは、支えられる人のためだけではありません。多くの人は、誰かの役に立てると、うれしい気持ちになります。

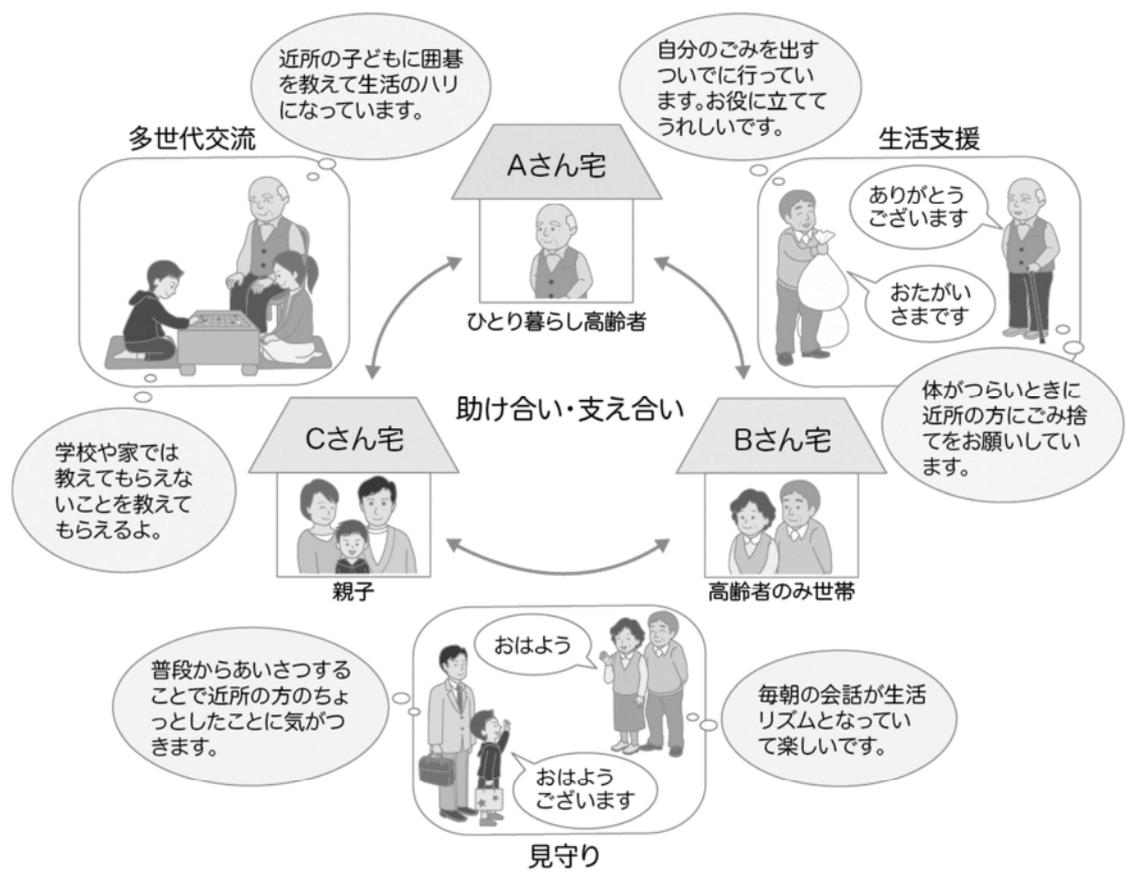
人は、「支える人」と「支えられる人」に二分されるのではなく、誰もが「支え手」であり、「受け手」でもあります。

人に助けを求めることが苦手な人もいますが、まちなかで「ちょっと手伝ってほしい」と言われれば、手助けしようと思っている人は多くいます。

無理なく自分のペースで生活していくために、ときには「助けられ上手」になることも大切です。

小さな手助けなど、自分のできることから始めてみませんか？

支え合いのイメージ ～自分に合った、自分も楽しむ支え合い～



方向性（3） 地域による見守り体制の充実

区内では、町会・自治会、高齢者クラブ、民生委員・児童委員等により、地域でのゆるやかな見守りの活動が根付いていますが、共働きなどで日中留守の世帯や高齢者のみの世帯が増え、日頃の近所づきあいが希薄になることもあります。

近年、インターネットの普及や取引の複雑化により、高齢者等が消費者トラブルに巻き込まれるケースも増えていますが、そうした背景には、何かあったときに身近に気軽に相談できる人がいないことなどが挙げられます。

緊急時や災害時などのいざというときだけでなく、普段から地域で安心して暮らしていくために、日頃から地域ぐるみでの見守りや相談し合える関係性をつくるのが大切です。区では、地域住民の支え合いによる様々な見守りのネットワークのしくみの充実を図っていきます。

<施策の展開>

1) 民生委員・児童委員による見守り活動

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法に定める「児童委員」も兼ねて、高齢者、障害者、子ども、ひとり親家庭、生活困窮者などからの多様な相談を受け、必要に応じて関係機関につないでいます。

また、子どもや子育てに関して専門に対応する主任児童委員は、学校や児童相談所、児童センターなどと連携しながら問題解決に向けて活動しています。

【具体策】

■ 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

区では、通常の民生委員・児童委員の活動のほかに、独自の制度として、「高齢者相談員」を委嘱し、希望するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への訪問活動を行っています。一人ひとりの悩みや不安に寄り添い、相談内容に応じて関係機関へ橋渡ししています。

また、高年者懇談会の開催や、地域の中で高齢者や児童などへの声かけ、地域行事や学校行事への参加など、地域福祉のために様々な活動を行っています。

地域において、民生委員・児童委員が活動しやすくなるように、民生委員制度やその活動を周知していきます。

2) 高齢者等を地域で見守るネットワークづくり

核家族化が進み、高齢者のみの世帯や日中独居高齢者等が増加していることから、区は町会・自治会、高齢者クラブ、民生委員・児童委員、民間企業など、地域で見守る重層的なネットワークの強化に取り組んでいます。

また、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちをめざし、認知症に関する基礎知識や予防から発症まで状態に応じて活用できる支援や相談場所などを「品川“くるみ”認知症ガイド」により周知しています。

【具体策】

■ 高齢者等地域見守りネットワーク事業の充実

区は、地域特性に応じた見守り活動を実施する町会・自治会に対して、活動の支援を行っています。

また、地域の一員である民間企業と協定を結び、その協力を得て、地域での見守りを重層化・ネットワーク化することで、気づきの視野をさらに広げています。今後も、地域で円滑に見守りを行っていくために、情報の取り扱い（P.37 参照）とあわせて見守り方法のしくみを引き続き検討していきます。

■ 品川くるみ高齢者見守りネットワークの充実

高齢者等が行方不明や身元不明になったときの早期発見・身元判明を目的として、区に事前登録した人に対し、登録情報と連動したアイテムを配付しています。行方不明高齢者の家族等からの依頼に応じて、警察や在宅介護支援センター等と連携し、地域全体で認知症を含む高齢者を見守るしくみを強化していきます。



品川“くるみ”認知症ガイド



品川くるみ高齢者見守りアイテム

3) 災害時助け合いのしくみの充実

近年、日本の各地で、大規模の地震や台風などの自然災害が発生しています。災害に備え、防災用品を備蓄したり、防災訓練等を行うと同時に、避難方法について話し合い決めておくことが大切です。特に、子どもや高齢者、障害者、在宅難病患者、外国人などは、災害時に配慮が必要になることがあります。

災害時・緊急時に住民同士が助け合えるように、平常時からそうしたしくみや関係を構築しています。

【具体策】

■ 品川区要配慮者支援体制の充実

災害発生時における要配慮者の支援を円滑に行うため、該当者に意向調査を行い、平常時より登録希望者の名簿（品川区避難支援個別計画作成名簿）を関係者に配布するとともに、「支援体制づくりの手引き」を作成するなど、要配慮者の支援体制構築に努めています。

また、日頃から地域の防災訓練に参加することが、地域や近隣の人を知るきっかけにもなります。各種防災訓練の周知を図り、災害時にも安心・安全なまちづくりを推進します。

なお、災害発生時は、地域住民により構成される防災区民組織や消防団などの協力を得ながら、区は「品川区地域防災計画」に基づいて対応します。



要配慮者を避難誘導する
訓練の様子



避難支援個別計画
作成の様子

4) 個人情報の適切な活用と保護の周知

地域福祉は、地域住民や関係者が交流し、支え合うことを目的とする活動のため、個人情報を取り扱うことが必要な場面も出てきます。個人情報を提供することに不安を感じる人もいるため、個人情報の提供を求める際には、取り扱いに配慮が必要です。

区は、個人情報の保護と、個人情報活用の必要性や有用性のバランスを図りながら、地域住民などへの適正な活用と保護を周知していきます。

【具体策】

■ 地域福祉活動における個人情報の取扱いの周知

地域での見守りなど、支え合いや助け合いの地域福祉活動の際に必要な個人情報について、区では、「品川区情報公開・個人情報保護条例」により、情報の適正な取り扱いのルールを定めています。

安心して生活できる地域づくりのための地域福祉活動が広がるように、以下のようなルールを参考として周知していきます。

① 個人情報の取得

- 目的を明確にし、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で取得する。
- 思想、信教、信条に関する情報、個人の特性に関する情報、社会的差別の原因となるおそれのある情報については、原則として取得してはいけない。
- 原則として本人から収集する。

② 個人情報の保管・管理

- 正確かつ最新の状態を保つ。
- 漏えい、滅失、改ざん等を防止するなど適正な保管や管理を行う。
- 必要がなくなったときは、速やかに廃棄または消去する。

③ 個人情報の利用・提供

- 利用目的以外で利用しない。ただし、本人の同意のある場合などには、利用目的以外での利用や提供をすることができる。

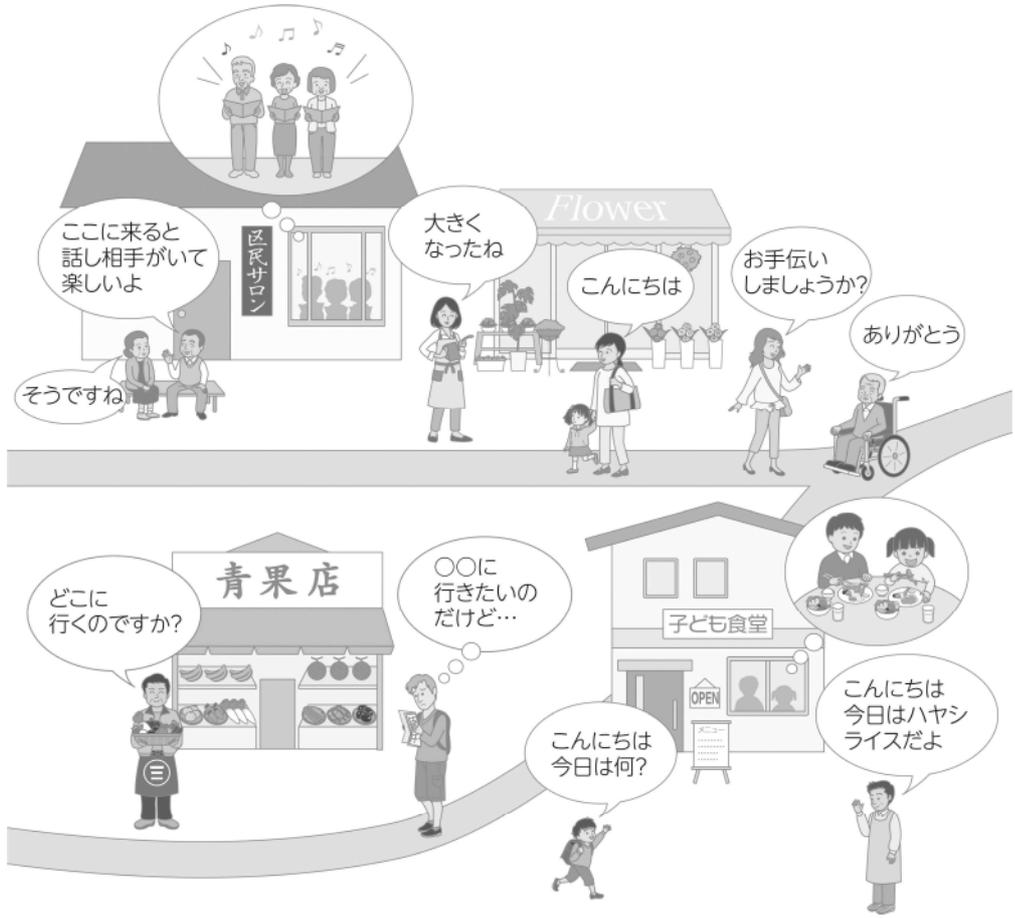
施策の柱2. 地域でいきいきと暮らせるまちをつくる

■ 背景とねらい

暮らしやすく安心な地域づくりのためには、周りの人とつながりを持つことが大切です。たとえば、普段、生活している学校、職場、家庭等では知り合えないような人に出会えること、顔なじみの関係ができること、居場所ができること、地域をベースとした共通の目的を持った活動を行うことなどが挙げられます。地域のイベント、行事、お祭りなどに参加するだけでも、地域とのつながりを持つこととなります。

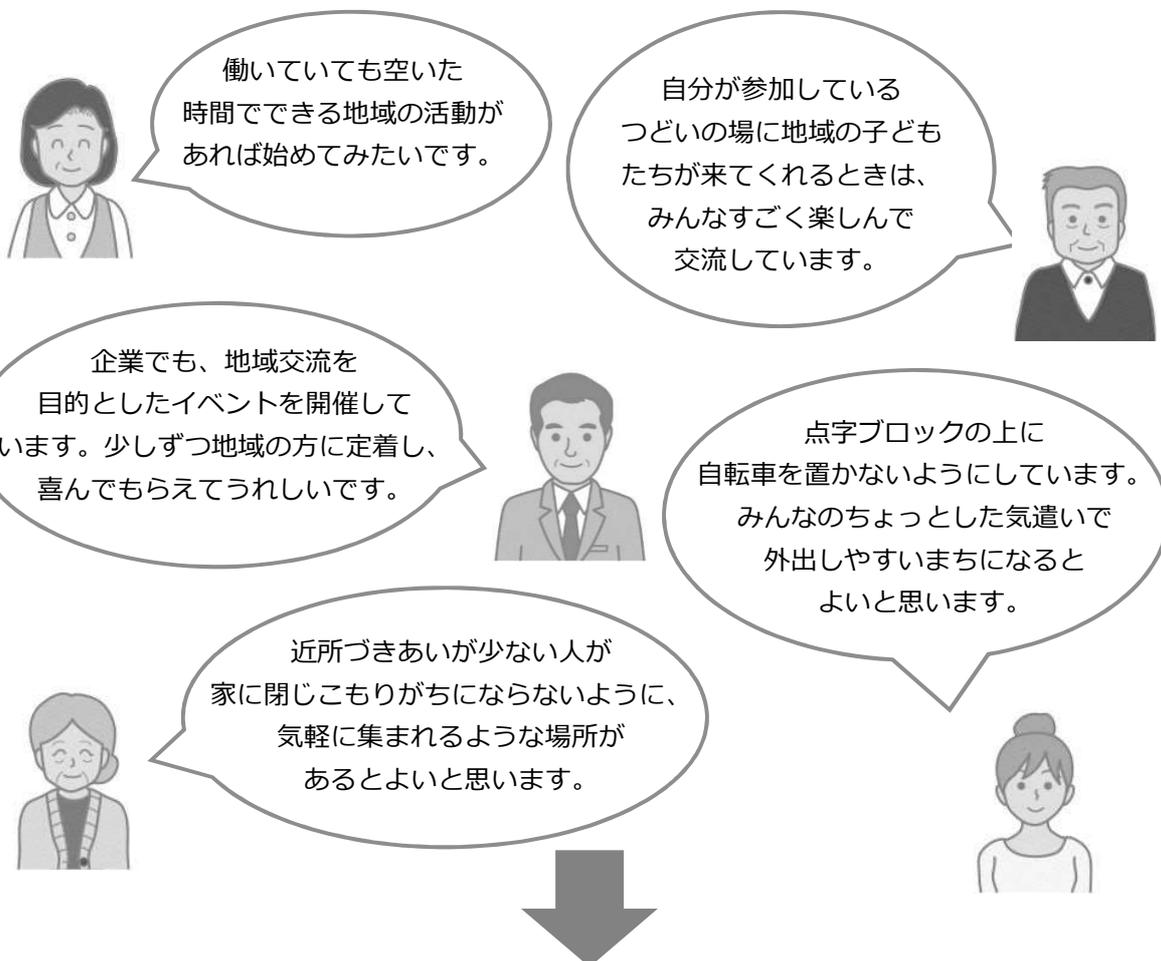
現在、区内には、様々な地域活動の場と機会があり、多くの人々が参加しています。今後も、子どもから大人まで地域に暮らすすべての区民が、それぞれの役割を果たしながら、交流し、困ったときには支え合って、皆がいきいきと暮らせるまちをつくることをめざしています。

図 いきいきと過ごせるまちのイメージ



区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいた
ご意見から一部抜粋させていただきました。



地域の課題

- ・ 地域活動やボランティア活動の輪を広げる。
- ・ 身近で気軽に参加できるイベントやサロン（つどいの場）の開催を充実させる。
- ・ いろいろな経験や特技を持った人・団体間の連携のしくみをつくる。

計画期間中の区の目標

- ・ 高齢者や子育て世代など多世代の交流を推進します。
- ・ 地域活動やボランティア活動を周知します。
- ・ すべての人にとって外出しやすいまちになるよう環境を整備します。

■ 施策の方向性と展開

方向性（１） 地域活動等の活性化

区内には、区民、町会・自治会、ボランティア、NPO法人等による様々な活動が根付いています。特に、町会・自治会は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々な活動を積極的に行っています。区は、町会・自治会の活動を支援するとともに、様々な形で連携しています。

地域住民相互の支え合いの活動を推進するために、各地区で地域の課題を話し合ったり、情報交換を行う機会をつくるなど、今後も、区は場の提供、運営支援等を通じて、地域活動の活発化を図っていきます。

また、社会福祉法人・企業による地域貢献の取り組みや募金などを通じた地域活動の支援も、地域福祉の推進につながります。

< 施策の展開 >

1) 地域団体等の連携支援

各地区の町会・自治会、高齢者クラブなど各団体が地域で活動しやすくなるよう、各団体の情報共有、連携・協力を支援するとともに、地域住民相互の助け合い活動の活性化を図ります。

【具体策】

■ 支え愛活動会議等の充実

各地区において開催する会議により、地域住民代表・地域団体間で情報交換・意見交換を行い、地域の支え合い活動の充実を図っています。



八潮地区支え愛活動会議の様子



大崎第一地区支え愛ひろば
(子どもから高齢者までが交流)

コラム 地域で活動されている団体の紹介

○ 町会・自治会

地域を基盤に、地縁という絆で結ばれた住民の自主的な共同体です。お祭りなどの地域行事、住民の交流のための活動、防犯防災の取り組み、清掃や環境美化活動など、様々な活動をとおして、よりよい地域コミュニティづくりに取り組んでいます。

区では、町会・自治会の活動の活性化を推進するために条例を制定し、加入促進活動への支援をはじめ、活動や運営に関する支援策を積極的に推進しています。

○ 高齢者クラブ

高齢者クラブは町会等を単位に結成した自主的なグループで、健康教室、茶話会のお誘いなど的高齢者相互の助け合いや趣味、花づくりなど、地域で活動しています。

○ 青少年対策地区委員会

青少年の健全育成、指導育成、社会環境の浄化活動を目的として設置されたボランティア組織です。区内13地区で、家庭や学校などと協力し、区や関係機関との連携を図りながら、地区運動会やバスハイクなどのイベントの企画・運営、子どもの生活環境の調査など、地域の実情に応じた様々な活動を実施しています。

○ 青少年委員会

青少年育成活動の促進のため、余暇指導や青少年団体の育成などを行っています。また、ジュニア・リーダー教室、親子ネイチャープロジェクトなどを運営しています。

※その他、区内で活動するNPO法人や、社会貢献活動を行っている団体を品川区民活動情報サイト（しながわすまいるネット）で紹介しています。詳しくはホームページをご覧ください。

[しながわすまいるネット](#) **検索** 

2) 募金・寄附金等の有効活用

共同募金や寄附金などの財源が、地域の活動に助成されるしくみを進めています。日頃、地域の活動に積極的に携わることができなくても、寄附等により活動を支援することもできます。区は、共同募金、赤十字募金、福祉団体への寄附金等助け合いの活動を周知することで支援しています。

また、社会福祉法人や企業による地域貢献の取り組みも適宜、区民に向けて情報提供等を行うことで、地域活動の活性化につなげます。

【具体策】

■ 共同募金・地域振興基金の有効活用

共同募金とは、地域福祉向上のための資金を集める民間の運動です。町会・自治会等の協力により地域で集めた資金を、区内の社会福祉施設やNPO法人、ボランティア団体等に配分し、地域のために役立てています。

また、地域課題や社会的課題の解決を行う区民団体の事業助成に、区の地域振興基金が活用されています。地域振興基金は、区民等からの寄附金が原資となっています。

いずれも、趣旨とあわせて広報紙などで活動や活用事例について、周知を図っていきます。

方向性（２） 多世代による支え合いの地域づくり

隣近所のつきあいや助け合いが少なくなっている現在、多世代で集まって交流ができる場は、豊かな人間関係を築くことができる貴重な機会となっています。区では、高齢者や子育て世代の人、障害者など、多世代の区民が知り合うきっかけとして身近な地域の憩いの場・交流の場の整備を進めています。サロン活動などを企画、運営する側も、利用する側も楽しくいきいき過ごせるよう、地域住民の自発的な活動を支援し、ともに支え合う地域づくりを推進していきます。

<施策の展開>

1) サロン活動の拡充 **重点**

誰もが気軽に参加できる地域の憩いの場において、ふれあい、交流することにより、閉じこもりの予防や子育てに関する不安の解消、情報交換の場としてもその効果が期待されています。

区は、対象・内容等が多様なサロン活動を促進するため、地域の集会所、シルバーセンターなど既存の施設のほか、町会会館、マンションなど集合住宅の集会室等の活用による開催場所の検討や新規開設の団体を支援します。

【具体策】

■ ほっと・サロンの運営支援・拡充

ほっと・サロンとは、身近な地域で、住民が世代を超えてつどい、参加者自身が運営するサロン活動です。

区社会福祉協議会と連携し、多様なサロン活動の促進のために、各種活動団体と新規開設の団体を支援しています。



■ 認知症カフェ等の拡充

認知症カフェは、認知症の人やその家族・介護者、地域住民、専門職など、誰もが気軽につどいことができ、住み慣れた地域で認知症の人とその家族を支えるつながりの強化の役割を担っています。

区では、今後も開設を支援していくとともに、さらなる認知症カフェの周知を図っていきます。

【具体策】

■ 親子サロンの実施

児童センターでは、乳幼児親子が安心して自由に過ごせる居場所の提供を実施しています。利用者同士の交流の促進や、必要に応じて子育て相談にも応じ、子育ての孤立防止を図っています。

■ 子育て交流サロンの実施

0～2 歳児と保護者を対象に、大崎ゆうゆうプラザ、平塚橋ゆうゆうプラザ、荏原区民センターで子育て交流サロンを実施しています。子育て相談、親子の交流・ふれあい企画等、乳幼児親子が気軽に立ち寄れるひろばとして交流を促進しています。



コラム お近くのゆうゆうプラザにお立ち寄りください。

ゆうゆうプラザは、高齢者の健康の維持・増進や生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民との交流を促進するために身近な地域に開かれた施設です。介護予防事業や子育て支援事業、多世代交流イベントなど、地域住民が気軽に立ち寄れる取り組みを進めています。

○ 大崎ゆうゆうプラザ（大崎 2-7-13）

高齢者が、入浴サービスや健康増進室（マッサージ機や電位治療器）の利用のほか、趣味や学習のグループ活動などにより、地域でくつろげる空間として、利用をされています。また、ファミリーダンス教室や、近隣保育園との合同イベントなどにより、高齢者と子育て世代の親子などの多世代交流も広がりを見せています。



○ 平塚橋ゆうゆうプラザ（西中延 1-2-8）

特別養護老人ホームと区営住宅を併設しています。地域の商店とも連携し、どなたでも参加可能な「ゆうゆうカフェ」を開催するなど、人と人がつながり、地域の輪が広がるよう、様々なイベントを実施しています。また、言語聴覚士が、ことばや聞こえ、飲み込みなどに不安がある方の相談に無料で応じています。



2) 地域の中で子どもを育てる拠点の整備 **重点**

子どもや子育てをしている人を地域の中で見守る拠点の整備が進んでいます。近年、核家族化、保護者の就労、ひとり親家庭に関わる課題の増加等により、子どもがひとりでご飯を食べるいわゆる「孤食」が増えています。子どもを地域で見守り育てる場としてスタートした子ども食堂が、世代を超え、地域食堂として展開・発展するよう支援していきます。

【具体策】

■ 子ども食堂の開設支援

子ども食堂は、ここ数年で全国に広まっています。区では、地域のコミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂の開設・運営を支援し、運営者や企業とのネットワークを構築することにより、民間活動の活性化と子どもの居場所づくりを図っています。

■ しながわ子ども食堂ネットワークの充実

子ども食堂ネットワークに登録した会員同士が子ども食堂開設のノウハウや運営上の悩みなどを情報共有できるように支援しています。今後は、企業や商店、個人からご提供のあった食材や物品を、必要とする子ども食堂に配布するフードバンク機能の構築に取り組んでいきます。また、区社会福祉協議会品川ボランティアセンターの機能を活かして、ボランティアをしたい方と人材を求める子ども食堂とのマッチングを行うなど、場所・人材・食材等の支援を企業や地域から集めるしくみづくりの充実に向けて、関係者間の連携を強化していきます。



方向性（3） 社会参加を通じた生活の質の向上

地域活動やボランティア活動への参加、就業等は、生活の質の向上や本人の生きがいづくりにつながります。

一方、地域福祉やボランティアに興味や関心はあっても、仕事や家事など日常生活で忙しく、まとまった時間を取ることは難しいという区民も少なくありません。また、これまで地域の活動などに参加していなかった子育てが一区切りした人や定年退職後の人からは、自分は地域において何をしたらよいのかわからないという意見も聞かれます。

活動の担い手のすそ野を広げるため、活動に関する周知を図るとともに、一人ひとりの興味や関心に合った活動の紹介など、きめ細かな調整や支援を行っていきます。

<施策の展開>

1) ボランティア活動への参加の促進

近年、学校や職場で行われている体験により、地域活動やボランティア活動に携わる人が増えています。また、2020年に行われる東京オリンピック・パラリンピック大会のボランティア活動に注目が集まっています。

こうしたことをきっかけに、地域の活動に携わる人を増やしていくため、区は、区社会福祉協議会品川ボランティアセンターと連携し、ボランティアの情報提供や講座開催など様々な面から活動の支援を行っていきます。

【具体策】

■ ボランティア情報の収集・発信

ボランティアに参加したい人、ボランティアを募集したい人それぞれに必要な情報を届けられるよう、情報提供の体制を整備していきます。

■ ボランティア団体・企業等の活動の支援

区社会福祉協議会は、登録ボランティア団体へ活動継続のための支援やボランティア団体間の連携支援、団体活動の方向の充実を図っていくとともに、ボランティア団体の立ち上げ支援を行っています。

また、連絡会や情報発信の充実、社会福祉施設・ボランティア団体等との連携支援により企業のCSR*活動の強化を支援していきます。

* CSRとは … Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略で、企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくという概念、またそのための活動のこと。

2) 高齢者・障害者等の社会参加の促進

高齢者や障害者等が、できるだけ長く社会とつながることにより、閉じこもりや孤立化を防止するため、様々な社会参加活動や就業の支援を実施しています。誰もが「楽しい」「うれしい」と感じながら地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、様々な取り組みを行っていきます。

【具体策】

■ 高齢者多世代交流支援施設等の有効活用

高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）は、シルバーセンターの改築・改修にともない、バリアフリー化した地域に開かれた施設です。

区は、高齢者の健康維持や生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の人の交流を促進していきます。



■ 高齢者社会参加促進支援事業の実施

これから高齢期を迎える世代の社会参加の促進を機軸としつつ、高齢者の価値観や生活様式の多様化に対応するため、元気な高齢者向けに健康・生きがい・仲間づくりのための各種事業を実施しています。

■ 地域貢献ポイント事業の拡充

地域でボランティア活動を行う高齢者を支援するため、指定の活動を行う人にポイントを付与しています。今後も、ボランティアの確保・養成をめざすとともに、対象となるボランティア活動の拡充を図っていきます。

■ 高年齢者の就業支援

高齢者の就業ニーズは質的にも量的にも拡大しており、生きがいづくりとしての就業や短時間就業などの多様化に対応するため、区ではシルバー人材センターと概ね 55 歳以上の人の就業支援サービスを行う「サポしながわ」と連携し、総合的な就業支援を実施しています。

■ 障害者地域生活支援事業の実施

精神障害者地域生活支援センターたいむや、地域活動支援センター「逢（あえる）」において、手芸などの創作的活動や生産活動の機会の提供等を推進しています。



方向性（４） 様々な生きづらさを持つ子ども・若者への支援

少子高齢化やインターネットの普及等による情報化など、子ども・若者をめぐる環境が大きく変化し、社会生活を営む上で困難や新たな課題に対応できずに深刻な状況に直面している子どもや若者がいます。区では、そのような子ども・若者やその家族への様々な施策を展開し、地域全体で見守っていきます。

<施策の展開>

1) ひきこもり等困難を有する子ども・若者への居場所づくり

不登校や高校中退、ニート、ひきこもりなど様々な生きづらさを抱える子ども・若者や、その家族に寄り添い、一人ひとりの状況に応じた伴走型支援の実践を推進しています。

【具体策】

■ 子ども若者応援フリースペースの開設

仲間と過ごすコミュニケーションスペースを設け、専門スタッフが常駐する居場所づくりを展開しています。また、総合相談窓口として、必要な専門支援機関へ取り次ぎます。

2) 生活困窮者等世帯への学習等の支援

将来を担う子どもたちの生活や成長に対して、貧困は様々な影響を及ぼします。子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と、教育の機会として学習支援事業を行っています。

【具体策】

■ 生活困窮者等世帯への学習等支援

子どものいる生活困窮家庭に、カウンセリングや家庭訪問を実施し、必要に応じ、適切な機関や事業を紹介します。また、一部の学習塾等の費用や受験費用の貸付なども行っています。

■ 子どもの未来応援プロジェクト

大学や専門学校等をめざす、低所得世帯の高校生に対し、自学自習や学習指導の場を提供したり、受験まで精神的サポートも行い、進学資金の相談にも応じるなど、様々な支援を行っています。

方向性（5） 外出しやすいまちづくり

すべての人にとって外出しやすいまちにするためには、施設や設備などのハード面の整備とあわせて、ソフト面の様々なバリア（障壁）を取り除くことが重要です。

ハード面では、道路や公園等のバリアフリー化や、鉄道事業者へのエレベーターの設置助成等により、誰もが利用しやすいまちなかの整備に努めています。地域の特性に合わせ、大井町駅や旗の台駅の駅周辺地区においてバリアフリー計画を策定し、歩道勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備などを行っています。今後も面的・重点的なバリアフリー化を進めていきます。

また、ソフト面では、困っているときは支え合おうとする配慮や気遣いといった「心のバリアフリー」が重要です。

今後も、ハード面とソフト面のバリアフリーをバランスよく進めていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方も普及啓発していきます。

<施策の展開>

1) 情報のバリアフリーの推進 **重点**

外出や移動などの際に、必要な情報が多様な手段で適切に入手できると、行動範囲が広がる可能性があります。高齢者や障害者、増加する外国人等、情報の入手が難しい人への提供方法の工夫や充実を図っていきます。

【具体策】

■ 支援を必要とする人への情報提供体制の充実

「広報しながわ」を区内在住で希望する人に個別配送しています。電子書籍版は、10言語（2018（平成30）年12月時点）で配信しており、パソコン、スマートフォン等で閲覧可能で、音声読み上げにも対応しています。また、視覚障害者には「声の広報」を郵送やインターネット配信しています。

■ まちなかの案内の充実

公共建築物や道路等をはじめとしたまちなかのサイン（標識）を整備するとともに、観光パンフレットの多言語化などを推進していきます。

■ バリアフリーマップの充実

外出しやすいまちを進めるため、区有施設や公園・道路に設置されている「だれでもトイレ」を区ホームページに掲載しています。

2) 公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリーの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都条例）」、「東京都福祉のまちづくり条例」、「品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱」などに基づき、公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリーを推進します。

【具体策】

■ バリアフリー計画に基づく面的バリアフリーの推進

これまで策定してきた大井町駅や旗の台駅の駅周辺地区バリアフリー計画などに基づく面的なバリアフリーの推進にあたり、地域住民や高齢者・障害者、民間事業者などの意見を反映しながら、各事業主体との連携・協力のもと施設などの整備を計画的に進めています。



バリアフリー計画策定時の
まち歩き点検の様子

■ 歩道のバリアフリー化の推進

歩行者が歩きやすい空間を確保するため、歩道勾配の改善や段差の解消、電線類の地中化による無電柱化などの取り組みを進めています。



コラム ノンステップバス導入の促進

区内を走行するバス事業者と連携し、路線の整備と合わせてノンステップバスの導入を促進しています。



写真提供：京浜急行バス株

3) 道路通行や交通安全のルールとマナーの徹底

多様な人が過ごすまちにおいては、誰もが安心して移動できるように、放置自転車防止の啓発活動や交通安全講習会の開催等により、周りの人への気遣いを区民に周知しています。

【具体策】

■ 放置自転車防止の啓発活動

「放置ゼロ キレイな街で おもてなし」をスローガンに、放置自転車クリーンキャンペーンを行っています。大井町駅・武蔵小山駅・五反田駅・青物横丁駅の4駅で、鉄道事業者や町会等と協力・連携し、駅前・商店街での自転車などの放置禁止を働きかけています。



■ 交通安全講習会等の開催

親子自転車安全教室や高齢者交通安全講習会、街頭での交通安全キャンペーン等を通じ、交通マナーの啓発や警察署と連携した交通安全教育の充実を図っています。

4) 多様な外出の支援

身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています。

【具体策】

■ 移動支援サービスの充実

高齢者や障害者など一人での外出に不安がある人に、日常の買い物や散歩に付き添うなどの同行支援や、福祉タクシーなどの移動支援を行っています。

■ 手話通訳者等コミュニケーション手段の充実

区主催の講演会などにおいては、手話通訳者や要約筆記者を配置して対応するなど、外出機会の拡大を図っています。

施策の柱3. 適切な支援につながるしくみをつくる

■ 背景とねらい

核家族化、少子高齢化、生活スタイルの変化等により、家庭内の生活課題に自分たちだけで解決することができず、相談できる人がいない、どこに相談したらよいのかわからないといった理由で、困りごとを抱えたまま時間が経過してしまうことがあります。こうした状況に対して、区では、区民が必要なときに相談できる地域に身近な窓口を設け、専門的なサービス等の公的支援の利用等につなげてきました。

また、ダブルケア*や 8050 問題*など複合的な課題の解決を図るために、地域福祉を担う多機関・多職種がそれぞれの強みや役割を活かしつつ、連携のためのしくみづくりに取り組んでいます。

さらに、既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」の問題を抱える人や家族に対して、適切な支援を届けられるよう、専門職や社会福祉法人、NPO法人などの様々な団体と地域住民の連携の強化を図るとともに、横断的な相談支援体制を整備していきます。

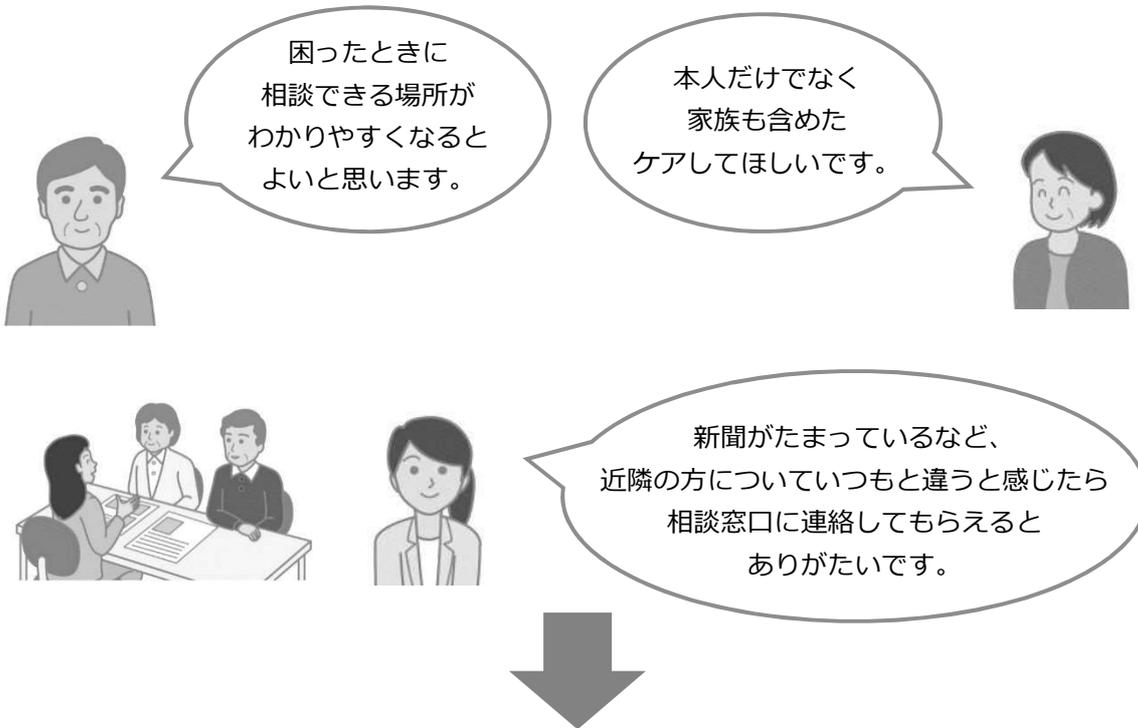
*ダブルケアとは … 介護と育児に同時に直面する世帯のこと。

*8050 問題とは … 高齢の親と無職独身の 50 代の子どもが同居している世帯のこと。

*多職種の連携とは … 福祉や医療などの分野でそれぞれに行っていた取り組みを、複数の分野の専門職（多職種）が連携して取り組むこと。

■ 区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいた
ご意見から一部抜粋させていただきました。



■ 地域の課題

- ・生活の困りごとを地域で共有し、専門職対応だけでなく、地域住民と一緒に取り組めるしくみをつくる。
 - ・様々な相談機関があることの周知や、気軽に相談できる場を増やす。
 - ・医療、介護、福祉等の専門職が連携して相談支援にあたるしくみを充実させる。
 - ・様々な問題を抱える個人・家庭への包括的な支援を充実させる。
- A large downward arrow is positioned below the list.

■ 計画期間中の区の目標

- ・区民に身近な地域での相談の場を充実させます。
- ・制度の狭間の支援を必要とする人や社会的に孤立している人など、誰もが必要なときに相談・支援につながる体制をつくります。
- ・成年後見制度への理解促進を図ります。

■ 施策の方向性と展開

方向性（１） 包括的な相談支援体制の充実

地域には、困りごとを相談できる身近な窓口が多数あり、相談内容に応じて関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。各相談機関では、様々な問題に対応するため、関連機関との連携を強化して、包括的な相談支援を行う体制を整備します。

区は、多様化する生活課題に対応するため、様々な分野の相談機関を整備し、専門性を高めるとともに、相談者が複合的な問題を抱える場合等は、相談機関の相談員が、世帯全体の状況に応じて分野横断的に適切な調整や連携を行う「機能連携型」の相談支援体制をとっています。

今後は、さらに複合的な問題に対応できるよう、各相談内容や地域生活課題を包括的に受け止める庁内の連携体制を進めていきます。

<施策の展開>

1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援の充実 **重点**

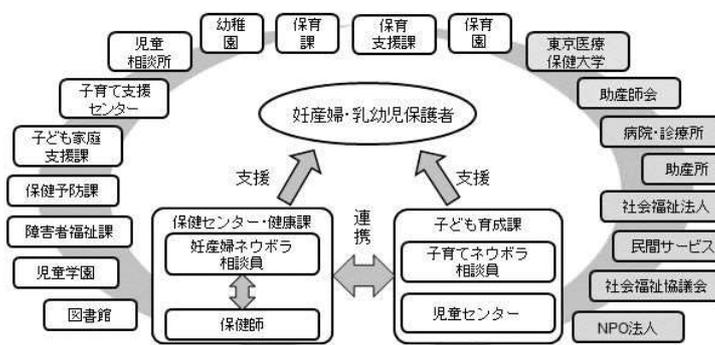
子どもを安心して産み育てるためには、保護者と子どもの双方の健康、生活、育児などの様々な相談や支援が欠かせません。区は、新しい取り組みやサービスの充実をととして、「妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を進めています。

【具体策】

■ しながわネウボラネットワークの充実

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援のしくみとして、保健センターと児童センターに「ネウボラ相談員」を配置しています。各関係機関が連携しながら、母子保健、子育て全般の相談やサービスの情報提供など、きめ細かな支援を展開しています。

図 しながわネウボラネットワーク



2) 高齢者等の相談支援体制の充実 **重点**

区には、65歳以上の方が8万人以上いますが、そのうち要介護や要支援の認定を受けている人は約1万5,000人、その他の人は自立した生活を送っており、多くの区民は、安心して住み慣れた我が家で暮らし続けたいと願っています。しかし、生活に不安や困りごとが出てきたときに、どこに相談すればよいのか、自分や家族はどのような支援を受けられるのかがわからない場合があります。

区では、区民にとって身近な相談窓口を設置し、高齢者本人とその家族の生活なども考慮しつつ、気持ちや意思をしっかりと聞き取り、支援していきます。

【具体策】

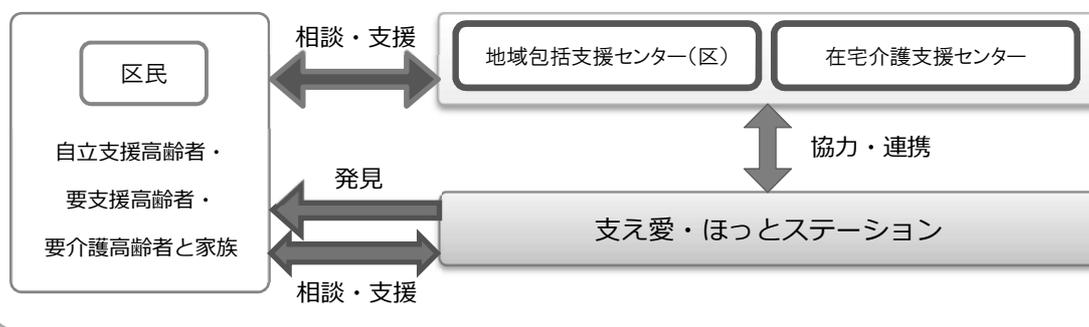
■ 在宅介護支援センターの充実

高齢者の状態の区分化と、一人ひとりに合わせた効果的なプログラムやメニューをケアマネジメントしています。区や関係機関と連携しながら、高齢者、その家族からの介護の専門的な相談対応、ケアプラン作成などを行うとともに、医療・介護や地域の様々な機関等との連携に取り組んでいます。

■ 支え愛・ほっとステーションの充実

各地区に配置している支え愛・ほっとステーションのコーディネーターは、地域福祉コーディネーターとして、主に要介護認定を受けていない高齢者等の相談に対応しています。公的なサービスでは対応できず、家族などからの日常的なサポートが期待できない人などに対して、地域と区と区社会福祉協議会が一体となり、生活基盤の支援を図っています。

図 高齢者等と家族の相談支援体制



3) 障害者の相談支援体制の充実 **重点**

障害者が、身近な地域で相談ができるよう、相談支援事業所を増やすことを検討するほか、相談支援に係る事業所および職員を対象とした研修の充実を図ります。

【具体策】

■ 相談拠点の整備

障害者の身近な地域での相談支援体制を早期に構築するため、既に地域に根付いている在宅介護支援センターでの障害者の相談支援の実施を検討していきます。

■ 精神障害者の地域生活支援

精神障害者が地域で生活していくために、退院後や閉じこもりがちの人に対し、服薬を含めた生活支援を医療機関等と連携して実施しています。また、単身生活をしている精神障害者に24時間、生活上の困りごとの相談対応を行っています。

■ 療育支援体制の強化

発達・発育に支援の必要な子を育てる保護者向けに、保健・保育・福祉・教育等の情報を提供し、成長を支える「発達支援ガイドブック」を作成し、配布しています。また、乳幼児から学齢期まで途切れることなく各成長段階に応じて必要な支援が受けられるよう、障害児の発達状況や生活状況、医療や福祉情報等を保護者が記録できる「しながわっこのサポートブック」の活用も周知しています。

■ 発達障害・思春期サポート事業の実施

発達障害や、その特性を持つと思われる思春期以降の児童とその親の抱える悩みや課題に対する相談や支援を行うことで、親の関わり方を見直すきっかけや、子どもたち自身の自己認知を高め、自立支援のきっかけづくりを行っています。また、発達障害に関する啓発や支援者の養成も行っています。

■ 地域生活支援拠点の整備

地域の社会資源を活かした居住支援のための機能の面的整備を推進し、地域生活支援拠点機能の構築を図ります。

4) メンタルヘルス対策の充実

本人、家族・近隣住民等からのこころの相談件数は、年々増加傾向にあり、内容も多様化しています。仕事や人間関係のストレス、社会からの孤立や孤独、経済的な困窮、病気や障害など、こころの病には様々な要因があると考えられますが、一見しただけではわからない場合もあります。

悩んでいる人に寄り添い、関わりをとおして孤立や孤独を防ぎ、必要な支援につなげるなどの対応を図ることが自殺予防にもつながります。

こころの病気は誰でもかかりうること、早期の発見・治療が大切なことなどを、区民に周知するとともに、相談機能の充実、体制の強化を図ります。

【具体策】

■ こころの健康相談

精神疾患を含む様々な病気や不安を抱えている本人やその家族を対象に、保健センターの保健師・心理職等が、訪問や面接、電話相談等により、関係機関と連携しながら対応するなど、個別支援を実施しています。

■ 精神専門医相談

疾患を抱える本人やその家族を対象に、保健センターで、精神科専門医による相談事業を実施しています。

■ 精神保健講演会の実施

区民や支援者向けに、こころの健康づくりや精神疾患についての理解促進のため、講演会を実施していきます。

■ ゲートキーパー養成研修の実施

ゲートキーパーとは、「命の門番」とも呼ばれ、自殺の危険を示すサインを見逃さずに、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなど、適切に対応することができる人のことです。

区では、区職員や学校関係者、地域支援者向けに養成研修を実施し、自殺予防対策の基礎知識の周知を図るとともに、深刻な問題を抱える相談者への対応スキルの向上をめざしています。



こころの
電話帳



SOS
カード

方向性（2） 虐待防止と権利擁護の推進

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭内の様子が近隣住民や周りの人に見えにくくなっています。子育てや介護の負担やストレス等から虐待に発展してしまうことや、認知症や障害等により判断能力の不十分な人が生活の中で権利が守られなくなることがあります。

区では、高齢者や障害者、子育てに関する地域の各支援機関等の相互の連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見、適切な支援等が行われる包括的な体制づくりに努めます。

<施策の展開>

1) 成年後見制度の利用促進・サービスの拡充 **重点**

区では、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人に対し、適切な支援を行うため、区社会福祉協議会品川成年後見センターと連携し、権利擁護のしくみを構築してきました。

多くの方が、成年後見制度を正しく理解し、適切な利用につながるよう、今後も区民へ制度の周知等の理解を深める機会を設けながら、利用を促進していきます。

【具体策】

■ 成年後見サービスの拡充

区は、品川成年後見センターと連携し、本人の意思、判断能力、生活状況等に応じた必要な支援を行うため、制度の周知や相談対応を行うほか、品川成年後見センターが行う各種事業を支援していきます。

また、2016（平成28）年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」をうけ、推進体制についてもあらためて検討していきます。

■ 市民後見人養成事業の充実

認知症高齢者の増加にともない、成年後見制度に対する期待が高まる一方で、後見人業務を適正に遂行できる人的資源の不足が懸念され、その育成が必要となっています。品川成年後見センターでは、第三者後見人の受け皿として市民後見人の養成に力を入れています。今後も、認知症高齢者や障害者等の権利擁護を地域で支えるしくみとして充実を図っていきます。

2) 地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

区では、子育て・介護の疲れや経済的困窮等を原因とする虐待の相談・通報ケースが増えていることから、虐待防止ネットワークの強化に取り組んでいます。発生予防、早期発見、早期対応のため、区民からの通報・相談に対応できる体制の強化や、関係者間の適切な情報共有・連携を図っていきます。

【具体策】**■ 区立児童相談所設置に向けた検討**

児童相談所の業務は、2018（平成 30）年現在東京都が担っていますが、2016（平成 28）年 5 月の児童福祉法改正を受け、区は区立児童相談所の設置をめざし、検討を進めています。

■ しながわ見守りほっとラインの実施

子どもから高齢者まで地域で包括的に見守るしくみとして、児童虐待や高齢者虐待などの情報を 24 時間受け付ける専用電話を設置しています。通報者の秘密を厳守するとともに、虐待等の早期発見と適切な対応につなげています。

■ 品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催

虐待や夫婦間の暴力をできるだけ早期に発見し、適切な保護や支援を図るため、子どもや高齢者、障害者の関係機関が連携し、虐待等の実態把握と課題の整理を一体的に取り組めます。

■ 要保護児童対策地域協議会の開催

品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の分科会として、地域ごとに要保護児童の具体的支援のためのケース会議等を関係機関と連携し、開催しています。

方向性（3） 安心して住むための支援の充実

住まいは生活の基盤となることから、すべての人が安心して住み続けられるまちとなるよう、住まいに課題を抱える人の相談を適切な支援につなげていきます。

また、アウトリーチ*の実施や、医療や介護の専門職の連携により、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、取り組んでいきます。

*アウトリーチとは … 地域で福祉や医療等の支援を必要とする状況にありながら専門的サービスにつながない（中絶している）人のもとに、専門家が出向くこと。

<施策の展開>

1) 高齢者、障害者等へのアウトリーチの実施

安心して自宅での生活を継続するためには、必要な支援を適切に利用していくことが重要です。区では、相談につながりづらい人に対しては、アウトリーチを行うことで、早期に適切な支援につなげていきます。

【具体策】

■ 認知症初期集中支援事業の実施

認知症が疑われる人を支援するために、医師や医療・介護の専門職による多職種で構成されたチームが個別の訪問支援を行い、受診を勧めたり、適切な介護保険サービスにつなげるなど、本人や家族の支援を行っています。今後は、認知症高齢者のケアをさらに充実させ、医療機関等と連携して、認知症高齢者とその家族を地域で支える体制を構築していきます。

■ 地域生活安定化支援事業の実施

精神障害者が安定した地域生活を継続できるよう、精神保健福祉士等が関係機関と連携して見守り支援を行っています。家庭訪問によるアウトリーチ支援を行い、利用者の状況を積極的に把握するとともに、通院に同行するなど適時適切に医療機関につなげ、病状悪化の未然防止に努めています。

2) 高齢者等の住まいの確保

安心して住み続けるためには、一人ひとりのニーズに応じた住まいを確保することが大切です。しかしながら、高齢などを理由に、住宅の立ち退きを求められたり、保健衛生上劣悪な住宅からの転居先が自力で見つけれないことがあります。区では、住宅に関して困りごとを抱える人に対する支援を展開しています。

【具体策】

■ 高齢者住宅生活支援サービス

住宅について困りごとがあり、区内の民間賃貸住宅への転居を希望する高齢者を対象に、住宅のあっ旋にかかる居住をサポートするサービスを提供しています。

■ 居住に関する支援のしくみの検討

高齢者、障害者、子育て世代の人、低額所得者など、住宅確保に配慮を要する人に対する支援について、関係団体等と連携し、しくみを検討していきます。

 **コラム 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために**

医療や福祉の支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができるよう、医師・看護師・歯科医師・薬剤師・ケアマネジャー・介護福祉士などの多職種が連携することで専門性を活かした様々な支援を切れ目なく行っています。

特に高齢者は、病気がきっかけで生活の様子が大きく変化することがあります。医療や介護についての不安を抱え込まずにかかりつけ医やケアマネジャーなどに相談することで、早期の支援につながります。なお、診療所や歯科診療所の中には、必要に応じて通院が難しい人の自宅や入所施設に向いて、訪問（歯科）診療を行うところもあります。通院が中断することで症状が悪化しないよう、まずは、かかりつけ医を持ち、ちょっとしたことでも相談できる関係づくりをしておきましょう。区内の医師会や歯科医師会では、かかりつけ（歯科）医を紹介しています。

また、薬局では、薬剤師が処方されたお薬の相談や飲み方についての助言を行うとともに、管理栄養士が食事や調理方法の相談に対応するところもあるため、身近な場所がかかりつけ薬局を決めておくと相談しやすくなります。

区では、多職種による連携を一層推進し、きめ細かい支援を行えるよう、ICT*を活用した情報共有のしくみを整備していきます。

* ICTとは … Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用した意思伝達のこと。

方向性（４） 自立のための環境づくり

障害者や生活困窮者の中には、社会との関わりに対する不安など様々な生活のしづらさを抱えている人がいます。そのような人を対象に、本人の希望、適性、状況に合わせて、本人の自立と尊厳の確保を重視しながら、本人とその家族への包括的で継続的な支援を行っていきます。

<施策の展開>

1) 障害者等の就労移行の支援強化

社会参加と自立支援の観点から、国においては障害者の就労を推進しています。障害の多様化にとめない、障害特性に応じた働き方の支援について取り組みを強化することが求められています。

【具体策】

■ 障害者就労支援センターの充実

障害者への就労支援は、本人の社会的自立、経済的自立とともに、社会参加を促進し、自己実現を図る上で重要です。障害者就労支援センターでは、就職に向けた支援や就職後の就労定着に向けた支援を、就労面、生活面の両側面より行っています。

2) 生活困窮者等の自立への相談支援

近年、社会経済環境の変化にともない、貧困や社会的孤立といった生活のしづらさを抱える人が増加しています。

こうした状況のもと、生活保護制度の利用には至らない生活困窮者への支援の実施と、支援を通じた地域づくりを目的として、2015（平成 27）年 4 月に生活困窮者自立支援制度が創設されました。生活のしづらさを抱える本人だけでなく、家族への個別的な支援とあわせて、そうした問題を抱える人の早期発見などに努めていきます。

【具体策】

■ 生活困窮者自立支援事業の実施

区は、2015（平成 27）年 4 月に「品川区暮らし・しごと応援センター」を開設し、様々な背景や事情を抱える生活困窮者からの相談に応じ、多様な支援を提供しています。

具体的な支援策としては、国が必須事業と位置付ける「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の 2 事業に加えて、よりきめ細やかな支援を行うべく「就労準備支援事業」と「学習支援事業」、「家計改善支援事業」、「一時生活支援事業」の 4 事業（任意事業）を実施し、生活困窮状態からの早期脱却をめざしています。

コラム 保護司をご存じですか

2016（平成 28）年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。

法務大臣から委嘱を受けた保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び過ちを犯すことなく早期に更生できるように、保護観察官と協力して、地域の人々や習慣などをよく理解しながら、日々地域を見守ってくれています。

方向性（5） 生活支援等福祉サービスの充実

公的サービスは、個々のニーズに応じて専門職や行政などにより提供されますが、住民による生活支援は、住民が無理のない範囲で関わる取り組みです。住民による支え合いは、地域の孤立や孤独をなくし、偏見や差別のない地域共生社会を実現するために大切です。既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」の問題を抱える人に対する支援については、区と区社会福祉協議会が社会福祉施設、民間企業やNPO法人等、多様な機関と連携しながら、必要な生活支援を行っていきます。

<施策の展開>

1) 地域の人材による支援活動の充実

現在行われている住民による買い物代行、家事支援などの生活支援サービスなどの活動者を増やすために周知を工夫し、活動者それぞれの得意分野を生かしながら住民の支え合いの活動を広げるとともに、新たな活動者の確保を図っていきます。

【具体策】

■ 制度の対象とならない人への対応

区は、地域住民同士による支え合いの取り組みを支援しています。高齢者、障害者、子育て世代の人などが日常生活において、ちょっとした手助けを必要となった場合に必要なサービスを提供できるよう、区社会福祉協議会等では「さわやかサービス」の提供や「ファミリー・サポート」のコーディネートを行っています。

■ すけっと品川養成講座の実施

区は、介護者の介護技術や地域での福祉的ボランティア活動に参加するために必要となる知識を習得する場として、品川介護福祉専門学校が実施する「すけっと品川養成講座」の開催を支援しています。受講により、地域における新たな福祉の担い手の確保に努めていきます。

2) 生活支援コーディネーターによる地域特性等の把握

地域における支え合いの推進役である生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民やNPO法人等多様な人材と地域の情報を共有するとともに、生活支援のニーズとサービス提供を調整しています。区では、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターが生活支援コーディネーターも担っています。コーディネーターは、地域のネットワークの構築により、地域ニーズの把握と資源の見える化を図っていきます。

また、地域住民による生活支援のコーディネートも推進していきけるよう、気運の醸成にも取り組んでいきます。

【具体策】

■ 地域特性等の把握

生活支援コーディネーターは、各地区における身近な支え合いの担い手となる地域支援員（ボランティア）を増やすために、地域への説明や交流会などを開催しています。また、地域の中にある活動団体やNPO法人、企業、商店、学校、施設、公園、地域の人が集まる居場所など、その地域特有の情報の把握を進めています。生活支援コーディネーターは、地域支援員とともにそうした情報を収集し、「お役立ち情報集」としてまとめ、地域住民等へ配布しています。



「お役立ち情報集」



「お役立ち情報集」を作成する
地域支援員交流会の様子

第4章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

本計画は、区における今後5年間の地域福祉に関わる活動や取り組みを地域住民、関係機関・団体、区等が相互に連携して効果的に行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことをめざすものです。

計画を実施していく中で、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を実行するとともに、多様化・複雑化する地域の課題に対し、より効果的に事業を実施する必要があります。

（1）計画内容の周知

地域福祉は、区民をはじめとする多様な主体の理解と協力が不可欠であるため、区が行う様々な地域福祉事業の各種情報提供や普及啓発に努めてきました。今後も、本計画に掲げる取り組みを実践、継続していけるよう、広報しながわや区ホームページなどを活用した広報活動を行っていきます。

（2）区民等との協力による地域福祉の推進

地域福祉の推進にあたっては、地域で活動している地域関係団体、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、事業者などの様々な主体と区が協力し合うことが不可欠です。各地域で行われている自主的な地域福祉活動や地域における支え合いの気持ちを一層促進していくために、各主体間の情報共有や連携を図っていきます。

（3）庁内の推進体制

本計画の推進については、庁内の関係各課における職員一人ひとりが横断的な連携や情報共有を図る意識を持って、地域における切れ目のない支援を推進するために、関連施策や事業を着実に行っていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の施策や事業については、学識経験者や関係機関・地域関係団体の代表者、区等によって構成される「地域福祉計画推進委員会」で毎年度、進捗状況の把握および評価を行います。

また、社会環境や制度の変更などの際には必要に応じて、本計画に記載した内容以外にも施策や事業の充実等に努めていきます。

図 PDCAサイクルのイメージ



計画 (Plan)	区の現状を踏まえ、地域福祉をどのように進めていくか計画を立て、その方法や方策等を定めます。
実行 (Do)	計画の内容を踏まえ、地域住民、関係機関、社会福祉協議会、区等で連携して事業を実施します。
評価 (Check)	1年に1回、地域福祉計画推進委員会において、計画に記載されている施策・事業の進捗状況や結果を把握し、評価を行います。
改善 (Action)	評価等の結果を踏まえ、必要に応じて施策や事業の見直し等を実施します。

資料編

1. 計画策定の経過

(1) 計画策定の検討経過

	主な取り組み	庁内検討ほか
2017 (平成 29) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・区民アンケート調査 ・専門職アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回庁内検討会 (1月9日)
2018 (平成 30) 年度		
4月		
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回庁内検討会 (5月25日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回策定委員会 (6月8日) 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回庁内検討会 (7月23日)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回策定委員会 (8月8日) 	
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回庁内検討会 (9月27日)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回策定委員会 (10月4日) 	
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 回庁内検討会 (11月28日)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回策定委員会 (12月18日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会への中間案報告 (12月11日)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・やさしいまちづくり 推進協議会 (1月16日)
2月	(1月11日～2月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 回庁内検討会 (2月18日) ・議会への区民意見報告 (2月26日)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 回策定委員会 (3月28日) 	

(2) 地区懇談会の開催状況

(支) : 支え愛活動会議、(町) : 町会長会議

	地区名	開催日
前期	品川第一	2018 (平成30) 年6月15日 (支)
	品川第二	2018 (平成30) 年6月21日 (支)
	大崎第一	2018 (平成30) 年6月5日 (支)
	大崎第二	2018 (平成30) 年6月20日 (支)
	大井第一	2018 (平成30) 年6月21日 (支)
	大井第二	2018 (平成30) 年6月11日 (支)
	大井第三	2018 (平成30) 年4月27日 (支)
	荻原第一	2018 (平成30) 年6月14日 (支)
	荻原第二	2018 (平成30) 年6月27日 (支)
	荻原第三	2018 (平成30) 年5月11日 (町)、6月28日 (支)
	荻原第四	2018 (平成30) 年6月5日 (地区懇談会)
	荻原第五	2018 (平成30) 年6月26日 (支)
	八潮	2018 (平成30) 年3月29日 (支)
	後期	品川第一
品川第二		2019 (平成31) 年1月17日 (町)
大崎第一		2019 (平成31) 年1月29日 (支)
大崎第二		2018 (平成30) 年12月5日 (支)
大井第一		2019 (平成31) 年2月13日 (支)
大井第二		2019 (平成31) 年2月14日 (町)
大井第三		2019 (平成31) 年3月1日 (支)
荻原第一		2019 (平成31) 年2月14日 (支)
荻原第二		2019 (平成31) 年2月1日 (支)
荻原第三		2018 (平成30) 年12月7日 (町)、12月13日 (支)、 2019 (平成31) 年2月4日 (支)
荻原第四		2019 (平成31) 年2月4日 (町)
荻原第五		2019 (平成31) 年1月25日 (支)
八潮		2018 (平成30) 年11月21日 (支)

全 31 回 延べ〇〇〇人参加

(3) 各種アンケートの実施概要と結果

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることをめざし、本計画の策定にあたり、区民および専門職（地域の福祉を担う方も含む）の意向を把握し、反映させるための基礎資料として活用することを目的に実施しました。

1) 区民アンケート

● 調査の設計および回収結果

対象者	満 20 歳以上の区民	調査数	5,000 人
時期	2017（平成 29）年 11 月	調査方法	郵送
回収数	1,721 人 （有効回収数 1,718 人）	有効回収率	34.4%

● 調査の内容

以下の内容で、設問数は属性、補問を含め 22 問とした。

- ・ 個人属性（性別、年齢、居住地区など）
- ・ 地域共生社会の実現に向けて
- ・ ユニバーサルデザインやバリアフリーについて
- ・ 地域活動やボランティア活動について
- ・ 意見、提案

2) 専門職アンケート

● 調査の設計および回収結果

対象者	区内で地域の福祉を担っている方 ※対象分類（高齢者、障害者、子ども等）と地域などの比率を考慮して抽出		
調査数	124 人	時期	2018（平成 30）年 2～3 月
調査方法	郵送およびウェブメール		
回収数	64 人	有効回収率	51.6%

● 調査の内容

以下の内容で、設問数は 4 問とした。

- ・ 既存のサービスで対応が難しいと感じた事例や地域で気になる問題
- ・ 上記の事例や問題に対する解決に向けた提案
- ・ 今後、特に連携していきたいと思う他の団体や組織
- ・ 意見、感想

2. 品川区地域福祉計画策定委員会 委員名簿

分類	役職	氏名
学識経験者	日本社会事業大学社会福祉学部准教授	<委員長> 菱沼 幹男
		池田 彰孝
福祉・医療 関係団体 関係者	品川区社会福祉協議会会長	松尾 光恵
	品川区民生委員協議会会長	安藤 正道
	品川区民生委員協議会主任児童委員部会長	島崎 妙子
	品川区障害者七団体協議会会長	平塚 祐介
	品川区医師会理事	笹川 綾子
	荏原医師会理事	服部 秀彦
	品川歯科医師会会長	菅野 正博
	荏原歯科医師会会長	加藤 肇
	品川薬剤師会会長	小池 義彦
	荏原薬剤師会会長	野村 寛
	社会福祉法人福栄会理事長	志子田 悦郎
	NPO法人アーテム理事長	渡邊 義弘
	NPO法人品川ケア協議会理事長	幾島 博子
	NPO法人ふれあいの家-おばちゃんち代表理事	平野 淳子
	NPO法人グループEVAH理事長	大迫 正晴
品川区社会福祉協議会ボランティア運営委員会委員長		
地域関係 団体代表者	品川区区政協力委員会協議会会長	丹治 勝重
	品川区高齢者クラブ連合会会長	山口 武重
	品川区青少年対策地区委員会連合会会長	市川 信之助
	品川区青少年委員会会長	平林 繁雄
	品川区商店街連合会会長	島 敏生
	品川区立学校長会代表	齋藤 早苗
	品川区立中学校PTA連合会役員	佐原 砂江子
	品川区立小学校PTA連合会副会長	松澤 和昌
まちづくり 関係団体 代表者	東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室副課長	村上 基宏
	東京急行電鉄株式会社鉄道事業本部事業推進部沿線企画課長	平江 良成
	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部鉄道統括部事業統括課長	大田 仁史
	東京都交通局自動車部事業改善担当課長	野澤 正幸
	東急バス株式会社資産活用部施設管理課担当課長	高橋 裕文
	京浜急行バス株式会社運輸部整備課長	山下 和彦
関係機関	警視庁品川警察署生活安全課長	伊藤 貴行
	東京消防庁品川消防署地域防災担当課長	芳賀 隆
区内企業 代表	株式会社日立ソリューションズ人事総務統括本部総務部長	中村 勝彦
	株式会社文化堂人事総務部係長	伊藤 修義
区民代表	公募区民	鈴木 伸子
		宗村 安子
		山崎 恒子

3. 品川区地域福祉計画策定庁内検討会 委員名簿

所 属	役 職	氏 名
福祉部	福祉部長	<座長> 永尾 文子
	福祉計画課長	大串 史和
	高齢者福祉課長	寺嶋 清
	高齢者地域支援課長	宮尾 裕介
	障害者福祉課長	松山 香里
	障害者施策推進担当課長	飛田 則文
	生活福祉課長	矢木 すみを
企画部	企画調整課長	柏原 敦
	計画担当課長	大野 理
地域振興部	地域振興部長	堀越 明
	地域活動課長	伊崎 みゆき
	協働・国際担当課長	遠藤 孝一
	生活安全担当課長	菅 雅由樹
子ども未来部	子ども未来部長	福島 進
	子ども育成課長	高山 崇
	子ども家庭支援課長	廣田 富美恵
健康推進部	健康推進部長（品川区保健所長兼務）	福内 恵子
	健康課長	川島 淳成
品川区保健所	保健予防課長	鷹簀 右子
	品川保健センター所長	仁平 悟
	大井保健センター所長	間部 雅之
	荏原保健センター所長	榎本 芳美
都市環境部	都市環境部長	中村 敏明
	都市計画課長	鈴木 和彦
防災まちづくり部	防災まちづくり部長	藤田 修一
	土木管理課長	今井 裕美
	防災課長	古巻 祐介
教育委員会事務局	教育総合支援センター長	大関 浩仁
品川区社会福祉協議会	事務局次長	竹田 昌弘

4. 地域福祉およびやさしいまちづくりに関連する法令等

年	関連する法令の制定等*	区の計画
1994(平成 6)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称「ハートビル法」) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画策定
1997(平成 9)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険法 	
2000(平成 12)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法施行(社会福祉事業法の改正) ● 児童虐待の防止等に関する法律 ● 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称「交通バリアフリー法」) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 1 期品川区地域福祉計画策定
2001(平成 13)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の居住の安定確保に関する法律 ● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 	
2003(平成 15)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の改正法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都南病院跡地周辺地区やさしいまちづくりプラン策定 ● 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画策定 ● 第 2 期品川区地域福祉計画策定
2004(平成 16)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害者支援法 	
2005(平成 17)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者自立支援法(現・障害者総合支援法) ● 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ● 品川区大井町駅周辺地区バリアフリー計画策定
2006(平成 18)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の権利に関する条約(日本は 2007 年に署名、2013 年批准) ● 「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称「バリアフリー新法」) 	
2007(平成 19)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 品川区旗の台駅周辺地区バリアフリー計画策定
2008(平成 20)年		
2011(平成 23)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 ● 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ● 品川区旗の台駅周辺地区バリアフリー計画策定
2012(平成 24)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援法 ● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) 	
2013(平成 25)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ● 子どもの貧困対策の推進に関する法律 ● 生活困窮者自立支援法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 3 期品川区地域福祉計画策定(予定)
2015(平成 27)年		
2016(平成 28)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度利用促進基本計画 	
2017(平成 29)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法改正 	
2018(平成 30)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正社会福祉法施行 	
2019(平成 31)年		

* 法令は制定年を原則表記(施行の場合は施行と表記)

第3期品川区地域福祉計画

発行年月：2019（平成31）年4月

発行：品川区福祉部福祉計画課

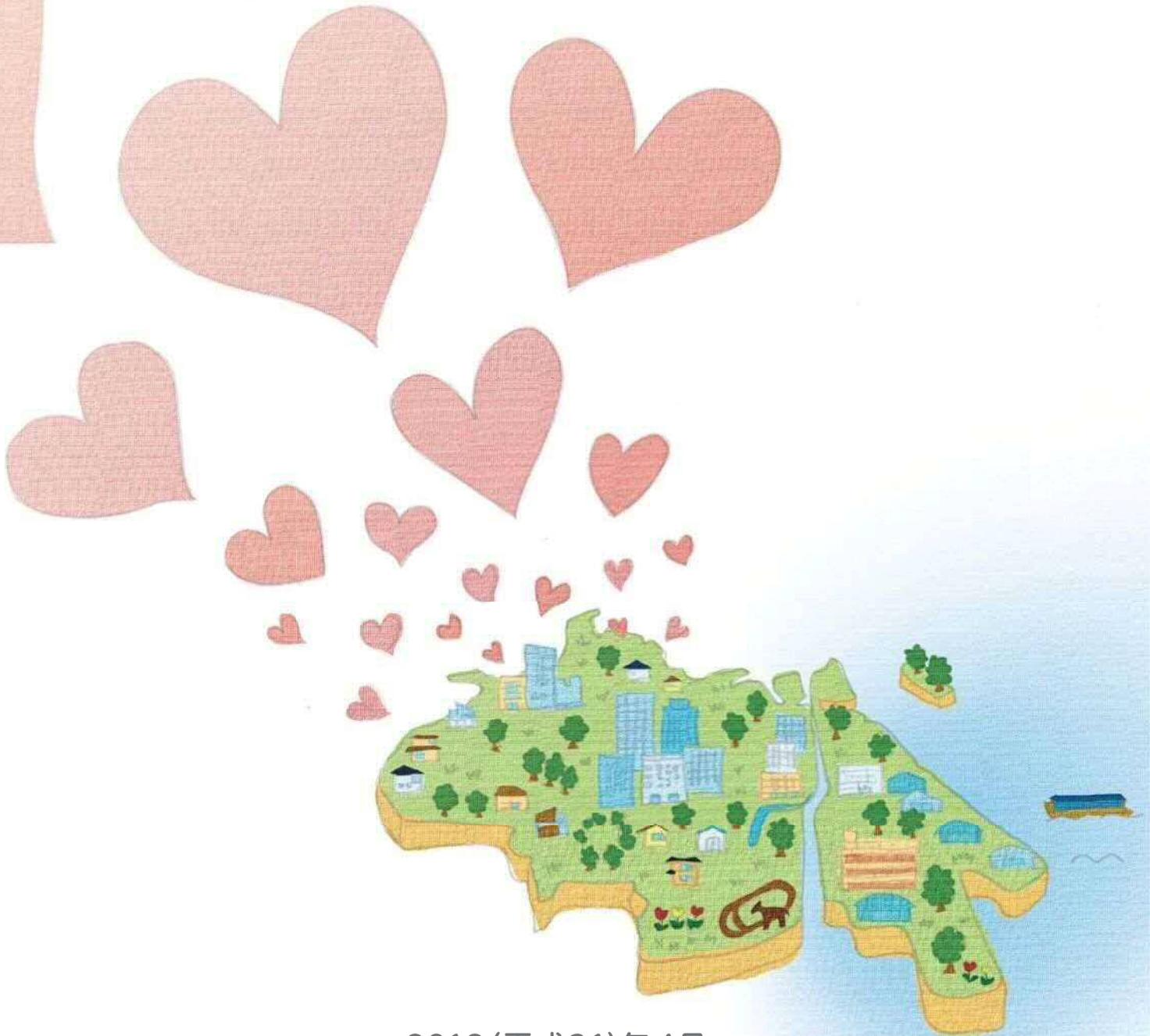
〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03-5742-6914（直通）

FAX 03-5742-6797

【資料2】
2019(平成31)年
2月18日時点

やさしさと 支え合いのまち しながわ



2019(平成31)年4月

地域福祉とは

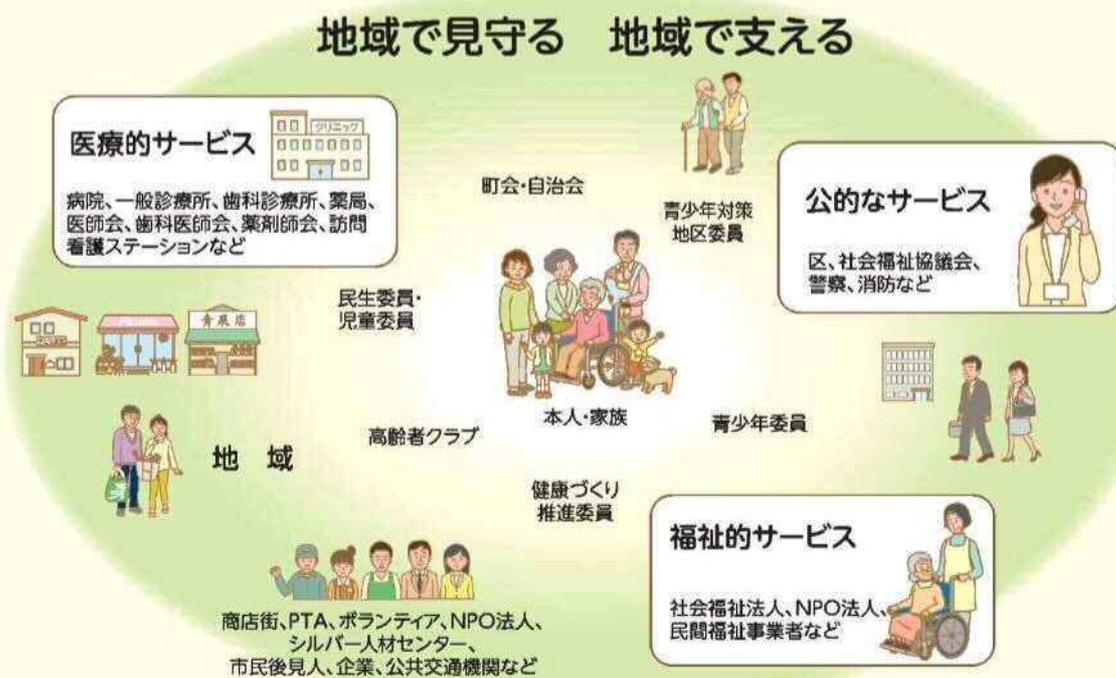
少子高齢化、核家族化等により、生活スタイルや価値観が多様化する一方で、地域のつながりは希薄化しています。

地域福祉とは、手助けや支援を必要とする人たちが抱える課題に対し、高齢者、障害者、子どもといった対象者ごとでなく、自分たちが住んでいる地域で、一人ひとりがその人らしい生活を送れるように地域住民や事業者、行政が協力し、支え合う取り組みのことです。

品川区がめざす地域共生社会

身近な地域において、子どもから高齢者、障害者などすべての人がお互いに支え合い、公的なサービスだけでなく、福祉的・医療的サービスの事業者や地域団体などにより構成される区民全体が連携し、協力し合う社会をめざします。

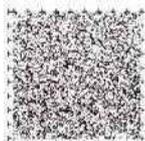
図 地域共生社会のイメージ



計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、区市町村が策定しています。本計画は、地域住民、関係機関・団体、福祉や医療サービスの事業者、区等のすべての区民が、地域福祉に関わる活動や取り組みを行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことをめざす計画です。

※本計画は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（2014（平成26）年3月26日厚生労働省通知）」に基づき「生活困窮者自立支援方策」を盛り込んでいます。



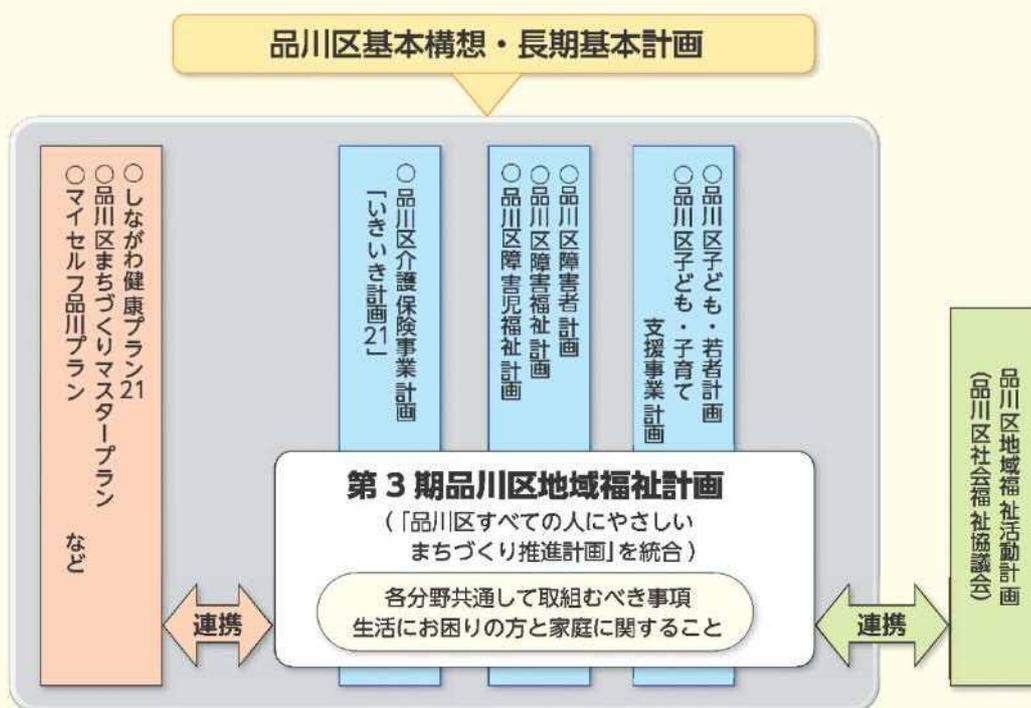
計画期間

2019（平成 31）年度から 2023 年度の5年間

計画の位置付け

本計画は、福祉の推進の方向性を示す総合的な計画とするため、区の上位計画である「品川区基本構想・長期基本計画」のもとに、各分野の個別計画を横断的につなぎ、各計画に共通して必要になる基本的な考え方を示すものです。さらに、その他の関連計画とも緊密な連携を図っていきます。

図 計画の位置付け



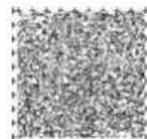
基本理念・基本目標

本計画がめざす理想の地域の姿を「基本理念」とし、その理念を達成するために必要な要素を「基本目標」として定めます。

【基本理念】誰もが自分らしくやさしさをもって暮らせるまち

【基本目標】

- 多様性を認め合う意識を醸成する
区民一人ひとりがお互いの違いを認め合う気持ちをはぐくみ、思いやりのまちをめざします。
- 地域のつながりを再構築する
地域の支え合いや関係機関等の連携などにより、孤立や孤独のないまちをめざします。
- 誰もが役割を持ち、参画できる地域社会をつくる
区民一人ひとりが日常的な交流や社会参加を通じ役割を持つことで、いきいきと暮らし、活躍できるまちをめざします。



地域福祉におけるユニバーサルデザインとバリアフリーの考え方

1. バリアフリーからユニバーサルデザインへ

バリアフリーは、高齢者や障害者などに対する日常生活や社会生活の中でバリア（障壁）を取り除いていこうという考え方です。

それに対し、ユニバーサルデザインとは、「年齢、性別、人種、個人の能力等にかかわらず、はじめからすべての人ができる限り利用可能なように製品や建物、環境をデザインする」という考え方です。バリアフリーとして展開してきたものをさらに広く捉えていますが、誰もが暮らしやすい社会をつくるという点では、同様の意味で用いられることも多くあります。



2. 区の取り組み

区では、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりをめざしています。

(1) 心のバリアフリーの推進

困っている人を見かけたときに皆が協力して手助けできるとともに、困っている人からも手助けを求めやすい社会をめざします。

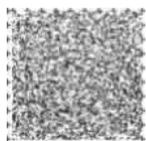
また、「障害者差別解消法」の普及啓発にも取り組んでいきます。

(2) 面的なバリアフリー化の推進

施設の整備やその移動手段の改善を組み合わせ、点や線の整備から面的・重点的な広がりを持ったバリアフリー化を進めていきます。

(3) 情報のバリアフリーの推進

すべての人に、必要なときに必要な情報が入手できるような環境整備に取り組んでいきます。



地域福祉で取り組むべき今後の重点課題

アンケート調査や地区懇談会、策定委員会によるご意見等からみえてきた課題を次のようにまとめました。

■ 偏見や差別のない地域づくり

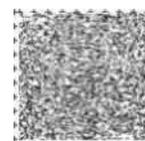
地域のつながりが希薄化する中、近隣住民同士の日頃のあいさつなどによる顔の見える関係の地域づくりが課題となっています。偏見や差別を許さない意識づくりや地域づくりのために、人権や思いやりなどについて考える場を拡充するとともに、困難な問題を抱える人たちに対する理解を深めていくことが求められています。

■ 地域活動の担い手の発掘・育成

地域活動やボランティア活動においては、運営者や参加者の固定化や高齢化が課題となっています。地域福祉やボランティアに興味や関心を持ちながら、現在、活動に参加していない人が、楽しみややりがいを感じながら地域の活動に参加し、担い手の輪が広がるようなきっかけづくりが求められています。

■ 包括的な相談支援体制の充実

地域における孤立や孤独をなくし、孤立死や虐待を未然に防ぐためには、日頃から声をかけ合い、何かあったときに相談し合う関係を築くことが大切です。また、地域住民による支え合いだけでなく、区や専門機関の横断的な連携を推進し、包括的な相談支援体制を強化することが求められています。



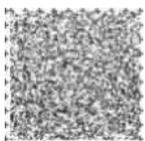
施策の体系

【施策の柱】

【施策の方向性】

【施策】

※太字は重点



【具体策】

ダイバーシティとインクルージョンの推進

障害者差別解消法の普及啓発、ユニバーサルデザインやおたがいさま運動の普及啓発

83（ハチサン）運動の実施

認知症サポーター養成事業の実施

民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

高齢者等地域見守りネットワーク事業の充実、品川くろみ高齢者見守りネットワークの充実

品川区要配慮者支援体制の充実

地域福祉活動における個人情報の取り扱いの周知

支え愛活動会議等の充実

共同募金・地域振興基金の有効活用

ほっと・サロンの運営支援・拡充、認知症カフェ等の拡充、親子サロンの実施、子育て交流サロンの実施

子ども食堂の開設支援、しながわ子ども食堂ネットワークの充実

ボランティア情報の収集・発信、ボランティア団体・企業等の活動の支援

高齢者多世代交流支援施設等の有効活用、高齢者社会参加促進支援事業の実施、地域貢献ポイント事業の拡充、高年齢者の就業支援、障害者地域生活支援事業の実施

子ども若者応援フリースペースの開設

生活困窮者等世帯への学習等支援、子どもの未来応援プロジェクト

支援を必要とする人への情報提供体制の充実、まちなかの案内の充実、バリアフリーマップの充実

バリアフリー計画に基づく面的バリアフリーの推進、歩道のバリアフリー化の推進

放置自転車防止の啓発活動、交通安全講習会等の開催

移動支援サービスの充実、手話通訳者等コミュニケーション手段の充実

しながわネウボラネットワークの充実

在宅介護支援センターの充実、支え愛・ほっとステーションの充実

相談拠点の整備、精神障害者の地域生活支援、療育支援体制の強化、発達障害・思春期サポート事業の実施、地域生活支援拠点の整備

こころの健康相談、精神専門医相談、精神保健講演会の実施、ゲートキーパー養成研修の実施

成年後見サービスの拡充、市民後見人養成事業の充実

区立児童相談所設置に向けた検討、しながわ見守りほっとラインの実施、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催、要保護児童対策地域協議会の開催

認知症初期集中支援事業の実施、地域生活安定化支援事業の実施

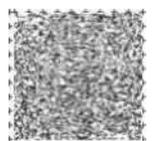
高齢者住宅生活支援サービス、居住に関する支援のしくみの検討

障害者就労支援センターの充実

生活困窮者自立支援事業の実施

制度の対象とならない人への対応、すけっと品川養成講座の実施

地域特性等の把握



施策の柱 1. 気づく心とつなげる気持ちをはぐくむ

■ 背景とねらい

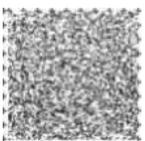
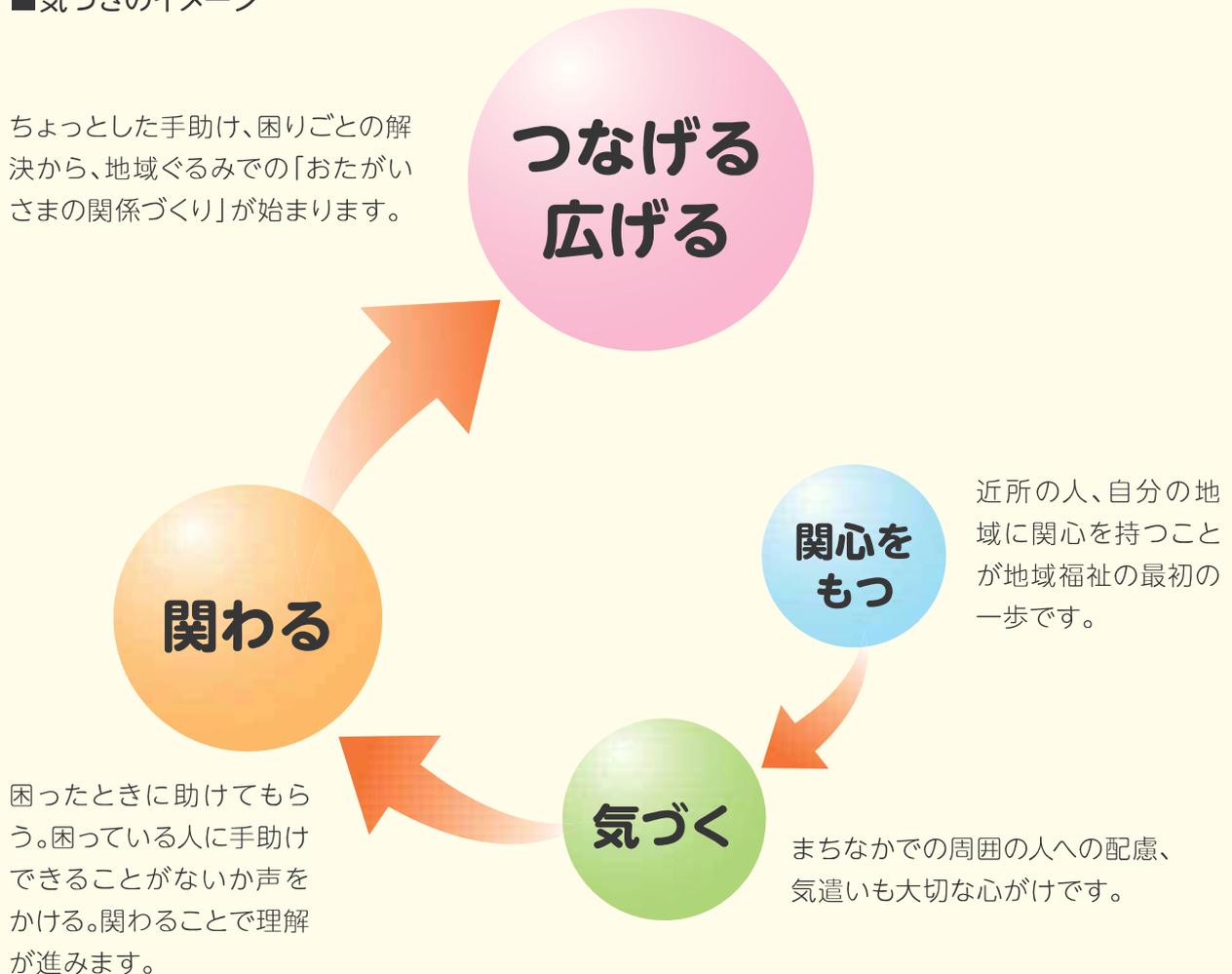
地域で暮らす人には、年齢、性別、出身地、国籍、人種、文化など、様々な違いがあります。そういった違いから、とまどいや不安を感じる人がいます。

品川区は、近年、生活のしやすさ、子育てのしやすさなどから、子育て世代の転入も多く、また、国際化の進展により、外国人居住者も増加しており、区全体の人口も増加しています。

一人ひとりが、周りの人や地域に関心を持ち、お互いに理解を深めることが地域福祉の最初の一步となります。そこから、地域のつながりが生まれ、自分のできる範囲で周りの人の困りごとを「我が事」と感じて、関わっていくことで地域が活性化していきます。

■ 気づきのイメージ

ちょっとした手助け、困りごとの解決から、地域ぐるみでの「おたがいさまの関係づくり」が始まります。



区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいた
ご意見から一部抜粋させていただきました。



新しく転居されてきた
近隣の方と関係を築くのが
難しいです。



人と関わるのが
苦手な人がいることも
わかってほしいです。



近所の高齢者の方が
登下校中の子どもたちにいつも
あいさつをしてくれて安心して
暮らせています。



まちなかで「何か
手伝えることはありますか？」
と声をかけてもらえると
うれしいです。



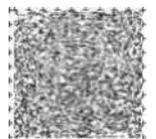
地域の課題

- 様々な偏見や差別の解消のための相互理解の機会を充実させる。
- 日常の近隣のつながりにより、地域において孤立している人・家庭を少なくする。
- まちなかで、あいさつや困っている人への声かけがあたりまえになる地域をつくる。



計画期間中の区の目標

- 区民や事業者が地域福祉を学べる機会を提供します。
- ゆるやかに見守り合う地域となるよう支援します。



施策の方向性

方向性（１） 相互理解の促進

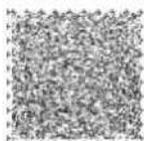
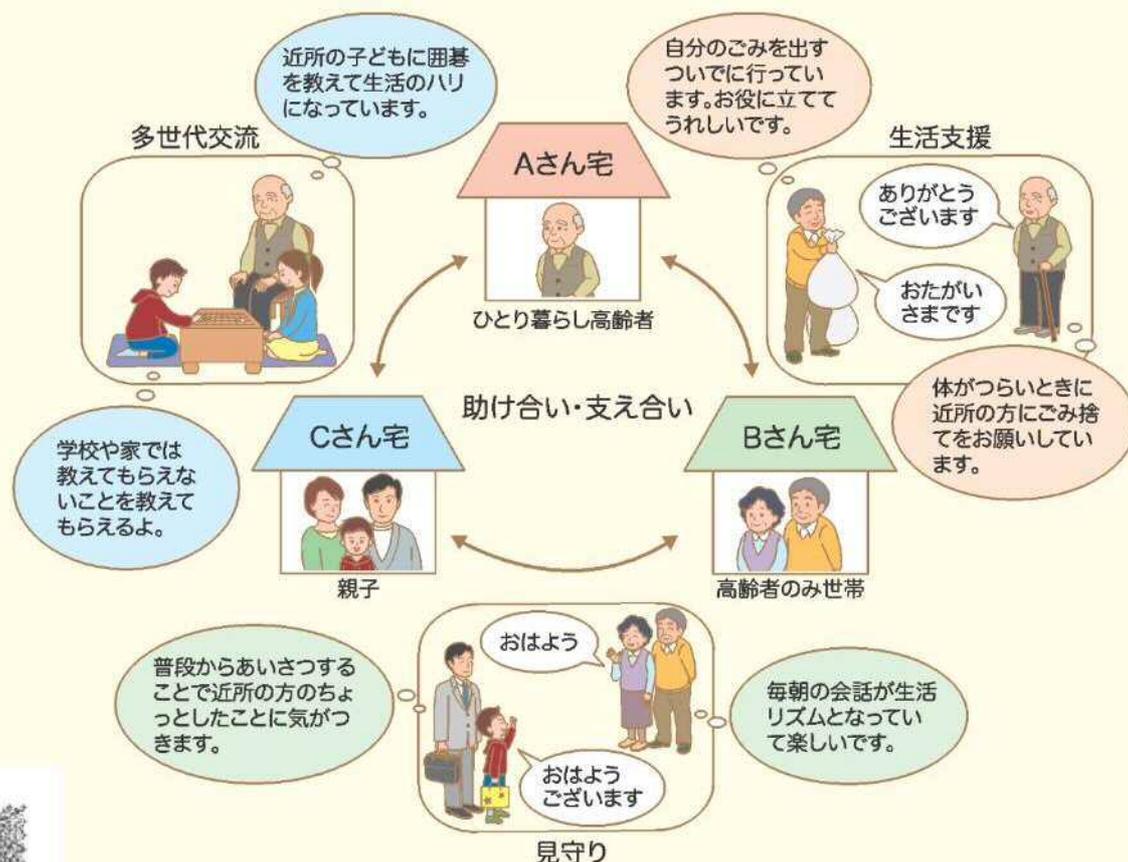
地域福祉を推進していく上で、まずは、地域に目を向け、周りの人に関心を持つことが大切です。相手の立場や状況を理解し、お互いの個性を認め合い、偏見や差別がなくなるよう、取り組みを進めていきます。

方向性（２） 生活の中での気づきの促進

日常生活において、周囲の人に関心を持つことで、ほかの人のちょっとした困りごとに気づくことがあります。たとえば、いつも参加する趣味の活動の中で、参加者の様子に変わったところがないかさりげなく見守る、まちなかで登下校時の子どもを見守るということも気づきにつながります。一人ひとりが無理のない範囲で、83（ハチサン）運動や認知症サポーター養成などにより日常生活の中で気づく意識を広げていけるように周知していきます。

■ 支え合いのイメージ

誰かを支えるということは、自分自身の生活のハリになることもあります。
小さな手助けなど、無理なく自分のペースでできることから始めてみませんか？



方向性（3） 地域による見守り体制の充実

区内では、町会・自治会、高齢者クラブ、民生委員・児童委員等により、地域でのゆるやかな見守りの活動が根付いていますが、共働きなどで日中留守の世帯や高齢者のみの世帯が増え、日頃の近所づきあいが希薄になることもあります。

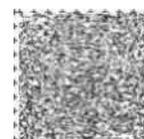
緊急時や災害時などのいざというときだけでなく、普段から地域で安心して暮らしていくために、日頃から地域ぐるみでの見守りや相談し合える関係性をつくるのが大切です。区では、地域住民の支え合いによる様々な見守りのネットワークのしくみの充実を図っていきます。



要配慮者を避難誘導する
訓練の様子



認知症の基礎知識などを掲載した
品川『くるみ』認知症ガイド



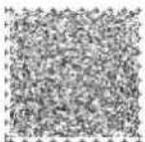
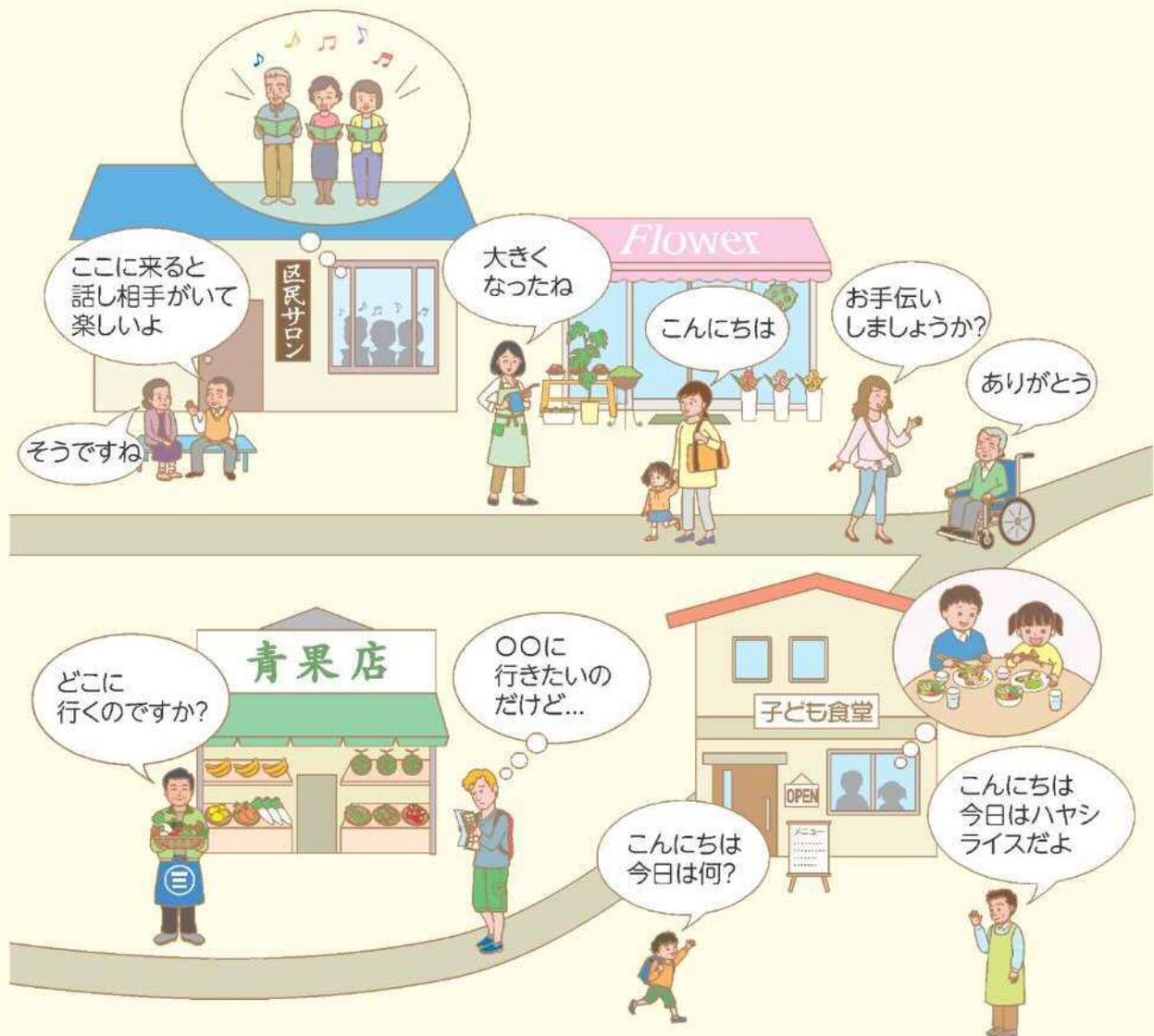
施策の柱 2. 地域でいきいきと暮らせるまちをつくる

■ 背景とねらい

暮らしやすく安心な地域づくりのためには、周りの人とつながりを持つことが大切です。地域のイベント、行事、お祭りなどに参加するだけでも、地域とのつながりを持つことになります。

現在、区内には、様々な地域活動の場と機会があり、多くの人に参加しています。今後も、子どもから大人まで地域に暮らすすべての区民が、それぞれの役割を果たしながら、交流し、困ったときには支え合って、皆がいきいきと暮らせるまちをつくることをめざしています。

■ 誰もがいきいきと暮らせるまちのイメージ



■ 区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいた
ご意見から一部抜粋させていただきました。



働いていても空いた
時間でできる地域の活動が
あれば始めてみたいです。

自分が参加している
つどいの場に地域の子ども
たちが来てくれるときは、
みんなすごく楽しんで
交流しています。



企業でも、地域交流を
目的としたイベントを開催して
います。少しずつ地域の方に定着し、
喜んでもらえてうれしいです。



点字ブロックの上に
自転車を置かないようにしています。
みんなのちょっとした気遣いで
外出しやすいまちになると
よいと思います。



近所づきあいが少ない人が
家に閉じこもりがちにならないように、
気軽に集まれるような場所が
あるとよいと思います。



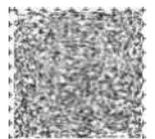
■ 地域の課題

- 地域活動やボランティア活動の輪を広げる。
- 身近で気軽に参加できるイベントやサロン（つどいの場）の開催を充実させる。
- いろいろな経験や特技を持った人・団体間の連携のしくみをつくる。



■ 計画期間中の区の目標

- 高齢者や子育て世代など多世代の交流を推進します。
- 地域活動やボランティア活動を周知します。
- すべての人にとって外出しやすいまちになるよう環境を整備します。



■ 施策の方向性

方向性（１） 地域活動等の活性化

区内には、区民、町会・自治会、ボランティア、NPO法人等による様々な活動が根付いています。区は、町会・自治会の活動を支援するとともに、地域住民相互の支え合いの活動を推進するために、各地区で地域の課題を話し合ったり、情報交換を行う機会をつくるなど、今後も、地域活動の活発化を図っていきます。



八潮地区支え愛活動会議の様子



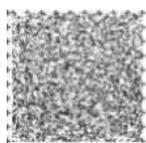
大崎第一地区支え愛ひろば
(子どもから高齢者までが交流)

方向性（２） 多世代による支え合いの地域づくり

隣近所のつきあいや助け合いが少なくなっている現在、多世代で集まって交流ができる場は、豊かな人間関係を築くことができる貴重な機会となっています。区では、高齢者や子育て世代、障害者など、多世代の区民が知り合うきっかけとして、身近な地域の憩いの場・交流の場の整備を進めるとともに、地域住民の自発的な活動を支援し、ともに支え合う地域づくりを推進していきます。



子育て交流サロンの実施



方向性（３） 社会参加を通じた生活の質の向上

地域活動やボランティア活動への参加、就業等は、生活の質の向上や本人の生きがいがいづくりにつながります。しかし、地域福祉やボランティアに興味や関心はあっても、これまで地域の活動などに参加していなかった人からは、自分は地域において何をしたらよいのかわからないという意見も聞かれます。

活動の担い手のすそ野を広げるため、活動に関する周知を図るとともに、一人ひとりの興味や関心に合った活動の紹介など、きめ細かな調整や支援を行っていきます。



高齢者多世代交流支援施設
(ゆうゆうプラザ) での多世代交流

方向性（４） 様々な生きづらさを持つ子ども・若者への支援

少子高齢化やインターネットの普及等による情報化など、子ども・若者をめぐる環境が大きく変化し、社会生活を営む上で困難や新たな課題に対応できずに深刻な状況に直面している子どもや若者がいます。区では、そのような子ども・若者とその家族への様々な施策を展開し、地域全体で見守っていきます。

方向性（５） 外出しやすいまちづくり

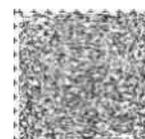
すべての人にとって外出しやすいまちにするためには、施設や設備などのハード面の整備とあわせて、ソフト面の様々なバリア（障壁）を取り除くことが重要です。

ハード面では、道路や公園等のバリアフリー化等により、誰もが利用しやすいまちなかの整備に努めており、今後も面的・重点的なバリアフリー化を進めていきます。また、ソフト面では、困っているときは支え合おうとする配慮や気遣いといった「心のバリアフリー」が重要です。

今後も、ハード面とソフト面のバリアフリーをバランスよく進めていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方も普及啓発していきます。



歩道のバリアフリー化



施策の柱 3. 適切な支援につながるしくみをつくる

■ 背景とねらい

核家族化、少子高齢化、生活スタイルの変化等により、家庭内の生活課題に自分たちだけで解決することができず、相談できる人がいない、どこに相談したらよいのかわからないといった理由で、困りごとを抱えたまま時間が経過してしまうことがあります。こうした状況に対して、区では、区民が必要なときに相談できる地域に身近な窓口を設け、専門的なサービス等の公的支援の利用等につなげてきました。

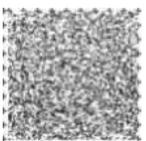
また、ダブルケア*や8050問題*など複合的な課題の解決を図るために、地域福祉を担う多機関・多職種がそれぞれの強みや役割を活かしつつ、連携のためのしくみづくりに取り組んでいます。

さらに、既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」の問題を抱える人や家族に対して、適切な支援を届けられるよう、専門職や社会福祉法人、NPO法人などの様々な団体と地域住民の連携の強化を図るとともに、横断的な相談支援体制を整備していきます。

*ダブルケアとは …… 介護と育児に同時に直面する世帯のこと。

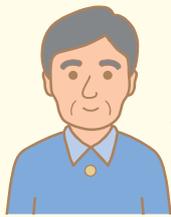
*8050問題とは …… 高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯のこと。

*多職種の連携とは …… 福祉や医療などの分野でそれぞれに行っていた取り組みを、複数の分野の専門職（多職種）が連携して取り組むこと。



■ 区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいた
ご意見から一部抜粋させていただきました。



困ったときに
相談できる場所が
わかりやすくなると
よいと思います。

本人だけでなく、
家族も含めて
ケアしてほしいです。



新聞がたまっているなど、
近隣の方についていつもと違うと感じたら
相談窓口につながってもらえると
ありがたいです。



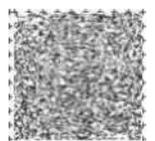
■ 地域の課題

- 生活の困りごとを地域で共有し、専門職対応だけでなく、地域住民と一緒に取り組めるしくみをつくる。
- 様々な相談機関があることの周知や、気軽に相談できる場を増やす。
- 医療、介護、福祉等の専門職が連携して相談支援にあたるしくみを充実させる。
- 様々な問題を抱える個人・家庭への包括的な支援を充実させる。



■ 計画期間中の区の目標

- 区民に身近な地域での相談の場を充実させます。
- 制度の狭間の支援を必要とする人や社会的に孤立している人など、誰もが必要なときに相談・支援につながる体制をつくります。
- 成年後見制度への理解促進を図ります。



■ 施策の方向性

方向性（１） 包括的な相談支援体制の充実

区は、多様化する生活課題に対応するため、様々な分野の相談機関を整備し、専門性を高めるとともに、相談者が複合的な問題を抱える場合等は、相談機関の相談員が、世帯全体の状況に応じて分野横断的に適切な調整や連携を行う「機能連携型」の相談支援体制をとっています。

今後は、さらに複合的な問題に対応できるよう、各相談内容や地域生活課題を包括的に受け止める庁内の連携体制を進めていきます。

方向性（２） 虐待防止と権利擁護の推進

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭内の様子が近隣住民や周りの人に見えにくくなっています。子育てや介護の負担やストレス等から虐待に発展してしまうことや、認知症や障害等により判断能力の不十分な人が生活の中で権利が守られなくなることがあります。

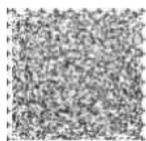
区では、高齢者や障害者、子育てに関する地域の各支援機関等の相互の連携を強化し、包括的な虐待の未然防止、早期発見、適切な支援等が行われる体制づくりに努めます。

方向性（３） 安心して住むための支援の充実

住まいは生活の基盤となることから、すべての人が安心して住み続けられるまちとなるよう、住まいに課題を抱える人の相談を適切な支援につなげていきます。

また、アウトリーチ*の実施や、医療や介護の専門職の連携により、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、取り組んでいきます。

*アウトリーチとは …… 地域で福祉や医療等の支援を必要とする状況にありながら専門的サービスにつながっていない（中断している）人のもとに、専門家が出向くこと。



方向性（４） 自立のための環境づくり

障害者や生活困窮者の中には、社会との関わりに関する不安など様々な生活のしづらさを抱えている人がいます。そのような人を対象に、本人の希望、適性、状況に合わせて、本人の自立と尊厳の確保を重視しながら、本人とその家族への包括的で継続的な支援を行います。

方向性（５） 生活支援等福祉サービスの充実

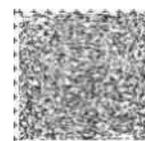
公的サービスは、個々のニーズに応じて専門職や行政などにより提供されますが、住民による生活支援は、住民が無理のない範囲で関わる取り組みです。住民による支え合いは、地域の孤立や孤独をなくし、偏見や差別のない地域共生社会を実現するために大切です。既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」の問題を抱える人に対する支援については、区と区社会福祉協議会が社会福祉施設、民間企業やNPO法人等、多様な機関と連携しながら、必要な生活支援を行います。



各地区の情報をまとめた
「お役立ち情報集」



「お役立ち情報集」を作成する
地域支援員交流会の様子



計画内容の周知

地域福祉は、区民をはじめとする多様な主体の理解と協力が不可欠であるため、区が行う様々な地域福祉事業の各種情報提供や普及啓発に努めてきました。

今後も、本計画に掲げる取り組みを実践、継続していけるよう、広報しながらや区ホームページなどを活用した広報活動を行っていきます。

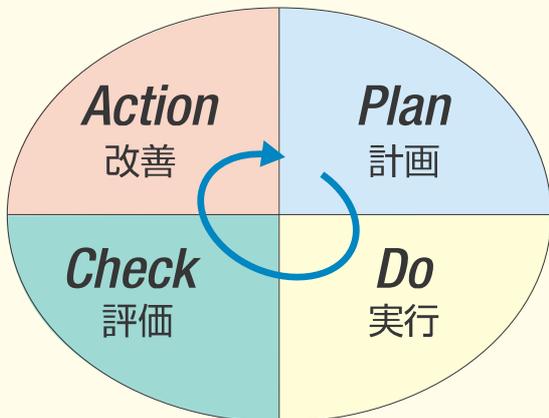
計画の推進体制

地域福祉の推進にあたっては、地域で活動している地域関係団体、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、事業者などの様々な主体と区が協力し合うとともに、庁内の横断的な連携・情報共有により、計画の着実な推進に努めます。

計画の進行管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)を構築して行います。本計画の施策や事業については、学識経験者や関係機関・地域関係団体の代表者、区等によって構成される「地域福祉計画推進委員会」で毎年度、進捗状況の把握および評価を行います。

図 PDCAサイクルのイメージ



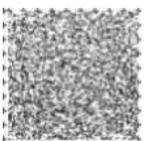
計 画 (Plan)	区の現状を踏まえ、地域福祉をどのように進めていくか計画を立て、その方法や方策等を定めます。
実 行 (Do)	計画の内容を踏まえ、地域住民、関係機関、社会福祉協議会、区等で連携して事業を実施します。
評 価 (Check)	1年に1回、地域福祉計画推進委員会において、計画に記載されている施策・事業の進捗状況や結果を把握し、評価を行います。
改 善 (Action)	評価等の結果を踏まえ、必要に応じて施策や事業の見直し等を実施します。

発行年月：2019（平成31）年4月

発 行：品川区福祉部福祉計画課

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03-5742-6914（直通）



第 3 期品川区地域福祉計画（素案）に対する
区民意見公募（パブリックコメント）の実施結果と区の考え方について

第 3 期品川区地域福祉計画を策定するにあたり、素案を公表し、ご意見を募集したところ、以下のようなご意見をいただきました。ご意見の要約（一部全文）とそれに対する区の考え方について報告いたします。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。なお、本計画策定とは直接関係のないご意見につきましては、ご意見として承ります。

1. 集計結果等

(1) 意見募集期間

平成 31 年 1 月 11 日（金）～平成 31 年 2 月 10 日（日）

(2) 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数	意見数
直接持参	0	0
電子メール	7	63
F A X	1	2
郵便	0	0
合 計	8	65

※ 同一人で複数意見をいただいている場合があるため、提出人数と意見数は一致しません。

(3) 項目ごとの意見数

対象項目	意見数
計画全般について	2
第 1 章 計画策定の考え方	1
第 2 章 地域福祉を取り巻く現状と課題	6
第 3 章 第 3 期に推進する施策	46
第 4 章 計画の推進体制と進行管理	1
第 5 章 資料編	0
その他ご意見	9
合 計	65

2. 寄せられたご意見（要約）と区の考え方

回答については、地域福祉計画の位置付けに基づき検討しました。

【地域福祉計画の位置付け】

地域福祉計画は、高齢、障害、子ども・子育ての各個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要になる基本的な考え方を示すものです。

No.	該当箇所	ご意見(一部要約)	区の考え方
1. 計画全般について			
1	-	視覚障害の方への配慮として、全ページに SP コードをつけてください。	本冊子には、本編、概要版いずれも SP コードにつけていきます。
2	-	「障害福祉計画・障害児福祉計画」でもそうでしたが、本計画の素案も難病に関する記載がほとんどありません。障害者総合支援法の対象疾病(難病)の患者も、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象になっていますので、そこも考慮して、難病患者の状況や、対策に関する記載を増やしてください。	難病について個別に記載していませんが、地域の中には様々な困難や生きづらさを抱えている人がいること、そうした人も含めて地域で自分らしく暮らしていけるように計画全体で推進していきます。 なお、難病患者の状況把握や、対策については個別の事業で対応してまいります。
2. 第1章について			
3	P.7	P7 3)情報のバリアフリーの推進 素案には「平等な社会参加を可能にするためには、すべての人が必要なときに必要な情報を入手できることが重要です。高齢者や障害者、外国人など情報が届きづらいすべての人が品川区で安心して生活・活動することができるよう、誰もが情報を容易に入手できる環境整備に取り組んでいきます」とあります。現在、区公式サイト「障害のある方へ」のページや、「品川区 介護・在宅医療・障害福祉情報サイト」には、ホームヘルプや移動支援等を行なう事業所のリストが掲載されておらず、地域生活支援や在宅レスパイト等の利用料金は要綱に記載されたのみになっています。東京都が、都内在住の 16～69 歳の心身障害者を対象に平成 24 年に行なった、インターネット利用に関するアンケート調査でも、障害のある人の半数以上がインターネットを利用しており、特に視覚障害者と聴覚障害者は 90%以上、肢体不自由者では 80%以上の高利用率となっています。当事者以外でも、たとえば障害児の親にとって、忙しい中で区役所に直接出向いて質問したり、不在のこ	ご指摘のとおり、古い情報のままの掲載が散見されるため、新しい情報への更新に努めてまいります。 区全体としても情報提供の充実を図ってまいります。

		とが多い担当者に何度も電話をかけるのは大変な手間です。障害者や家族にとって必要な情報ですので、ぜひ区公式サイトと「品川区 介護・在宅医療・障害福祉情報サイト」の両方に掲載してください。以上について、素案では、該当部分に具体策として「ホームページの情報充実やタイムリーな更新に努める」との記載を加えてください。	
3. 第2章について			
4	P.11	P11 (2) 世帯数の推移 掲載のグラフは、目盛りの基点を0にしてください。総務省統計局の資料でも、「目盛りの基点(最下部)は0とする。下方を省略して、例えば 20～、300～とするのは誤解を招くので避ける」としています。 https://www.stat.go.jp/teacher/dl/pdf/c2learn/materials/primary/10_2iii.pdf	ご指摘を受けて、修正いたします。
5	P.11	P11 (3) 高齢者のいる世帯数の推移 2015(平成27)年の全世帯数が、(2)のグラフの数値と異なっているようですが、なぜですか。1月1日現在の数値ではないからですか。	出典が「住民基本台帳」「国勢調査」とそれぞれ異なるため、数値が異なっております。ご了承ください。
6	P.12	P12 (4) 高齢者人口等の状況 掲載のグラフには高齢者人口の表記がないため、本文にある「高齢者人口に対して18%程度の割合の人が要介護や要支援認定を受けて」がグラフからは読み取れません。P10の(1)掲載のグラフには高齢者人口の表記がありますが、P12の(4)のグラフと年度が一致していません。P12の(4)のグラフに、各年度の高齢者人口数を付記してはいかがでしょうか。	統計の基準日が異なりますが、P.12の「地区別の高齢者人口・高齢化率」の品川区全体の高齢者人口(81,680人)と、「要介護度別認定者数」2017年度の総数(14,662人)により認定率を約18%と示しています。なお、第七期品川区介護保険事業計画においても、今後の認定率の上昇が見込まれています。ご意見のグラフへの付記については、既に数値を多く羅列しており余白がなく、掲載することにより読み取りづらくなることから、現状のままとさせていただきます。
7	P.13	P13 (6) 出生率の推移 掲載のグラフは、目盛りの基点を0にしてください。総務省統計局の資料でも、「目盛りの基点(最下部)は0とする。下方を省略して、例えば 20～、300～とするのは誤解を招くので避ける」としています。 https://www.stat.go.jp/teacher/dl/pdf/c2learn/materials/primary/10_2iii.pdf	ご指摘を受けて、修正いたします。

8	-	P13 「(5)障害者数の推移」のあとに、難病患者数の推移あるいは現況は入れないのでしょうか。難病(障害者総合支援法の対象疾病)の患者も、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象になっています。	難病について個別に記載していませんが、地域の中には様々な困難や生きづらさを抱えている人がいること、そうした人も含めて地域で自分らしく暮らしていけるように計画全体で推進していきます。 難病患者数の推移等については、掲載する予定はございません。
9	P.22	P22 3(1)4 地域貢献ポイントについて、区ホームページで検索したところ、掲載されていたのは以前の区報や要綱などのPDFがほとんどでした。この用語に限らず、区ホームページでの説明が不十分と思われるものが多々あります。情報提供の不備が普及の妨げになっているのではないのでしょうか。よく区は「公式サイトには載っていないが、区報に載せた」と説明しますが、区報とホームページでは情報伝達手段としての役割が違います。ニュースとしての役割は区報のほうが大きくても、あとから紙面で情報を探したりバックナンバーを当たったりするのは困難で、それはホームページでの情報掲載のほうが適しています。品川区の現状を見ていると、ホームページを軽視している感じがします。区のホームページ全体は変えられなくても、地域福祉に関係する職員の意識改革により、関係する情報の充実が可能になると思います。「平等な社会参加を可能にするためには、すべての人が必要なときに必要な情報を入手できることが重要です。高齢者や障害者、外国人など情報が届きづらいすべての人が品川区で安心して生活・活動することができるよう、誰もが情報を容易に入手できる環境整備に取り組んでいきます」とするならば、ホームページの改善も視野に入れてください。	ご指摘を受けて、ホームページの情報更新に努めてまいります。
4. 第3章について			
10	第3章全体	具体策で、「～を検討していきます」「検討を進めています」というのが散見されます。今の子供たちが高齢者になる数十年後に向けた検討ならともかく、今後5年の方向性を決める計画の「具体策」として、「検討していく」「検討を進める」というのは少々違和感があります。「検討し、実施していく」などに改めてください。	ご指摘を受けて、該当箇所を検討し、文言を一部修正いたします。
11	第3章全体	具体策で、「～を行っています」「～しています」というのが散見されます。この表記だと、従来の継続で、新たな試みがないような印象を受けます。この場合、具体策に書くような新たなプ	ご指摘を受けて、該当箇所を検討し、文言を一部修正いたします。

		ランはないということでしょうか。	
12	第3章全体	継続ではなく、新規となる施策や具体策などの場合は、その旨明記してください。	地域福祉を進めていくには、一定の継続性が大切だと考えております。新規事業も継続事業も合わせたうえで、5年間の重点項目と検討した内容を重点施策として表記しております。
13	第3章全体	事業や計画、協議会、研修、施策、ネットワークなどの名称などがたくさん出てきますが、どこの課が主導、あるいはどこの団体が受託しているのかわかりません。本計画は、子ども・障害・高齢者などを横断的につないでいるため、担当部署が多岐にわたっているのも複雑な印象を与える原因と思われるます。それを解決するため、それぞれの名称のあとにカッコ書きで、担当課や実施団体の名称を記載してください。この計画を読んで、さらに詳しい内容が知りたくても、このままではどこに問い合わせればよいのかわかりません。各担当課が責任をもって進めている事業や計画なのですから、ぜひ担当課の名称を記載してください。	ご意見のとおり、担当部署が多岐に渡っております。計画の推進においては、区全体で横断的に対応するため、担当課の掲載は予定しておりません。
14	P.30	P30 方向性(1)【具体策】タイトル 「ダイバーシティ・インクルージョンの推進」ではなく、「ダイバーシティとインクルージョンの推進」ではないでしょうか。これ以外にも、具体策やコラムの名称がP27の表記と異なっているもの、抜けているものなどがあります。統一してはいかがでしょうか。	昨年12月の厚生委員会および策定委員会の資料では、ご意見のとおり資料となっておりますが、パブリックコメントの原稿では「ダイバーシティとインクルージョンの推進」に修正しております。
15	P.31	P31 2)【具体策】障害者差別解消法の普及啓発 「区では、区民一人ひとりが、障害および障害者への理解を深め、障害者への配慮や気配りができるように、品川区障害者差別解消法ハンドブックを作成し、国や都の刊行物とあわせて効果的に普及啓発を図っています」とありますが、資料は直接手に取って読む人が限られるため、ハンドブック作成や既存の刊行物の活用以外の、いわゆる資料頼りではない普及啓発の手段が望まれます。それについての具体策も講じて記載してください。	区報やホームページを活用して、継続して周知を図ってまいります。ご指摘を受けて、記載の文言についても追加修正いたします。
16	P.31	障害者等への配慮の深化 障害者差別解消法ハンドブックによる普及啓発、おたがいさま運動の周知や理解促進を図るため、区立学校児童などを対象にして研修実施などが挙げられているが、「助けてあげる対象」「気の毒な人」といった偏見にもなりかねないため、事前に大人の側(先生や職員等)が障害者平等等研修(DET)を受け	児童へのおたがいさま運動の学習会については、先生や職員が講師をしているわけではなく、平成30年度は社会福祉士の有資格者を含む区社会福祉協議会の職員が講師となり実施しております。

		ていただきたくことを希望する。	
17	P.32	P32 方向性(2)2) 「認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気です」とありますが、「脳の病気」という表現で問題ないでしょうか。病気というよりも、特有の症状や状態を表す言葉だと思うのですが。	特有の症状や状態を表す言葉だということは認識しておりますが、区民の方に分かりやすく伝えるために、「脳の病気」という表現にしています。
18	P.32	P32 2)【具体策】 認知症サポーター養成事業について、素案では「地域の人たちが認知症について正しく理解し、認知症の人や家族が困ったときに手助けをしてくれると、認知症になっても安心して住み続けることができます。金融機関、スーパーマーケットなどの企業、町会・自治会、高齢者クラブ、区立学校などと連携し、幅広い職種や世代の認知症サポーター養成を進めています」としてありますが、P15に「地域における支え合いの必要性は感じているものの、現在は仕事や家事・子育てなどで多忙である、健康に自信がないなどの理由から、地域の活動に参加していない人が多くいました」との記載もあり、すべての事業において「現在理由があってできていない人を、今後どうつなげていくか」の、より踏み込んだ具体策の検討が急務と思われます。「情報や機会があれば活動してみたいと思っている人も一定割合いました」とあるのも、今までの周知方法では十分でなかったことのあらわれとも思います。PDCAの評価と改善をきちんと行い、従来どおりの周知方法を繰り返すのではなく、さらなる工夫が必要と思いますが、それについてもご記載ください。	地域活動の参加者を増やしていくことは地域福祉における大変重要な継続課題だと認識しております。地域の方々の理解と協力が不可欠なものだと考えております。そのためには、一定の時間がかかるものだと思っておりますので、現在活動に参加いただいている方には継続して携わっていただけるように、また、新たな参加者を増やしていくことを引き続き検討してまいります。
19	P.33 、43 ～ 44、 46～ 47	フレイルにならないように、雇用と予防が同時にできるような展開を期待する。 独居の方の孤食が気になる。今までつながりのないサークルや町会への参加はハードルが高い。定年退職者が働ける場所をつくることで、要介護になるまでの期間が延びるのではないかと。食堂、ユースホステル、介護施設、住居が同じ建物内であれば、仕事もコミュニケーションもできるようになるので、そうした建物ができるとうい。	ご意見のとおり、区としても地域のつながりやボランティア活動、就業等によりフレイル予防につながると認識しております。 本計画においても、「誰もが役割を持ち、参画できる地域社会をつくる」ことを基本目標に掲げ、つどいの場やボランティア活動の拡充・周知により、気軽に参加できる環境の整備とともに、高齢者の就業を支援していきます。
20	P.41	P41 コラム 前ページに掲載されている、「支え愛活動会議」や「支え愛ひろば」についても記載してください。	ご指摘を受けて、P.40 具体策の内容について、注釈を追記します。

21	P.47	<p>P47 方向性(3)2)</p> <p>「高齢者や障害者等が、できるだけ長く社会とつながることに より、閉じこもりや孤立化を防止するため、様々な社会参加活 動や就業の支援を実施しています」とありますが、「できるだけ 長く」は高齢者向けの言い回しであり、障害者には適さないよ うに思います。そもそも高齢者に対しても「できるだけ長く」が 適切なのかも含めてご検討ください。</p>	<p>ご指摘を受けて、修正いたします。</p>
22	P.47	<p>P47 方向性(3)2)</p> <p>この具体策の例には、障害者では地域生活支援事業の記 載しかありません。東京都福祉保健局の資料によると、品川区 は生活介護・機能訓練・生活訓練・就労移行・就労継続 A・就 労継続 B の合計定員数の人口 1 万人当たりの数が、23 区で もっとも少ない結果になっています(人口 1 万人あたり 19.2)。 地域生活支援事業も大事ではありますが、「様々な社会参加 活動や就業の支援」を掲げるのであれば、地域生活支援事業 だけを具体策として取り上げるのではなく、この障害者の地域 生活基盤整備の、23 区で最も遅れた現状を改善するような具 体策も記してください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>【地域福祉計画の位置付け】に基づ き検討した結果、掲載する予定はご ざいませぬ。</p>
23	P.48	<p>P48 方向性(4)1)【具体策】</p> <p>「子ども若者応援フリースペースの開設」とありますが、「活 用」等でなく「開設」としているということは、すでに 1 カ所開設 しているものに加え、他にも開設を目指しているということでは しょうか。つまり、品川区内に複数箇所の「子ども若者応援フリース ペース」を展開していくということでしょうか。</p>	<p>現時点では、子ども若者応援フリース ペースを拠点にしなが、居場所 機能の充実と関係機関との連携強 化を図ることが重要であると考えてお ります。今後の展開につきましては、 施設の利用状況や利用者のニーズ を把握する中で検討してまいります。</p>
24	P.48	<p>P48 方向性(4)1)【具体策】</p> <p>「子ども若者応援フリースペース」は非常に重要ですが、フ リースペースにも行くことのできない重度のひきこもりの方もいま す。保健所などで対応をしていることと思いますが、フリースペ ースへも来られない方に対してのアプローチについても具体 策に記載してください。P60 でアプローチについての記載が ありますが、具体策として挙げられているのは認知症高齢者と 精神障害者で、どちらにも当てはまらない人が「制度の狭間」 に陥りがちです。フリースペースには通えないが精神障害者 でもない、ひきこもりの方に対するアプローチの記載をお願い します。</p>	<p>「制度の狭間」については、大変重 要なことだと認識しています。</p> <p>本計画では、P.54 に記載のとおり、 相談者が複合的な問題を抱える場 合等は、相談者の世帯全体の状況 に応じて分野横断的に適切な調整 や連携を図ってまいります。</p>
25	P.48	<p>P48 方向性(4)1)【具体策】</p> <p>品川区の適応指導教室「マイスクール五反田」「マイスクール 八潮」では、発達障害への対応が十分にはできていないと聞</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>【地域福祉計画の位置付け】に基づ き検討した結果、掲載する予定はご</p>

		<p>いています。不登校になる背景のひとつとして(手帳の交付されないような軽度の)発達障害が言われている現状もふまえ、ぜひこれらの適応指導教室でも発達障害への対応が積極的・適切になされるよう、本計画の具体策に盛り込んでください。</p> <p>発達障害の影響で不登校になった子が、適応指導教室に通おうとしても、そこで発達障害への理解・対応が十分でないがためにまたそこへも通えず、本格的な不登校・ひきこもりにつながっていくようでは、せつかくの施策も逆効果になると思います。そういうことのないよう、適応指導教室の職員の障害理解・対応、またカリキュラム等についての見直しをお願いします。</p>	<p>ざいません。</p>
26	P.48	<p>P48 方向性(4)2)【具体策】</p> <p>「子どものいる生活困窮家庭に、カウンセリングや家庭訪問を実施し、必要に応じ、適切な機関や事業を紹介します」とありますが、「適切な機関や事業」とは具体的に何を指しますか。また、カウンセリングや家庭訪問を実施しているのはどこの部署(または団体)ですか。</p>	<p>「カウンセリングと家庭訪問」は生活福祉課が所管しています。</p> <p>必要に応じて、子ども手当や学習支援などの事業を紹介しています。</p>
27	P.50	<p>P50 方向性(5)2)</p> <p>「公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリーの推進」の一つとして、目下検討されているコミュニティバス導入について触れてください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>【地域福祉計画の位置付け】に基づき検討した結果、掲載する予定はございません。</p>
28	P.51	<p>「外出しやすいまちづくりを進めるために、「商店街の店先自転車放置」の課題に対応してほしい。</p> <p>特に、武蔵小山商店街は店先放置自転車数が多く、店先の歩行の迷惑となっている。歩行者の中には、目が不自由な方、ベビーカーや車椅子の方などもおり、障害物(自転車)が行く手を阻み、衝突して事故につながることも考えられる。</p> <p>一方、戸越銀座商店街にはほとんど自転車の店先放置は見当たらず、駅や商店街の各所に駐輪場が設けられ、ルールが守られていることが理由と思われる。</p> <p>武蔵小山商店街だけでなく、区全体の商店街の「自転車駐車マナー」を取り上げていただきたい。</p>	<p>本計画では、「放置自転車防止の啓発活動」を記載しております。引き続き、鉄道事業者や町会等と協力・連携し、駅前・商店街での自転車等の放置禁止の働きかけによりルールとマナーの徹底を推進してまいります。</p> <p>また、「商店街の店先自転車放置」については、重要な課題と認識しておりますので、ご意見として承ります。</p> <p>なお、現在武蔵小山駅周辺地域の再開発が進められており、誰でも利用できる駐輪場の整備も予定しております。</p>
29	P.51	<p>有事の際の避難時場所として、公園や公共施設の空間確保も必要であろうが、学校の校庭、公園のグラウンド、民間の空きスペースなどを有効活用し、駐輪場の設置を増やし、マナー違反の商店街の自転車駐車(放置)を取り締まってほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>併せて、ルールとマナーの徹底を推進してまいります。</p>

30	P.51	<p>P51 方向性(5)4)</p> <p>「多様な外出の支援」「身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています」とありますが、品川区では視覚障害者のガイドヘルパーの数がただでさえ足りない状況であるというのに、例年行われていた「同行援護従業者養成研修」が今年度は見送られるらしいと聞いています。大変由々しき事態であるので、ぜひ具体策に「同行援護のガイドヘルパーの養成とサービスの充実」を加えてください。</p>	<p>視覚障害者の外出支援については、大切な課題だと認識しております。区では、おたがいさま運動の普及啓発等によりまちなかで困っている人への声かけなどを推進していくこととして、現時点では掲載する予定はございません。</p>
31	P.51	<p>P51 方向性(5)4)</p> <p>「多様な外出の支援」「身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています」とありますが、品川区では現状で行動援護に対応できる事業所がありません。今度「品川区障害児者総合支援施設」に入る事業所が行動援護を実施するという話もあり、それを機会に0が1になるのであれば、ぜひ具体策に「行動援護サービスの充実」を加えてください。</p>	<p>意見として承ります。</p> <p>専門性が高い課題であり、【地域福祉計画の位置付け】に基づき検討した結果、掲載する予定はございません。</p>
32	P.51	<p>P51 方向性(5)4)</p> <p>東京都福祉保健局の資料によると、品川区の移動支援の人口10万人当たりの実利用人数は、23区でずば抜けて少ない結果になっています(人口10万人あたり29.7人。23区平均では104.5人)。品川区の手帳所持者数は23区平均をやや下回る程度であり、移動支援の支給対象者が他区に比べて大幅に少ないわけではないのに、です。この理由として、◎サービスの周知不足、◎相談支援時の記載量and/or支給決定時の支給量の絞り込み、◎移動支援の事業所およびヘルパー不足、が考えられます。「多様な外出の支援」「身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています」とするのであれば、この問題を解決する具体策をぜひ計画に盛り込んでください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>移動支援の重要性は認識しており、事業を進める中で検討してまいります。</p>
33	P.51	<p>P51 方向性(5)4)</p> <p>品川区の移動支援従業者養成研修は、NPO法人みらいが、区から委託を受けて行なっています。本研修の実施の周知は、区報で行ってはいるものの、NPO法人みらいのホームページでは、2017年の実施の案内のみで更新がされていません。掲載が少ないということは、インターネットで検索しても、情報にたどりつける確率が少なくなることを意味します。今後事業を委託をする団体には、養成研修実施の際は区報以外</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

		に、法人のホームページなどで可能な限り周知を行なうよう、団体にきちんと指示を出してください。また、開催直前に区報に情報が載るようでは、受講したくても予定が入っていて受けられない人も出てきます。情報は、早めに、多く載せることが肝心と思われます。「身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています」とするのであれば、移動支援の従業者をより増やすため、PDCA にのっとり、周知の方法を今一度見直してください。	
34	P.51	P51 方向性(5)4) 「身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています」とするのであれば、移動支援を就労継続Bなどの通所に利用できるようにしてください。	ご意見として承ります。
35	P.51	P51 方向性(5)4) 23区各区の、聴覚障害者一人当たりの手話通訳派遣者登録数を調べた資料によると、品川区は23区で二番目に少ない数値になっています。区主催の講演会等において手話通訳者を配置するのは、自治体として最低限実施すべき事項と思われます(公的機関の合理的配慮提供は法的義務)。計画ではそれにとどまらず、根本問題としての手話通訳者不足を改善するために、登録者数を増やす試みを計画に記載してください。	担い手を増やしていくことは大切な課題だと認識しています。 ご指摘を受けて、文言を一部修正いたします。
36	P.54	20年前にダブルケア(認知症の親、発達障害の子)の状態での経験があり、「包括的な相談支援体制の充実」は重要だと思う。その当時、親の通所先職員からの助言で救われたため、家族支援が大切である。	区では、これまで各分野の専門性を活かした相談支援体制を充実してきましたが、ダブルケアに代表されるように複合的な課題が増えており、相談者とその家族が抱える課題に対して適切な支援につなげるように、行政だけでなく専門職や関係団体等との分野横断的な連携を強化してまいります。
37	P.56	「障害者の相談支援体制の充実」として在宅介護支援センターを拠点とするのであれば、保健師、心理士、精神保健福祉士等に常駐してもらいたい。	障害のある人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、「障害者の相談支援体制の充実」として、相談員の専門性をより高めていくことは重要なことと考えています。 在宅介護支援センターを含め、相談

			支援事業所の拡充を図ってまいります。
38	P.56	「発達障害思春期サポート」を重点施策としてとりあげていた だき、感謝する。スタッフとして手伝いながら利用している。	発達障害・思春期サポート事業について、日頃ご協力いただきまして、ありがとうございます。 重点施策である「障害者の相談支援体制の充実」を図るための具体策として、引き続き実施してまいります。
39	P.56	P56 3)【具体策】 在宅介護支援センターで障害者の相談支援を行なう件については、障害者福祉課が、地域自立支援協議会や障害者団体、障害当事者に諮りもせず、勝手に提案してきて「平成31年度の実施を目指す」としていました。一度大々的に掲げておいて、あとになって関係団体等に対してヒアリング等を実施していますが、順番が逆で、「結局は実施ありきで、ヒアリングなんてしょせん形式だけの免罪符なのでは」と思われます。こういった当事者軽視の、課主導のやり方には本当に違和感があります。「障害者にはこういう仕組みがいいだろう」という品川区のお仕着せのシステムに、当事者は本当に振り回されてきました。計画もそうですが、いかに当事者の声を聞いて、その意見を反映させるかが重要です。今後もこのような課による暴走が起きないように、戒めをこめた計画にしてください。	ご意見として承ります。 本計画は、地区懇談会、策定委員会、区民アンケート等で多くの方からいただいた意見を反映し、策定してまいりました。引き続き地域の方々と推進してまいります。
40	P.56	P56 3)【具体策】 在宅介護支援センターで障害者の相談支援を行なう案について、課はよく「障害者の高齢化」を理由にしますが、若い世代の障害者もたくさんいます。それは、障害児通所支援の受給者証所持者が年々増えていることから明白です。高齢障害者の相談支援を在宅介護支援センターで担うのは理解できても、20代の若い障害者までもそこに任せるのは無理があると思います。相談支援の事業所が増えるのは良いことですが、まずは相談支援の実績のある民間などの事業所を誘致することが先決です。区は民間を入れることについて、なぜこれも消極的なのでしょう。消極的でないのなら、具体策には在宅介護支援センター頼りの案だけではなく、民間事業所の誘致についても併せて記載してください。	ご意見として承ります。 【地域福祉計画の位置付け】 に基づき検討した結果、掲載する予定はございません。
41	P.56	P56 3)【具体策】 区の資料によると、在宅介護支援センターで障害者の相談支援を担う場合、またも地域割で行うことを想定しているように見受けられます。地域割をセーフティネットとして設定するの	ご意見として承ります。

		<p>はいいですが、「相談支援事業所が自由に選べない」となると大いに問題です。障害者にも選択の自由はあるべきです。相談支援事業所の絶対数が増えるだけでなく、当事者が自分に合った事業所を選べるようになるべきだと思います。</p>	
42	P.56	<p>P56 3)【具体策】</p> <p>療育支援体制の強化について、冊子2点の作成と配布を挙げていますが、それ以前に、障害児相談支援の体制が整っていないことの改善についての具体策を明記してください。冊子の作成と配布で療育支援体制が強化できるとは到底思えません。療育支援のベースとなる障害児相談支援なくして、体制強化はありえません。多いところでは数十カ所の障害児相談支援事業所を有する区もあるのに、未だに区の障害者福祉課のみが障害児相談支援を担っている区は、23区でも品川区だけではないですか。国は「平成26年度までにすべての対象者に実施」としているのに、平成30年度末になっても、うちの障害児には障害児相談支援が実施されていません。品川区は国の言うこともきちんと実施できない自治体なのですか。障害者福祉課の職員2～3名で、数百人いる対象児の相談支援を適正に行うことなど到底無理です。この事態が、どれだけ区内在住の障害児にとって不利益になっているか、区は本当に理解できているのでしょうか。ここを改善するつもりがあるなら、きちんと本計画に具体策として掲載してください。品川区では「冊子を作って配ります」で改善策とするのが常態化していますが、それ以前の体制が整っていないのですから、冊子の作成・配布で改善できる問題ではありません。これ以上障害児のいる家庭をいじめるのはやめてください。品川区のやり方には本当に困らされています。迷惑です。</p>	<p>No.42～45のご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。</p>
43	P.56	<p>P56 3)【具体策】</p> <p>療育支援体制の強化について、冊子2点の作成と配布を挙げていますが、ここは「障害者の相談支援体制の充実」(重点)の施策なのですから、冊子云々ではなく、相談支援の具体策について書くべきだと思います。それとも、品川区での障害児の相談支援体制の充実・強化は「冊子の作成・配布・活用」のかたちで行うということを示しているのでしょうか。</p>	<p>No.42～45のご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。</p>
44	P.56	<p>P56 3)【具体策】</p> <p>「障害児の発達状況や生活状況、医療や福祉情報等を保護者が記録できる『しながわっこのサポートブック』の活用も周知しています」とありますが、障害児のいる我が家は配布されたこともなければ見たこともないので、「周知しています」という言</p>	<p>No.42～45のご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。</p> <p>なお、「しながわっこのサポートブック」については、必要な方にお届けできるよう、さらなる周知を検討してま</p>

		い回しに違和感があります。その書き方で問題ないのであれば、どう方法で周知してきたのか具体的にお教えください。	います。
45	P.56	P56 3)【具体策】 「配布しています」「周知しています」と既にできていることを書くのではなく、障害児相談支援という現在適正実施ができていない自治体としての必須事項があるのですから、それを適正実施するための具体策を書くべきだと思います。現状では、この具体策は「これまでやってきた作成・配布・周知の継続のみ」と読み取れ、タイトルの「療育支援体制の強化」の「強化」の文言に対応していないように思います。	No.42～45のご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。
46	P.56	P56 3)【具体策】 療育支援体制の強化とありますが、品川区では、障害者福祉課が区内で唯一稼働している障害児相談支援事業所であるのに、障害児の相談体制が十分ではなく、放課後等デイサービスを利用したいという保護者に対し「皆さん月10日でお使いいただいています」といって子どもの状態を見ずに日数を指定してきたり、「放課後等デイサービスは月10日まで。それ以上利用したい人は、日中一時支援を検討して」といってまったく役割の違う日中一時支援に誘導したり、人員不足により障害児相談支援のサービス担当者会議が実施されないなどの事態が常態化しています。こういうことが起きているのは、療育支援体制の根幹にあるべきはずの障害児相談支援が適正に行われていないことが原因です。また、障害児相談支援がこの状況であるのに加え、区が要綱で放課後等デイサービスの支給日数を「基本月10日」としていることも「放課後等デイサービスガイドライン」違反であり、適正な相談支援の実施を拒む大きな要因になっています。要綱だけ改正しても、また障害児相談支援体制だけ是正しても意味がありません。その両方を改正し、正しい相談支援が実施できるようにしてください。	ご意見として承ります。 【地域福祉計画の位置付け】に基づき検討した結果、掲載する予定はございません。
47	P.56	P56 3)【具体策】 具体策「地域生活支援拠点の整備」の「地域の社会資源を活かした居住支援のための機能の面的整備を推進し、地域生活支援拠点機能の構築を図ります」が、具体的に何をどう指しているのかがわかりません。誰が読んでもわかるよう、もう少し具体的な内容に書き直してください。	ご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。
48	P.56	P56 3)【具体策】 「地域生活支援拠点の整備」とありますが、東京都福祉保健局の資料によると、品川区の共同生活援助(グループホーム)	ご意見として承ります。 【地域福祉計画の位置付け】に基づき検討した結果、掲載する予定はご

		<p>の定員数は、人口1万人当たり1.7の数値で、23区では千代田区に継いで二番目の少なさになっています。本計画策定の趣旨として「住み慣れた地域で安心して暮らしていくことをめざす」とするならば、グループホームの増設は必須と思われます。「障害者グループホーム等整備費補助事業」の実施をもっても増えないのであれば、PDCAにのっとり、補助金額の見直しや周知方法、また他の手立てについても検討すべきと思われます。「地域生活支援拠点の整備」にグループホームも含まれるのであれば、具体策に記載してください。方向性(3)に含まれるのであれば、そちらに記載してください。</p>	<p>ございません。</p>
49	-	<p>発達障害という言葉が、一般的にも少しずつ認知されてきているが、義務教育の段階で発達障害かどうかという認識や判断がないままに高校や大学、社会人になってから気づく例も多数あると思われる。発達障害と気が付かないまま生きづらさを抱えて引きこもりになったり、社会に適応できなくなってしまうのは、社会にとって大きな損失になる。</p> <p>区内には、頑張っているNPO団体もあるが、施設やスタッフの質も量も不足しており、区としての支援も他の行政と比べて十分とはいえない。</p> <p>若者たちに対して、自分の居場所や進む道を見つけられるような行政の応援体制支援を充実させていただきたい。</p>	<p>若者たちへの支援体制につきましては、居場所機能や総合相談をはじめ、社会参加の機会の確保など、今後も充実するよう努めてまいります。</p> <p>なお、発達障害に特化した支援としては、療育事業から始まり、保護者からの相談や本人達の居場所・活動を支援する思春期サポート事業を実施してまいりました。また、「ぶらーす」においては、成人期に初めて障害に気づいた方等からの相談や就労支援等の事業を展開しております。</p>
50	-	<p>青物横丁駅前交差点の歩道橋を撤去して歩車分離交差点にしてほしい。</p>	<p>ご意見の内容については、これまで様々な場面で要望をいただいております。区から、管轄する国土交通省東京国道事務所へ伝えたと、歩道橋の撤去は難しいが、安全安心な通行の確保に善処する旨の回答をいただいております。</p> <p>今回もご意見として承ります。</p>
51	P.56	<p>発達障害の認知は少しずつ広がっているようではあるが、実態の理解はまだまだである。適切な支援があれば能力を発揮でき、社会にも貢献できるはずの発達障害当事者が、十分に活用されないまま埋没されてしまうことは残念であり、不経済と言える。これまで見過ごされてきた発達障害者への支援は欠かせないし、今後ますます拡大されていかなければならず、特に10代、20代に対する支援は重要だ。教育の重要性、育成することの大切さは理解できるし、共感する。このような支</p>	<p>大切なご意見と認識しており、「障害者の相談支援体制の充実」を図りつつ、推進してまいります。</p> <p>なお、今後、発達障害の方への相談支援の充実を検討してまいります。</p>

		援こそ行政が責任を持つべきではないか。	
52	P.62	<p>P62 【具体策】</p> <p>具体策の例として、障害者就労支援センターの記載しかありません。P47 では地域生活支援事業の記載がありますが、東京都福祉保健局の資料によると、品川区は生活介護・機能訓練・生活訓練・就労移行・就労継続 A・就労継続 B の合計定員数の人口 1 万人当たりの数が 19.2 で、23 区でもっとも少ない結果になっています。品川区では、就労継続 B に通える能力のある方が、自力通所が困難という理由で生活介護を利用せざるを得ないケースがあります。そういった方が就労継続 B に通えるような手立てを講じることで、ゆくゆくは就労へ移行していくことも可能と思われます。就労支援もちろん大事ですが、就労に移行する前段階として、就労継続 A・就労継続 B 等の事業所を増やす、また移動支援の通所利用を可能にするなどの具体策も記してください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>掲載する予定はございませんが、事業を推進していく中で検討してまいります。</p>
53	P.63	<p>P63 コラム</p> <p>保護司の「日々地域を見守ってくれています」の表現は適切でしょうか。</p>	<p>ご指摘を受けて、文面を一部修正いたします。</p>
54	P.64	<p>P64 方向性(5)【具体策】</p> <p>すけっと品川養成講座について、ネットで検索しましたが、十分な情報が得られませんでした。「開催を支援しています」ということは、区からある程度の金銭的な支援があるのでしょうかから、支援する以上、また「新たな福祉の担い手の確保に努めていきます」というのであれば、実施主体側のホームページ等で十分な情報提供や告知をするよう、先方にその旨きちんと伝えてください。現状のやり方では担い手が増えないのであれば、漫然と行わず、PDCA にのっとって改善を行なう必要があると思います。</p>	<p>これまで行っていた区報、ちらし配布に加えて、さらに情報発信を強化していけるよう、実施主体へご意見をお伝えさせていただきます。</p>
55	P.64	<p>P64 に「制度の狭間」とありますが、すまいるスクールでは、小学校 4 年生以上になると午後 6 時以降の利用ができません。障害児の放課後等デイサービスや日中一時支援の対象ではないが、一人での下校・留守番が難しい児童などの場合、保護者の就労時間の見直しが必要になります。また、すまいるスクールでは、発達の気になる児童に対する職員の対応が適切でないケースが散見されます。支援学校や放課後等デイサービスを利用するような障害児でなく、かといって健常児と同様の支援では難しい児童が、すまいるスクールの「制度の狭間」に陥りがちです。そういった子どもたちの支援について、計画に記載してください。</p>	<p>既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」の問題については、生活支援等福祉サービスの充実という観点から、行政のみで対応するものだけでなく、民間事業者やその他団体との協力・連携により図っていくものと考えております。今後も P 64 に記載のとおり関係機関と地域の方との連携を図ってまいります。</p>

5. 第4章について			
56	P.69	巻末にPDCAについての記載がありますが、本素案の内容からは、「PDCAの結果から、ここをこう改善する」というものが見えてきません。巻末でPDCAの図解をつけて説明するだけで終わらず、本計画を作成するに当たり、一つ一つの項目で、PDCAの評価結果をどう踏まえ、どう改善案(具体策)を講じたのかがわかるような記載にしてください。	地域福祉計画を推進する中で、関係機関等と検討してまいります。
6. その他			
57	-	区民アンケートおよび専門職アンケートの結果は公開されているのでしょうか。アンケート結果を公開する場合は、区のホームページ上で、自由意見も含めて、回答のすべてを公開してください。	アンケート結果については、第1回品川区地域福祉計画策定委員会の資料として公開しています。ただし、個人や団体を想定できる内容も含まれているため、一部の掲載とさせていただきます。
58	-	パブリックコメントの結果公表では、意見の本文を要約せず、送付されてきたままを載せてください。「障害福祉計画・障害児福祉計画」の結果公表では、当初要約した意見が掲載されましたが、のちに地域自立支援協議会の委員あるいは他の方からの指示があったのか、再度原文のままで作成し直されました。本計画でも、送付された意見の本文を担当課で勝手に要約せず、送付者の意向を尊重して、原文のまま載せてください。	全文を載せることで、ご趣旨が伝わりにくくなることもあるため、一部要約して掲載させていただきます。なお、本ご意見送付の方からのご意見については、ご意向のとおり原文を掲載させていただきます。
59	-	渋谷区では、介護保険の要支援・要介護認定を受けた人に、協力店で利用できる食事券を販売しています。1冊(10枚綴り)で、2,500円分が1,000円で購入できるそうです。高齢者が「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」ため、品川区でも同様のサービスを検討してください。こういう仕組みは、地域の商店の活性化にもつながり、結果的にまちが元気になる一助になると思います。	ご意見として承ります。
60	-	計画策定の趣旨として「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」とありますが、東京都福祉保健局の資料によると、品川区の重度訪問介護の利用者一人当たりの月間サービス量は125.5時間で、23区でもっとも少ない値です(23区平均は265.2時間)。この時間数では重度の障害をもつ人が「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」のは困難です。品川区の支給決定基準の要綱では、重度訪問介護は1日当たり8~10時間が上限基準量となっており、これは地域自立支援協議会でも問題になっています。「上限を超えて支給されている人も」と区は説明しますが、そもそもこういった上限を設けてい	ご意見として承ります。掲載する予定はございませんが、事業を進める中で検討してまいります。

		ること自体が問題です。また、支給決定以前の段階として、相談支援の場で相談支援員によってサービス量が絞り込まれるという話も耳にします。「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」ために、重度訪問介護やその他サービスの支給決定基準と相談支援のあり方の見直しを計画に盛り込んでください。	
61	-	計画策定の趣旨として「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」とありますが、東京都福祉保健局の資料によると、品川区の居宅介護の利用者一人当たりの月間サービス量は12.7時間で、23区で二番目に少ない値です。また、身体・知的・精神の手帳保持者で居宅介護を利用している人の割合は1.06%で、23区でもっとも少ない値でした。品川区の手帳保持者の割合は、23区平均をやや下回る程度で、決して障害者が少ないわけではありません。障害者の居宅介護の利用率が低く、かつ利用者が非常に少ない時間数しか使っていないことの原因として、①サービスの周知不足、②相談支援時の記載量 and/ or 支給決定時の支給量の絞り込み、③居宅介護の事業所およびヘルパー不足、の3つが挙げられると思います。「住み慣れた地域で安心して暮らしていく」ために、この改善についての方策を計画に盛り込んでください。	ご意見として承ります。 掲載する予定はございませんが、事業を進める中で検討してまいります。
62	-	障害者にかかわる支援者不足が、障害者の自立を阻んでいる。P19区民アンケート結果を見ると、活動していない人と回答した人の中で15パーセントの方が活動してみたいと回答している。シルバー大学や町会で、障害者とつながれる機会(たとえば、移動支援の従業者になりませんか、施設で活動してみませんか)の提供を考えてもらえないか。	地域活動の参加者を増やしていくことは地域福祉における大変重要な継続課題だと認識しており、地域の方の理解と協力が不可欠なものだと考えております。そのためには、一定の時間がかかるものだと思っておりますので、現在活動に参加いただいている方には継続して携わっていただけるように、また、新たな参加者を増やしていくことを引き続き検討してまいります。
63	-	発達障害の子が現在小学生で、学校では特別支援教室等での支援を受けられている。同じ学校でも特別支援教室を利用する子が増えており、発達障害が早期にわかって支援を受けられるのは大変なことだと考える。これだけ発達障害を持つ子が多くなっている現状があるので、義務教育終了後また成人後もこの子たちが住み慣れた品川でサポートを受け安心して暮らし続けられるよう、質・量ともに充実した福祉を望む。	ありがとうございます。 なお、今後も発達障害を持つ子が安心して暮らしていけるよう質・量とも充実を図ってまいります。
64	-	障害のある方で、品川区内のグループホームに空きがなく、	ご意見として承ります。

		<p>栃木や青森などの遠方で暮らすことを余儀なくされている人たちを、どのようにして住み慣れた品川に戻すかの方策を示してください。地方で暮らさざるをえない人たちをカウントから外すのはやめてください。</p>	<p>掲載する予定はございませんが、事業を進める中で検討してまいります。</p>
65	-	<p>本計画の区民向け説明会を実施してください。多くの自治体で行われています。障害のある方、高齢の方など、これだけのページ数のある計画を読むことに困難を感じる方が多くいます。「やさしさと支え合いのまち」を目指すなら、「読めない人はしょうがないね」として置き去りにするのではなく、わかりやすい言葉で(手話通訳も実施して)本計画を紹介する説明会を複数回実施してください。区で策定する他のどの計画よりも、本計画がその性質上、もっとも区民向け説明会を実施すべき内容のものだと思います。</p>	<p>策定にあたっては、支え愛活動会議の委員を中心にした地区懇談会を区内全13地区で開催し、いただいたご意見に沿って一部修正も行いました。今後も、地域福祉計画の普及に向け広く周知を図ってまいります。</p>

地域福祉計画 地区懇談会でいただいたご意見と区の考え方について

*各地区懇談会では、概要版により説明しており、ご意見内容について本編に記載している場合は、該当ページを伝え、回答させていただきました。

No.	該当箇所	ご意見(要約)	区の考え方
1. 計画全般について			
1	全体	居場所などができていても、地域の方に知られていない。広報や町会・自治会の回覧版等だけでは周知できないので、わかるようにお知らせいただきたい。	各事業の周知については、全庁的な課題と捉えております。広報紙、ちらし、ホームページ、SNSの活用など様々な場面でより多くの方に情報が届けられるよう工夫してまいります。
2	全体	PTAでも子どもを見守るといふ83運動をやっているが、区ホームページ等で個別の事業の記載があっても、情報の横の連携がない。インスタグラムやSNSを活用して見守りや気づきなどをPRしてもよいのでは。	
2. 第1章について			
3	P2	地域共生社会の中では医療ということであってあるが、八潮の中で医療施設、診療所と称される病院などが減ってきている。区として地域格差をないようにしながら、医療関係を充実させてほしい。	重要な課題として認識しておりますので、ご意見として承ります。
4	P2	地域共生社会のイメージでは医療機関、薬局、商店街などが書かれているが、地域と連携できていない団体が地域に入ってくるためのしくみづくりも必要ではないか。地域とからんで展開していけるような働きかけを引き続きおこなってほしい。	地域を活性化するためには、まだ連携ができていない事業者等どのように連携するかが今後の課題だと認識しています。本計画を推進する上で、引き続き検討してまいります。
3. 第2章について			
5	P10、12	骨子案4ページにある人口データでは、昨年のデータが書かれている。八潮は人口が減っていて高齢者の割合が上がっており、ゆゆしき事態である。八潮のみ、統計でも高齢者の割合が多いことを見せたいかないと、納得性は出てこなくなるし、緊迫感にもつながらないため、新しいデータを出してほしい。	他の人口統計と合わせて、2019年1月1日現在の人口データにしました。
4. 第3章について			
6	概要版 P.5～6	概要版では、具体的にどうするのかということがわかりづらい。	区の具体的な取り組みは、本編に掲載しているところですが、概要版でも内容がわかるよう施策の体系に「具体策」も明記いたします。
7	P35	町会で見守り活動をやっているが、同じ見守りの主体として、町会、民生委員、支え愛・ほっとステーション、在宅介護支援センターがある。それぞれの機能がもっと連携した方がよいと思う。	様々な主体が重層的に見守ることで、地域の隙間を埋めていきたいと考えています。 なお、対応事例によっては、適切な機関につながるよう連携を強化してまいります。
8	P35	「地域による見守り事業の充実」に関連し、高齢者の見守り事業に10年前から自治会として参加しており、今年度で助成期間が終了すると思うが、今後の方向性があれば教えてください。	具体策「高齢者等を地域で見守るネットワークづくり」で町会・自治会の見守り活動の支援について掲載しています。活動助成については、前向きに検討してまいります。

No.	該当箇所	ご意見(要約)	区の考え方
9	P43	計画の中にサロン活動の記載もあるが、実際にこれから地域で実施しようと思ったときに、区からの助成はあるのか。	ほっと・サロンとして開設する場合や、町会・自治会の見守り活動の一環としてサロンを開催する場合には、一定の費用を助成しています。
10	P43～45、48	子ども、高齢者、引きこもり、生活困窮者のお子さんなどの居場所づくりで、空き家を活用できないか。	P43～45の「多世代による支え合いの地域づくり」やP48「様々な生きづらさを持つ子ども・若者への支援」の中で、居場所としてのサロン活動の拡充や地域の中で子どもを育てる拠点の整備、引きこもり等困難を有する子ども・若者への居場所づくりについて記載しています。権利者や耐震性の問題もあり、空き家の活用については記載しておりませんが、地域にある様々なものを活用しながら、居場所づくりに取り組んでいきたいと考えています。
11	P46	P.2地域共生社会のイメージでは医療機関、行政、企業・NPOや社会福祉法人など、地域とそれぞれの立場を書かれているが、この計画に記載される多岐にわたる内容の大半の主体は地域の人たちになるのではないか。地域で行うためにはマンパワーの課題が大きいですが、どのように記載されているかわからない。また、有償ボランティアなど財政的な支援などを充実させてマンパワーを活用する工夫なども必要ではないか。	地域福祉は、手助けや支援を必要とする人たちが抱える生活上の様々な課題に対し、自分たちが住んでいる地域で一人ひとりがその人らしい生活を送れるように地域住民や事業者、行政が協力し、支え合う取り組みになります。その中で、地域住民の方、ボランティアの方の力は大変重要だととらえております。P46「ボランティア活動への参加の促進」では、地域活動に携わる人を増やしていくために、活動支援について掲載してありますが、計画を推進する上でマンパワーを活用する工夫についても検討してまいります。
12	P46、47	自治会の集会所で週2回テラスカフェを開催しているが、運営しているのは70前後の人たちだ。その人とたちが動けなくなると続かなくなるので、いかに元気なお年寄りを増やすのかというところが、一番大事なのではないか。	ご指摘のとおり、区としても元気な高齢者を増やすことが大事と考えております。本計画においても、「誰もが役割をもち、参画できる社会をつくる」ことを基本目標にしており、P46「社会参加を通じた生活の質の向上」において、地域活動やボランティアへの参加、就業等が、高齢者にとって生活の質の向上や生きがいがいづくりにつながると考え、社会参加を促進してまいります。